

# 第4章 生産局

## 第1節 生産振興総合対策事業

耕種と畜産の連携強化によって農業生産を総合的に振興する観点から、農業生産総合対策事業と畜産振興総合対策事業を再編・統合し、農業生産総合対策事業、畜産振興総合対策事業及び耕畜連携・資源循環総合対策事業の3つの柱からなる「生産振興総合対策事業」を創設した。

### 1 事業の趣旨

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号。以下「新基本法」という。）の下における農業生産対策の推進については、国内の農業生産を基本とした食料の安定的な供給の確保を図ることとして、国内農業生産の維持及び増大を目指すとともに、農業の自然循環機能の維持増進により、その持続的な発展を図ることが最重要課題となっている。

生産振興総合対策事業（以下「生産振興事業」という。）は、このような課題に対処するため、平成16年度までの期間に、新基本法第15条に基づく食料・農業・農村基本計画に示された発展方向に即して、耕種部門と畜産部門の連携強化等により、作物ごとの生産努力目標の達成に向けた生産・流通等に係る課題の解決、効率的で生産性の高い畜産経営体の育成、有機性資源の適正処理・循環利用の促進等に必要な総合的な生産対策を実施するものである。

### 2 事業の目標

生産振興事業は、1の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項に資するものとして、総合的に施策を推進するものとする。

- (1) 地域の諸条件及び消費者・実需者ニーズに対応した生産性の高い効率的かつ安定的な農産物産地の形成
- (2) 水稲と麦、大豆、飼料作物等の組合せによる収益性の高い安定した水田農業の確立
- (3) 畑作物、果樹、野菜、花き、地域特産物等の生産性及び品質の向上

- (4) 経営感覚に優れ、生産性の高い畜産経営体によつて生産の大宗が担われる生産構造の実現
- (5) 自給飼料基盤の強化等による生産コストの低減と飼料自給率の向上
- (6) 家畜改良増殖の促進及び飼養管理技術、受精卵移植関連技術等新技術の実用化・普及の促進
- (7) 生産段階から流通段階までの一貫した家畜衛生対策の実施による国産畜産物の品質面及び安全面での優位性の確保
- (8) 食肉処理施設の再編整備等による食肉の処理、加工及び流通部門での合理化の推進
- (9) 土づくりと化学肥料及び農薬の使用の低減を一体的に行う持続性の高い農業生産方式の導入及び定着
- (10) 家畜排せつ物、食品循環資源等有機性資源のリサイクルの推進
- (11) 耕種部門と畜産部門の連携による水田を活用した飼料作物の生産の推進
- (12) 耕種部門と畜産部門の横断的な総合コンタラクターの育成

### 3 事業の概要

#### (1) 事業の実施方針

ア 生産振興事業は、地域の実情に応じつつ、(2)の各事業を適切に組み合わせるとともに、各種関連事業との連携の下に総合的に実施するものとする。

この場合において、都道府県知事及び市町村長は、それぞれの事業間の相互関連に十分配慮し、事業実施主体等に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

また、生産振興事業の実施に当たっては、生産の組織化、作付けの団地化及び効率的かつ安定的な経営体の育成を図るとともに、水田農業経営確立対策の円滑な推進に配慮するものとする。

イ 生産振興事業は、地域農業の生産体制及び農畜産物の供給体制の抜本的強化のために実施するモデル性を有する事業であり、事業実施主体はマスタープランに基づき事業実施計画を作成し、計画的に事業を実施するとともに、定量可能な目標を立てその達

成に努めるものとする。

ウ (2)のうち農業生産総合対策条件整備事業及び耕畜連携・資源循環総合対策事業のうちの条件整備事業については、効果的な事業の推進の観点から、それぞれ産地システム化推進対策事業、消費者・実需者連携促進対策事業及び新技術・新品種導入対策事業並びに耕畜連携・資源循環総合対策事業のうちの推進事業を1年以上実施し、その効果が十分に発現することが見込まれる地域において実施するものとする。

エ 生産振興事業の実施に当たっては、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に考慮するものとする。

オ 統合補助事業の実施に当たっては、都道府県知事は、地方農政局長と協議の整った事業の実施計画に基づき、配分された予算の枠内において自らの裁量により地区別配分及び地区間の経費の流用ができるものとする。

カ 生産振興事業により、地方公共団体が公益的施設及びリサイクル施設を整備する場合にあっては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」の活用に努めるものとする。

## (2) 事業の内容

ア 農業生産総合対策事業

(ア) 産地システム化推進対策事業

担い手を中心とした生産体制の整備、合理的な作付体系の導入、効率的な流通体制の確立等を通じ、生産から流通までの一貫した産地体制（システム）の確立に向けて必要な事業を実施

(イ) 消費者・実需者連携促進対策事業

消費者・実需者ニーズに対応した生産者と消費者・実需者等との連携体制の構築や特色ある產品の開発・生産等を推進するために必要な事業を実施

(ウ) 新技術・新品種導入対策事業

生産性の向上等に大きく寄与し、技術革新の鍵となる技術、品種の実証による早急な普及・定着を図るとともに、地域段階における自主的な技術及び品種開発等を促進するために必要な事業を実施

(エ) 農業生産総合対策条件整備事業

(ア)から(ウ)の事業の効果的な推進を図るため、農産物の生産及び産地の形成に必要な共同利用機械・施設及び小規模土地基盤の整備

(オ) 団体推進事業

(ア)から(ウ)の事業を支援するため、全国的視点か

ら民間団体における革新的生産技術の開発等の推進

イ 畜産振興総合対策事業

(ア) 畜産振興対策事業

① 離農跡地の効率的な利活用、新規就農希望者のための研修施設の整備、地域内一貫生産体制の確立のための共同利用施設及びその他畜産施設の整備

② 酪農ヘルパー等支援組織の再編・統合のための条件整備、生産技術の高度化のための実技研修に必要な機械施設の整備、教育ファームの実施に必要となる設備等の設置

③ リース方式による生産技術高度化機械の導入に対する助成

(イ) 飼料対策事業

① 自給飼料増産のための自給飼料生産基盤の強化

② 高生産性飼料生産システムの確立及び日本型放牧の拡大等に必要な作付け条件の整備、機械施設の整備

(ウ) 畜産技術衛生対策事業

① 大規模酪農経営に適した泌乳能力検定システムに係る施設の整備

② 優良肉用種雄牛の造成・利用及び雌牛から受精卵を採取し供給するための施設の整備

③ 自動搾乳システム及び自動ほ育システムの実用化試験に必要な施設の整備

④ 家畜受精卵を活用した雌雄産み分け技術及び核移植・クローニング技術等の利用促進のための機械施設の整備

⑤ 家畜個体識別情報の活用促進

⑥ 家畜疾病の監視体制の強化及び検査の効率化や検査時間の短縮等を図るための機器、病原体の野外への汚染防止を図るためのバイオセキュリティ関連機器等の整備

⑦ HACCP方式による生産段階での高度な衛生管理の定着推進の体制整備

⑧ 家畜保健衛生所におけるBSE検査体制の強化を図るための機械施設の整備

(エ) 畜産物流通対策事業

① 生乳需給調整体制・広域乳質検査体制の整備、乳業の再編・合理化の推進

② HACCPシステムに対応した食肉センター及び衛生的な食鳥・鶏卵処理施設の整備、家畜市場の再編整備

(オ) 畜産振興総合対策推進指導事業

## (カ) 平成14年度補正予算

構造改革を加速するために緊急性の高い施策として、畜産経営の構造改革等の推進、食肉供給体制緊急高度化、死亡牛BSE検査体制緊急整備、自給飼料増産に必要な施設機械の整備及びBSEの発生により影響を受けた畜産経営の維持安定に必要な資金の円滑な融通を図るため、農業信用保証保険制度における機関保証の支援を実施

## ウ 耕畜連携・資源循環総合対策事業

## (ア) 資源循環型農業推進総合対策事業

環境と調和のとれた農業生産、家畜排せつ物等の有機性資源の適切な管理を図るため、家畜排せつ物、作物残さ等の有機性資源のリサイクル、土壤・作物条件に応じたたい肥の施用、緑肥の導入等による効率的な土づくりの推進、持続性の高い農業生産方式等の導入の促進

## (イ) 食品リサイクル総合対策事業

食品残さ、生ごみ等のリサイクルシステムの確立を図るため、排出側の消費者・食品産業と利用側の生産者の連携強化に必要な事業を実施

## (ウ) 耕種作物活用型飼料増産対策事業

国産飼料の供給体制のさらなる拡大を図るため、耕種農家と畜産農家の密接な連携体制の構築に必要な事業を実施

## (エ) 総合コントラクター育成対策事業

耕種部門と畜産部門の多角的な農作業を行う総合コントラクターを育成し、地域における効率的な産地体制の構築に必要な事業を実施

## (オ) 地域活性化プラン推進事業

地域提案に基づき、農畜産物の品目の自由な組み合わせ等による消費者・実需者ニーズ対応型の生産体制の構築を支援し、地域の創意と工夫による主体的な産地づくりを通じて地域の活性化を図るために必要な事業を実施

表1 予 算 額

14年度

農業生産総合対策事業	200億円
畜産振興総合対策事業	151億円
耕畜連携・資源循環総合対策事業	118億円
合計	469億円

## 第2節 水田農業経営確立対策

## 1 水田農業経営確立対策

## (1) 米の生産調整の経緯

米の生産調整については、稲作転換対策（昭和46～50年度）、水田総合利用対策（昭和51、52年度）、水田利用再編対策（昭和53～61年度）、水田農業確立対策（昭和62～平成4年度）、水田営農活性化対策（平成5～7年度）、新生産調整推進対策（平成8、9年度）、緊急生産調整推進対策（平成10、11年度）に続いて、12年度から水田農業経営確立対策を実施している。

## (2) 水田農業経営確立対策の概要

## ア 趣旨

現在の水田農業をめぐる状況は、米については、需給の不均衡が拡大する一方で産地ごとの価格・販売動向等に相当の差が生じており、他方、水田における麦・大豆・飼料作物等の生産については、その定着が図られていないという状況にある。

このような状況の中で、水田農業の再構築を図るため、平成11年10月末に「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策大綱」を決定し、その中において、需要に応じた米の計画的生産と水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産を柱とする総合的施策を講じることとしたところである。

このうち、需要に応じた米の計画的生産については、産地ごとに価格・販売動向等を踏まえた生産販売戦略と連動した計画的生産を円滑かつ的確に推進することが重要である。

また、水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産については、自給率が低く、現状では定着度の低い麦・大豆・飼料作物等の生産を品質・生産性の向上を図りながら定着・拡大し、実需者ニーズに対応した品質の良い、売れる作物作りを進めていくことが重要である。

これらを通じて、米と麦・大豆・飼料作物等を適切に組み合わせた収益性の高い安定した水田農業の確立を推進するものとしている。

## イ 生産調整対象水田面積等

## (ア) 生産調整の規模

a 平成14年度の全国の生産調整目標面積は、平成13年度と同様、緊急的に拡大した1,010ha（かい廃分を控除したベースで970ha）とした。

b また、需要に応じた米の計画的生産を的確に推進するため、米の生産数量及び作付面積に閑

するガイドラインの決定及び通知を行うこととし、全国の米の生産数量及び作付面積に関するガイドラインを875万t、1,676千haとしている。

(イ) 農業者別の水稻作付対象水田面積及び生産調整対象水田面積の決定

a 農業者別の水稻作付対象水田面積及び生産調整対象水田面積の決定は、食糧法に基づき策定する米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画に定める米穀の生産目標を基礎とし、国から都道府県、市町村、農業者順に決定し、通知する。

b aの決定手続きに先立ち、全体需給の調整を図る観点から、都道府県、市町村の順に行政機関及び農業団体等が、あらかじめ米の作付面積に関するガイドライン及び生産調整目標面積を提示する。

市町村段階では、農業者・地域の自主性の尊重の観点から、市町村等水田農業推進協議会において、市町村別生産調整目標面積を踏まえて策定した生産調整の実施方針を農業者に提示しつつその希望を聴くとともに、とも補償事業や地域間調整活動等を行うことにより、農業者の意向が極力反映されるよう十分な調整を行った上で農業者別の水稻作付対象水田面積及び生産調整対象水田面積を決定している。

ウ 水田農業経営確立対策の推進のための助成措置

需要に応じた米の計画的生産の確実な推進を前提として、米の作付けを行わない水田を有効活用し、自給率が低く、現状では定着度の低い麦・大豆・飼料作物等の生産を品質・生産性の向上を図りながら決定・拡大し、所得の向上と安定した水田農業経営の確立を図るため、以下の助成措置を一体的に実施する。

(ア) 経営確立助成

麦・大豆・飼料作物等の主産地形成に向け、作付けの団地化又は土地利用の担い手への集積、地域の気象条件等を踏まえた基本的な栽培技術の実施等の要件を満たして麦・大豆・飼料作物等の本格的生産に取り組む農業者を支援するための助成金を交付している。

なお、助成金の交付対象者はとも補償金の交付対象者であって、計画的生産実施者である。(表2参照)

(イ) とも補償

経営確立助成の措置を補完し、需要に応じた米の計画的生産の円滑かつ確実な実施、水田の十分

な活用、地域における水田農業振興等に資するよう、全国各地の農業者の拠出(水稻作付面積10a当たり4千円)と政府の助成により資金を造成し、地域における水田農業振興の取組の実態に応じて計画的生産実施者にとも補償金を交付している。(表2参照)

(ウ) 水田作付体系転換緊急推進事業(生産調整規模の緊急拡大に対する追加的助成)

平成13年度及び平成14年度においては、従来の生産調整規模963千haに加え、緊急拡大(47千ha)を行うことから、この緊急拡大に円滑かつ確実に取り組めるよう、とも補償、経営確立助成に加え、集落(地区)の生産調整の達成を前提として、追加的な助成を実施する。(表2参照)

(エ) 地域水田農業再編緊急対策

平成14年度から水田農業の構造改革を促進するため、「地域水田農業再編緊急対策」を実施することとし、この中の一取組として平成14年度に限り、集落(地区)単位の超過達成の面積に対し助成を実施する。(表2参照)

(オ) 稲作経営安定対策

稲作農家が安心して営農に取り組めるようにするため、生産者の拠出と政府の助成により造成した資金を用い、自主流通米の価格下落が稲作経営に及ぼす影響を緩和するための資金を交付している。

なお、この資金の交付対象者もとも補償の交付対象者であって、生産調整実施者である。

(3) 平成14年度における対策の実施状況

ア 平成14年度における水田農業経営確立対策の生産調整実施面積は、978千haであり、101.0%の実施率となった。

イ 生産調整実施面積のうち、作物作付けが591千haで全体の約6割を占めており、このほか、景観形成等水田8千ha、調整水田48千ha、水田預託3千ha、自己保全管理64千ha、土地改良通年施行3千ha及び実績算入261千haとなっている。

ウ 作物作付けの主要な内訳は、麦(103千ha)、大豆(102千ha)、飼料作物(111千ha)及び野菜(125千ha)の4作物で、全体の約7割を占めた。

表2 水田農業経営確立対策における助成金等の体系と水準

(1) とも補償及び経営確立助成等

(単価: 千円/10a)

種類		作物作付け			景観形成等水田	調整水田 ※ (2/3に換算)	保全管理 自己保全管理 土地改良 通年施行 ※ (1/3に換算)			
		一般作物		永年性作物等						
		麦・大豆 飼料作物	その他							
とも 補 償 交付 基準	一般	※ 20	※ 20	10	10	10	10			
	地区達成加算	3	3	3	3	3	-			
経 営 確 立 助 成	基本助成(一般型) (団地化型) (土地利用集積型)	40	20	-	-	-	-			
	水田高度利用等加算	10	-	-	-	-	-			
交付 単価	平成12 ・13年 度限り	基本助成(簡易型) (団地化型) (土地利用集積型)	30	10	-	-	-			

(注) 1 「とも補償」とは、生産者による拠出(水稻作付面積10a当たり4千円)と政府の助成により全国規模の資金を造成し、この資金から麦・大豆・飼料作物等の地域における取組の実態に応じて、とも補償金を交付する対策である。なお、とも補償金の受取対象作物、受取単価等については、市町村等水田農業推進協議会において設定する。

- 2 調整水田、保全管理、自己保全管理及び土地改良通年施行の不作付面積の換算率については、作物振興を通じた水田農業経営の確立を進めるために、段階的に縮小する。
- 3 「地区達成加算」とは、対策推進上の地区において米の計画的生産を達成した場合に加算するものである。
- 4 「経営確立助成」とは、需要要件、技術要件等を満たして取り組んでいる農業者及び生産集団を対象とし、団地化又は土地利用集積のいずれか一つを選択する。
- 5 「水田高度利用等加算」とは、麦・大豆・飼料作物のいずれかを含めた水田の高度利用(1年2作等)又はこれに匹敵する機械等の利用率の向上を進める場合に加算するものである。
- 6 永年性作物等については、一定年限に限りとも補償金を交付する。
- 7 自己保全管理については、市街化区域等では実績算入とする。

○生産調整規模の緊急拡大（4.7万ha）分に対する追加的助成

稲発酵粗飼料用稻等の稻による転作（子実前刈取りを除く）、そば	子実前刈取り	麦、大豆等の一般作物（稻による転作及びそばを除く）、たばこ、景観形成等水田	特例作物（たばこ及び野菜を除く）、永年性作物等、調整水田
2万円／10a	4万円／10a	1万円／10a	5千円／10a

(2) 超過達成の取組に対する助成（地域水田農業再編緊急対策）

平成14年度に増加した超過達成面積	25千円／10a
既存の超過達成面積	8千円／10a

### 第3節 農産物の生産対策等

#### 1 種子対策

主要農作物（稻、麦及び大豆）の生産においては、多様化する品種需要等の動向に即し、生産の基本となる優良種子の安定的な生産供給体制の確立を図ることが重要である。

このため、農業生産総合対策事業において、種子生産技術の高度化と品質管理体制の確立による種子の品質向上や合理的な種子生産団地の育成を推進した。

#### 2 米生産対策

##### (1) 生産動向

14年産水稻の作付面積は1,683千haと前年に比べて17千ha減少した。また、収穫量は8,876千tと172千t減少した。

作柄は、北海道で7月から8月の低温・日照不足等の影響がみられたものの、その他の地域では天候上の障害はおおむね少なかったことから、作況指数は101の「平年並み」、10a当たりの収量は527kgとなった。なお、関東以西では、高温・少雨による乳白粒、胴割れ米等の発生がみられた。

##### (2) 生産対策

米については、需要動向に即した計画的生産を図りつつ、麦・大豆等と組み合わせた収益性の高い安定した水田農業経営の展開を進めるとともに、消費者・実需者ニーズに応え、良質な米を安定的に供給しうる生産流通体制の確立を図ることが必要となっている。

このような課題に対応するため、農業生産総合対策事業において、稻・麦・大豆の土地利用型作物を一体として捉え、共同利用機械・施設の整備等による担い

手を中心とする効率的な生産流通体制の構築や、合理的な作付体系の導入・定着等を推進した。

また、経営体の飛躍的な規模拡大に資する直播栽培を中心として、レーザー均平技術等の大区画ほ場に対応した生産技術を組合せた技術体系の確立・普及を推進するとともに産地の連携により、実需者ニーズに対応した広域的な流通体制の整備や、中山間地域等において、気温の日較差等立地条件を活用した産地形成や産地精米等の付加価値の高い米づくりを推進した。

さらに、農地流動化部局との連携の下、産地における担い手のリストアップや担い手への農地・作業の集積の調整等、担い手支援体制の整備を行うとともに、都道府県における経営展望に即した効率的な技術体系・機械化体系を実経営規模で実証する先導的営農地区の育成を推進することとし、担い手の育成・規模拡大を促進するための対策を強化した。

#### 3 麦生産対策

##### (1) 生産動向

近年、「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策」の推進等により、転作麦を中心とした作付面積が拡大し、14年産については、4麦計で前年比5.5%増の27万1,500haとなった。また、生産量については、二条大麦及びはだか麦の作柄が悪かったものの、北海道の秋まき小麦の生育が順調で粒の肥大・充実が平年を上回ったことや、小麦の主産地である関東の小麦の登熟が良かったこと等から小麦の作柄が良く、4麦計では前年比15.3%増の104万5,000tとなった。

##### (2) 生産対策

麦については、「食料・農業・農村基本計画」で示された生産努力目標の達成に向けて、品質の向上、生産の安定化及び生産コストの低減等の課題の解決を図りつつ、水田における本格的生産の定着並びに合理的な輪作体系の下での畑作麦の安定生産に向けた取組を強化することが重要となっている。

特に、平成12年産以降、「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策」の推進等により、転作麦を中心とした作付面積が拡大してきているが、品質等の面で需要に応じた生産が必ずしも十分に図られておらず、生産量についても、作柄の変動等により不安定な状況にある。また、生産コストが市場での流通価格をはるかに上回る水準で推移している状況にある。

このため、産地ごとに、生産者、実需者、行政等関係者が参画する産地協議会を設置し、実需者ニーズを把握するとともに、品質の向上や担い手の育成による生産コストの低減等について、産地の条件に応じた具

体的な目標を設定するとともに、その達成に向けて、基本技術の励行、品質分析に基づいた産地における品質管理等の徹底並びに加工適性に優れた新品種の導入等による品質の向上・安定化に向けた取組や、担い手の生産規模の拡大、作付けの団地化、合理的な作付体系の確立等による生産の安定化及び生産コストの低減に向けた取組等を推進した。

さらに、新品種の導入・普及に向けて、実需者が製造ラインで試験を実施するための実証ほを設置し、製粉試験、加工試験等を実施する取組及び地産地消を核とした需要拡大の取組を推進した。

#### 4 大豆生産対策等

##### (1) 生 産 動 向

大豆の作付面積は、近年、田作では、米の生産調整目標面積の拡大等により、大きく増加している一方、畑作では、自家消費が主体の都府県では農家の高齢化等により作付面積は減少しており、全体として増加傾向にある。平成14年産については、「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策」の推進等に伴い、前年比4%増の14万9,900haとなった。

また、10a当たり単収は、近年横這い傾向となっていたが、平成14年産については、北海道及び東北地域を除き生育全般を通じて天候に恵まれたことや産地における本作化への取組がみられたことから、10a当たり平均収量対比は101%となり、10a当たり収量は180kgとなった。

これらの結果、平成14年産の生産量は、前年産並みの27万200tとなった。

##### (2) 生 産 対 策

各道府県ごとに大豆作振興地域を設置するとともに、主産地の形成、作付けの団地化・担い手の育成を促進する観点から団地化や担い手への集積を要件とし、対象地域、対象者を重点化して生産振興対策を推進している。

平成14年度には、生産振興総合対策において、全国1,074市町村で、産地ごとに、生産者、実需者、行政等の関係者が参加する産地協議会を設け、担い手の育成、生産性の向上、実需者ニーズへの対応等について、産地の条件に応じた具体的な目標を定めた上で、その達成に向けて、担い手の育成及び団地化推進のための集落座談会、品質向上・安定化のための実証ほの設置、栽培技術の高位平準化を目指した研修等を実施した。

##### (3) 大豆交付金等

「大豆交付金暫定措置法」(昭和36年法律第201号)に基づき、平成13年産の大豆について、交付金24,170

百万円及び大豆作経営安定対策1,907百万円を交付した。

また、平成15年産大豆の交付金単価を8,220円/60kgと定めた。

#### 5 野 菜 対 策

##### (1) 野菜価格の動向

野菜は、鮮度が要求される一方で、貯蔵が困難なこと、必需品的性格が強いことに加え、気象条件により作柄変動が大きいことなどから、需給、価格のかなりの変動が避けられないという特質がある。

14年度の春野菜については、生育期間中の天候が良かったこと等により出回り量が順調であったが、一時期、日照不足等の影響を受けた産地もあったため、総じて平年並みの価格で推移した。

夏野菜については、7月の台風やその後の長雨等の影響があり、周期的に価格の低下の見られた品目があつたものの、総じて平年並みないしやや下回る価格で推移した。

秋冬野菜については、冷え込み等の影響から生育が停滞したこと等により、平年を上回る価格で推移した。

また、14年度の生鮮野菜の消費者物価指数は、全国平均で前年に比べ7.9%上昇した。

表3 生鮮野菜の消費者物価指数

(全国、12年 = 100)

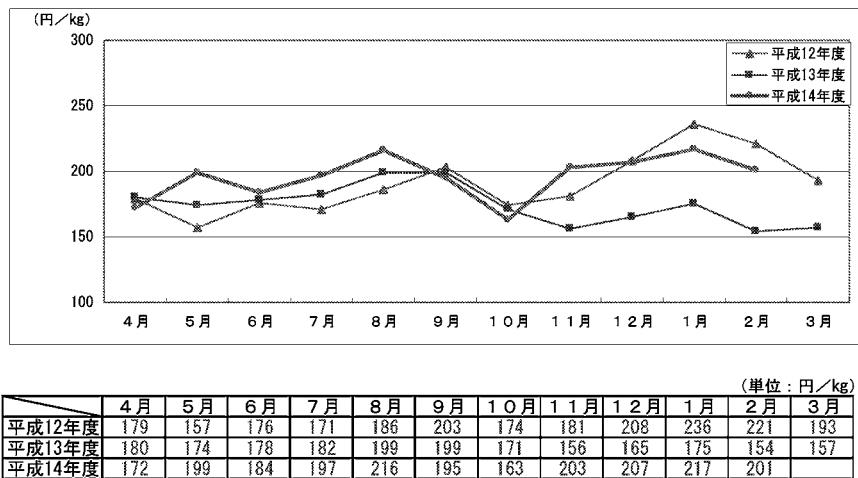
年度 平均・月	指 数	前年度比上昇率
12	103.6	△ 3.4
13	97.7	△ 5.7
14	105.4	7.9
14. 4	93.8	△ 8.5
5	100.3	0.2
6	99.6	1.6
7	101.4	7.8
8	106.5	2.0
9	109.9	3.6
10	104.1	△ 3.3
11	110.9	20.0
12	107.0	19.0
15. 1	113.6	13.0
2	110.4	22.4
3	107.7	25.1

##### (2) 野菜価格安定対策

###### ア 野菜指定産地の指定

指定野菜の種別ごとに、野菜指定産地からの当該指定野菜の総出荷数量の見込数量が、需要及び供給の見通しに即するように、野菜指定産地の指定を行っており、13年度までに1,132産地を指定したが、

表4 野菜の卸売価格の推移（1・2類都市市場）



14年度においては、更に23産地を追加指定した。他方、指定後の社会経済条件の変化により、既指定産地のうち10産地の指定解除を行った。このため、野菜指定産地は13産地増加し、合計1,140産地となった。

#### イ 計画生産出荷

##### (ア) 野菜需給均衡総合推進対策事業

近年、野菜の需給は、消費面において食生活の多様化、健康志向、品質重視、若年層の野菜離れといった傾向がみられる中で、生産面では、担い手の減少、高齢化等労働力面での制約や連作障害の発生等の問題が生じている。

このような中で、需給均衡に向けた生産出荷団体の自主的な取組を一層助長するとともに、野菜全体にわたる計画的な生産出荷を総合的かつきめ細かく推進することとして引き続き「野菜需給均衡総合推進対策事業」を実施した。

##### a 野菜需給均衡総合推進事業

###### (a) 野菜需給安定推進事業

主要な野菜について的確な需給調整を図るため、全国生産出荷団体が、野菜需給安定中央推進会議を開催するとともに、その成果を踏まえ、全国生産出荷団体及び県生産出荷団体が品目別に野菜需給安定協議会を開催し、また、価格低落時には緊急需給調整会議を開催したほか、野菜需給調整担当者の研修会を行った。

(予算額 1,536万2千円)

###### (b) 野菜出荷調整機能強化推進事業

特に需給の安定を図る必要のある野菜について、需要に見合った供給の推進に資するため、国が作成する需要及び供給の見通しを踏まえ、生産出荷団体等が指定野菜14品目・30種別についての供給計画を作成し、計画に基づく供給を推進し、短期

的、地域的な価格変動が生じた場合に適正な需給調整を推進するのに要する資金の造成を行った。

また、出荷時期の異なる産地の連携による野菜の安定的な供給を推進するため、全国生産出荷団体が産地連携推進会議を開催するとともに、産地連携野菜安定取引のモデル的な実施を推進した。

さらに、生産出荷団体の野菜の出荷機能の充実強化を図るため、出荷量をより的確に予測するシステムの開発を行った。

(予算額 1億969万2千円)

##### b 野菜需給調整促進情報システム構築事業

適時適切な情報提供による野菜の需給調整の促進を図るため、野菜の作付動向、作柄等について高性能衛星により迅速かつ的確に把握し、これに基づく情報を生産者、実需者、消費者等の的確な判断に資するよう提供するためのシステムの開発を行った。

(予算額 4,744万4千円)

##### c 重要野菜等緊急需給調整事業

###### (a) 緊急需給調整推進事業

生産出荷団体が作付から出荷を通じて需給調整を円滑有効に実施するため、緊急需給調整の推進に要した経費について助成するのに要する資金の再造成を行うための資金の造成を行った。

(予算額 50万円)

###### (b) 生産出荷団体緊急需給調整事業

重要野菜4品目・6種別について、短期的、地域的な価格変動に対処するための緊急需給調整を行うのに要する資金の再造成を行うための資金の造成を行った。

(予算額 5,250万円)

##### d 指定野菜緊急出荷調整事業

夏秋レタスについて、短期的、地域的な価格変動

に対処するための緊急出荷調整を行うのに要する資金の再造成を行うための資金の造成を行った。

(予算額 3,000万円)

e 價格回復緊急出荷調整事業

輸入の急増、需要動向の変化等から対象野菜の価格が一定の期間、著しく低落し、生産出荷団体が緊急出荷調整を実施した場合に、交付金を交付するための資金の造成を行った。

(予算額 2,750万円)

f 生鮮野菜輸入先国生産出荷動向等調査事務費

輸入が急増している野菜の輸入先国の生産出荷動向について、精度の高いリアルタイムな現地調査を主たる出荷期間に実施し、関係者に迅速に情報提供することとし、海外野菜情報の収集、分析、提供の高度化を通じて国内野菜の生産出荷の安定に資するための事業を実施した。

(予算額 1,000万円)

g 野菜情報総合把握システム構築事業

野菜の需要動向に応じた的確な生産への支援を行うため、野菜に関する需給情報を一元的に収集・分析・データベース化、提供するシステムの構築を行った。

(予算額 1億8,177万5千円)

h 契約取引推進円滑化事業

契約取引において、生産者が実需者のニーズにあった野菜を供給するため、両者を仲介するコーディネーターバンクの設置、契約取引における代金決済を円滑に行うためのシステムの普及宣伝等を行った。

(予算額 4,000万円)

ウ 野菜構造改革促進特別対策事業

輸入野菜の増加により影響を受ける国内野菜産地の生産者自らが産地改革計画を策定し、国産野菜の構造改革を推進するため、生産体制若しくは流通体制の改革につながる活動又は需要拡大のための活動に取り組むこととし、野菜供給安定基金が必要な資金の造成を行うとともに、都道府県野菜価格安定法人を通じて、生産者が当該活動の実施に要した掛増し経費に対し、助成を行った。

(予算額 46億円)

エ 野菜価格安定制度

野菜価格安定制度については、野菜の構造改革の一環として見直しを行い、平成14年6月の野菜生産出荷安定法の一部改正に基づき、契約取引を推進す

るための新たな事業（契約野菜安定供給制度）の創設、野菜の価格低落に係るセーフティネットとしての機能の拡充を行った。

(ア) 契約野菜安定供給制度

野菜生産出荷安定法の一部改正に基づいて新たに創設された事業であり、加工業者、外食業者、量販店等の実需者との契約取引を実施する生産者に対して、契約取引に係る価格・収量変動のリスクを軽減するための措置を講じた。

○措置の内容

- ・天候等による収量不足時に契約数量を充足することができない場合において、他から購入する等により契約数量を確保するのに要する経費の一部を補てんする。
- ・市場価格に連動して価格が変動するタイプの契約を締結している場合に、価格の著しい低落に對して補てんを行う。
- ・生産過剰による価格低落時の出荷調整に対し交付金を交付する。

(イ) 指定野菜価格安定対策事業

野菜供給安定基金が、指定野菜の価格の著しい低落が野菜生産者に及ぼす影響を緩和するために、生産者補給交付金等を交付する本事業については、野菜生産出荷安定法の一部改正に基づき、セーフティネットとしての機能を充実するため、大規模生産者の直接加入、指定消費地域の廃止等の措置を講じた。

本事業の14年度における生産者補給交付金等の交付額は148億円である。

(ウ) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

指定野菜に準じる野菜（特定野菜）並びに野菜指定産地への計画的な育成を推進する産地等から出荷される指定野菜について、都道府県の野菜価格安定法人が助成を行う本事業についても、野菜生産出荷安定法の一部改正に基づき、セーフティネットとしての機能を拡充するため、大規模な生産者の直接加入、指定消費地域の廃止等の措置を講じた。

なお、14年度においては、野菜価格安定法人が行う価格差補給事業に対して野菜供給安定基金が助成するためには、野菜供給安定基金が助成するための資金造成費として、同基金に対し8億円を助成し、それに基づき同基金が交付した助成金を受けて、野菜価格安定法人は価格差補給交付金を23億円交付した。

エ 野菜価格安定緊急対策事業

作柄変動に伴う野菜の価格高騰に備えて、野菜供給安定基金を通じ、キャベツを契約生産し、これを価格高騰時又は高騰するおそれがある場合に売り渡

す野菜売買保管事業を引き続き実施した。(キャベツ7,245t)

また、台風等による野菜の生育初期被害に備えて、野菜供給安定基金を通じ、あらかじめキャベツ等の苗を契約生産し、被災時に産地からの申し込みに応じてこれを供給する野菜予備苗供給事業を引き続き実施した。(キャベツ等の苗271万本)

### (3) 野菜の流通・加工対策

#### ア 野菜消費構造改革対策事業

若年層を中心に減少傾向にある野菜消費量の増加を図るため、全国段階においては、医学、栄養学、学校関係者等を核とした「野菜等健康食生活協議会」を設置し、野菜の健康機能調査、1日当たりの分かりやすい摂取目安の開発、啓発効果の検証調査等の活動を実施するとともに、これらの調査結果に基づき、国民に野菜摂取の重要性を啓発する民間団体(青果物健康推進委員会、ファイブ・ア・デイ協会)が、量販店店頭での野菜摂取目安のPR、Webサイトによる野菜の重要性のPR等の消費者啓発を実施した。

また、地域段階においては、道府県、JA全農県本部等が、児童・生徒等を対象に採れたて野菜等を活用した野菜料理体験、野菜セミナー等を実施し、野菜摂取の習慣化、野菜への親近感の醸成を図った。

(予算額 5億900万円)

#### イ 野菜流通・販売一貫ばらシステム推進支援事業

通い容器の利用による野菜流通販売一貫ばらシステムを構築するため、産地から市場を経由し小売まで、通い容器を一貫利用した場合の作業時間、コスト等の実証調査を行うとともに、調査結果を踏まえ、通い容器の効率的な利用についての検討等を行った。

(予算額 1,997万円)

#### ウ 野菜規格簡素化実態調査事業

産地における労力不足、高齢化等の状況下において、選別・調整作業の軽減等を図るため、出荷規格簡素化に向けた主要産地の実態調査を行った。また、産地での出荷規格簡素化の取組の参考となるよう、規格簡素化の基本的方向、簡素化のためのモデル、ノウハウ等をまとめ関係者への普及を行った。

(予算額 248万3千円)

### (4) 野菜生産対策

#### ア 野菜生産(主要28品目)の動向

野菜の作付面積は、昭和50年代に増加傾向で推移してきたものの、生産農家の高齢化、機械化・省力化の立ち遅れ等から、キャベツ、だいこん、はくさい等重量野菜を中心として昭和60年以降減少傾向に転じ、平成13年には43万2千haとなった。(表5)

収穫量をみると、1,259万tとなり、出荷量も1,024万tとそれぞれ前年産並みとなった。(表6)

#### 表5 主要28品目の野菜の作付面積の動向

区分／年次	平成11年	12年	13年
作付面積	455,500ha	445,000ha	431,900ha

資料：農林水産省「野菜生産出荷統計」

(注) 主要28品目の野菜とは、表7の品目欄に掲げる野菜である。

#### 表6 主要28品目の野菜の収穫量及び出荷量の動向

区分／年次	平成11年	12年	13年
収穫量	12,866,000t	12,769,000t	12,588,000t
(対前年比)	(101.8%)	(99.2%)	(98.6%)
出荷量	10,435,000t	10,382,000t	10,242,000t
(対前年比)	(101.9%)	(99.5%)	(98.7%)

資料：農林水産省「野菜生産出荷統計」

(注) 主要28品目の野菜とは、表7の品目欄に掲げる野菜である。

表7 平成13年度産野菜の作付面積、収穫量、出荷量

品目	作付面積	収穫量	出荷量	前年産対比				(参考) 10a 当たり 平均収量 対比
				作付面積	10a 当たり 収量	収穫量	出荷量	
計	431 900	12 587 700	10 241 800	97	-	99	99	-
根菜類	113 300	3 396 000	2 632 000	96	-	99	99	-
	44 100	1 870 000	1 413 000	97	103	100	100	104
	6 270	182 200	142 100	97	101	97	98	105
	21 700	690 300	602 500	97	104	101	102	106
	10 100	177 900	143 700	94	99	94	93	98
	4 560	75 300	58 800	98	102	100	100	112
	17 800	218 100	129 500	95	100	95	94	100
	8 770	182 600	141 700	99	92	91	91	99
葉茎菜類	132 800	4 578 000	3 745 000	97	-	100	100	-
	22 000	1 037 000	779 200	97	103	100	100	104
	35 800	1 435 000	1 220 000	97	102	99	100	103
	24 700	319 300	254 000	98	103	101	102	101
	24 400	526 900	406 100	97	101	98	98	101
	26 000	1 259 000	1 086 000	96	105	101	101	103
果菜類	61 300	2 368 000	1 943 000	96	-	96	95	-
	12 800	448 000	327 700	96	98	94	93	102
	13 500	797 600	699 700	99	99	99	99	103
	14 800	735 400	616 400	97	99	96	96	102
	16 100	227 500	165 300	91	99	90	89	98
	3 960	159 300	134 200	96	96	93	92	102
豆類等	54 500	445 000	313 800	97	-	94	94	-
	5 150	32 400	20 500	94	93	87	85	97
	12 400	77 500	49 900	97	98	96	95	100
	8 400	62 100	37 900	97	100	97	96	100
	28 600	273 100	205 500	98	96	94	94	101
果実的野菜	37 300	1 089 000	961 300	98	-	99	99	-
	7 440	208 600	189 500	100	102	102	102	108
	16 500	573 300	492 700	98	101	99	99	103
	13 300	307 400	279 200	97	100	97	96	103
洋菜類	32 700	711 700	646 700	101	-	103	103	-
	21 900	553 800	511 300	101	102	103	103	103
	715	37 000	34 800	99	94	93	92	97
	1 670	31 700	25 200	96	104	100	100	105
	8 400	89 200	75 500	103	105	108	108	104

資料:農林水産省「平成13年産野菜の作付面積、収穫量及び出荷量」

平成13年産の作付面積及び収穫量を類別にみると表7のとおりである。

(ア) 根菜類

作付面積は、だいこん、さといも等が減少したことから、前年産に比べ4%減少した。

収穫量は、にんじんが増加したものの、やまいも、

さといも等が減少したことにより前年産に比べ1%減少した。

(イ) 葉茎菜類

作付面積は、キャベツ、たまねぎ等が減少したことから、前年産に比べ3%減少した。

収穫量は、たまねぎ及びほうれんそうが増加した

ものの、キャベツ及びねぎが減少したことから、前年産並みとなった。

(ウ) 果菜類

作付面積は、かぼちゃ、なす等が前年産の価格の低下等により減少したことから、前年産に比べ4%減少した。

収穫量は、なす、きゅうり、ピーマン等が天候不順の影響により生育が抑制されたことから、前年産に比べ4%減少した。

(エ) 豆類等

作付面積は、スイートコーン、さやえんどう等が前年産の価格の低下等により減少したことから、前年産に比べ3%減少した。

収穫量は、作付面積が減少したことや、さやえんどう等が天候不順の影響により生育が不良となったことから、6%減少した。

(オ) 果実的野菜

作付面積は、メロン及びすいかが前年産の価格の低下等により減少したことから、前年産に比べ2%減少した。

収穫量は、おおむね天候に恵まれ生育が良好となったものの、メロン及びすいかの作付面積が減少したことから、前年産に比べ1%減少した。

(カ) 洋菜類

作付面積は、カリフラワー等が減少したものの、ブロッコリー及びレタスが増加したことから、前年産に比べ1%増加した。

収穫量は、セルリーが減少したものの、レタス及びブロッコリーが増加したことから、前年産に比べ3%増加した。

(5) 野菜の生産対策

輸入野菜の急増により、海外との競争が今後とも一層厳しさを増すものと見込まれる中で国際競争に耐え得る野菜産地を確立し、消費者・実需者の求める品質の野菜を安定的に供給していくことが必要である。

また、後継者難等の問題が深刻化しており、国内生産力の低下・不安定化が懸念される状況にあることから、将来にわたって生産力を維持し続けるためには、構造改革を通じて担い手を育成し、国際的にも競争力のある野菜産地を確立することが重要であることから、以下の事業を実施した。

(予算額 137億7,140万円)

ア 野菜指定産地等整備活性化推進

指定産地を中心とした県内の野菜生産出荷体制の強化を図るため、専門家グループを主体とした産地整備活性化協議会の設置、県内の指定産地の

近代化計画の点検・評価とこれを踏まえた産地の生産出荷体制の強化、県内の産地配置や作付体系の検討等を実施した。

イ 低コスト化対応野菜産地確立推進

重量野菜を中心に機械化一貫体系の確立及び普及を通じて、生産及び出荷から販売までの一貫した省力化及び合理化、低コスト耐候性ハウス等の導入による施設園芸の低コスト化及び省力化、効率的な出荷・流通形態の導入、計画的な作付・出荷の確保や作柄の安定化に向けた取組により、効率的かつ安定的な生産流通システムの構築を推進するため、協議会の開催、技術実証ほ・施設の設置、小規模土地基盤整備、共同利用施設、共同利用機械の整備等を実施した。

ウ 契約取引対応野菜産地確立推進

契約取引による生産者と実需者の連携、産地間連携、契約取引の利点を活かした流通経費の削減等により流通の多元化を促進し、業務用野菜の生産及び流通の振興により、実需者等の多様なニーズに対応して安定的な生産出荷を行う野菜産地の育成を図るため、協議会の開催、技術実証ほ・施設の設置、小規模土地基盤整備、共同利用施設、共同利用機械の整備等を実施した。

エ 高付加価値化対応野菜産地確立推進

減農薬・減化学肥料栽培や地域特産品種の導入、インターネットを通じた生産者と消費者間の情報伝達等を促進し、地域の特性を活かした多様な野菜の生産及び流通の振興により、消費者等の多様なニーズに対応して安定的な生産出荷を行う野菜産地の育成を図るため、協議会の開催、技術実証ほ・施設の設置、小規模土地基盤整備、共同利用施設、共同利用機械の整備等を実施した。

オ 野菜生産技術定着促進

近年開発が進む高性能農業機械や革新的施設園芸技術の現場段階での実証、新野菜や調理・加工適性のある新品種等のニーズの高まっている野菜の栽培技術の実証等を通じて、新技術の実用化・普及、新野菜・新品種の定着・普及を図るため、協議会の開催、技術実証展示ほ・施設の設置、共同利用施設、共同利用機械の整備等を実施した。

カ 野菜生産流通技術等高度化支援対策

野菜産地の脆弱化が懸念される中で、最先端施設園芸技術の実用化、園芸施設の設置運営コストの低減、特定需要に対応した安定的な供給体制の確保、衛生管理方策についてのガイドラインの作成及び最適な集出荷・流通システムの構築等を推

進し、生産流通における省力・低コスト化、多様なニーズに対応した生産・流通、環境衛生問題に配慮した生産流通等多様な課題への対応を図るために、委員会等の開催、推進計画・指針の策定、調査分析、実証試験、情報収集・提供、セミナーの開催等を実施した。

#### キ 野菜産地強化特別対策

輸入野菜との競争に勝ち残っていくために、各産地の特性や意向を踏まえ、産地毎に明確な目標を定めた構造改革のための計画を策定するとともに、産地改革計画を策定した産地に対して、機械化一貫体系の確立や低コスト耐候性ハウスの導入による生産コストの削減、減農薬・減化学肥料栽培等の高付加価値栽培等の取組を推進するため、協議会の開催、技術実証ほ・施設の設置、共同利用施設、共同利用機械の整備等を実施した。

## 6 果樹農業振興対策

### (1) 果樹の生産・流通の動向

#### ア 果樹生産の動向

平成14年の果樹栽培面積は27万5,500haとなり前年に比べ4,900ha減少した。種類別にみると、とうとう (50ha増)、その他かんきつ類 (不知火、清見等) (300ha増) では増加したものの、うんしゅうみかん (1,300ha減)、りんご (900ha減) 等では減少した。

平成14年産の主要果実の収穫量は369万4,600tとなり、前年産に比べて21万t程度減少した。これは、うんしゅうみかん (15万1,000t減)、りんご (4,900t減) 等で減少したことによるものである。一方、西洋なし (2,800t増)、パインアップル (1,500t増) 等では増加した。

#### イ 果実及び果実加工品の輸出入の動向

平成14年の生鮮果実の輸出は、うんしゅうみかんがカナダ向けを中心に5,060t、なしが香港、台湾向けを中心に2,664t、かきが香港、台湾向けを中心に523tと横ばいであったが、りんごが台湾、香港向けを中心に10,210tと大幅に増加した。

これは、台湾がWTOに加盟したことにより、果実輸入が緩和された台湾向け輸出が大幅に増加したためである。

平成14年の生鮮果実の輸入量は、バナナが93万6千t、グレープフルーツが28万5千t等であった。

果実加工品の輸入量は、パインアップル缶詰が5万1千t、もも缶詰が5万7千t、オレンジ果汁が8万5千kl、りんご果汁が6万1千kl等であった。

### (2) 果樹の生産対策

食料・農業・農村基本計画の生産努力目標達成に向け、平成22年度を目標年度とする「果樹農業振興基本方針 (平成12年4月農林水産省公表)」に即し、需要動向に応じた生産の推進、産地体制の再編・強化を図るため、農業生産総合対策において、次の諸対策を実施した。

- ア 樹園地の特性に応じた低コストで多様な手法による園地基盤整備の推進、優良品種・品目への転換
- イ 基幹施設の整備等による生産性の高い果樹産地の形成、品質本位の生産・流通体制の確立
- ウ 果樹の有する多面的な機能の活用、消費者との連携促進等による果樹産地の活性化
- エ 特別な栽培方法や新たな樹種の導入等、消費の多様化に対応する特産果樹産地の育成
- オ 省力化や高品質化等、地域における果樹栽培上の諸課題解決に向けた新技術体系確立のための実証
- カ ITを積極的に活用した情報流通、商取引の環境整備等を行い、多様な流通システムを創出することにより、消費者ニーズに対応した生産・供給の推進

(予算額 農業生産総合対策事業200億4,110万円の内数)

### (3) 果実の流通合理化対策

果実の需要の動向に即応した安定的な生産及び出荷の推進並びに流通合理化を図るため、年間の需給見通し、生産出荷の安定等に関する事項について、関係者を集め協議を行った。

果実の集出荷の合理化を図るため、集出荷施設、低温貯蔵施設等を設置することにより、果樹産地の出荷体制の整備を行った。

### (4) 果実の加工対策

加工原料用果実価格安定対策等を通じて原料の契約取引の推進、供給の円滑化等原料の需給安定に努めた。

### (5) 果実の需給調整・価格安定対策等

果実の需給調整と果樹農家の経営安定を図るため、以下の諸対策を実施するのに必要な資金を財中央果実生産出荷安定基金協会(以下「中央果実基金」という。)に造成し、次の事業を実施した。

#### ア 計画生産出荷促進事業

うんしゅうみかん及びりんごについて、生産出荷計画を作成、摘果等による生産量の調整及び出荷調整による需給調整対策を実施するための資金を造成した。

なお、平成14年度は、うんしゅうみかんについてはうら年であり、予想生産量が近年のうら年の

需要量をやや下回ると見込まれたことから、適正生産量115万トンとする適正生産出荷見通しを策定した。また、りんごについても予想生産量が近年の需要量とほぼ同程度と見込まれたことから、りんごの適正生産量を89万トンとする適正生産出荷見通しを策定した。これを基に、全国、道府県、産地の段階でそれぞれ生産出荷目標を策定するとともに、産地では、適正着果量を確保するための摘果等の取組や出荷基準の徹底による高品質果実の出荷等計画的な生産出荷の推進に向けた取組を実施した。

(所要額 4億1,685万円)

#### イ 経営安定対策事業

うんしゅうみかん及びりんごについて、需給調整対策を的確に実施しても、なお、価格が低下した場合に果樹経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者に対して補てん金を交付するための資金を造成した。

なお、平成13年産うんしゅうみかん及びりんごの卸売価格は、景気の低迷等から低水準で推移した。この結果、うんしゅうみかんは、計画的な生産出荷に取り組んだにもかかわらず、経営安定対策に加入している全19府県を対象に118億円の補てん金が交付された。また、りんごについても出荷期間が比較的遅い2県を対象に33億円の補てん金が交付された。

(所要額 32億円)

#### ウ 加工原料用果実価格安定対策事業

加工原料用果実（果汁用いよかん及び缶詰用も等）の価格が著しく低落した場合に生産者に補

給金を交付するための資金を造成した。

(所要額 3億3,497万円)

#### (6) 果実等の消費拡大対策

果実及び果実製品の消費拡大を図るため、中央果実基金を通じて次の諸対策を実施した。

##### ア 果実等消費促進対策事業

果実及び果実製品の学校給食における利用促進のため、地場産果実を利用した給食用メニューの開発・普及等に対して助成を行った。

(所要額 9,652万円)

##### イ 果実のある食生活推進事業

医学・栄養学等各界の専門家による科学的知見に基づいた果物の健康機能性等の知識を普及・啓発する「毎日くだもの200g運動」の推進、海外市場における販路拡大の取組等に対して助成を行った。

(所要額 2億6,251万円)

## 7 花きの生産普及対策

#### (1) 花きの生産動向

平成13年産の花きの生産状況は表8のとおりである。

#### (2) 花きの振興対策

国民生活に潤いと安らぎを与えるものとして、また農業や農村の振興を図っていく上の花きの重要性の高まりを踏まえ、花き産業の振興に関する基本的な方針、花きの需要の見通しに即した生産指標、花き産業の振興のための具体的取組等を示した「花き産業振興方針（平成12年11月策定）」に即して次の諸対策を実施した。

##### ア 花きの生産・流通に関する施策

生活需要への対応や国際競争力のある産地を育成

表8 平成13年産の花きの生産状況

切 花 類	作付面積 (ha) 前年比 (%)	出荷数量 前年比 (%)	生産額 (億円) 前年比 (%)
鉢 も の	2,130 (99)	313,200 (千鉢) (103)	1,199 (98)
花 壇 用 苗 も の	1,770 (105)	896,300 (千鉢) (104)	426 (107)
花 木 類	11,784 (95)	162,234 (千鉢) (100)	1,256 (92)
球 根 類	883 (89)	261,500 (千球) (85)	47 (89)
芝	7,549 (90)	5,373 (ha) (84)	89 (102)
地 被 植 物 類	150 (101)	53,540 (千鉢・千本) (102)	54 (98)
合 計	43,666 (96)	— (—)	5,714 (97)

し、低コスト周年供給体制の確立を推進するため、集出荷施設の整備、低コスト耐候性ハウスの整備、省力・多収栽培技術の導入等を実施した。

多様で個性豊かな花きの供給を促進し、地域の特性を踏まえた産地ブランドの確立を推進するため、消費者・実需者等との連携をもとに、育種や種苗供給、花き加工処理等を行う施設の整備や、地域独自品種の開発等を実施した。

消費者が求める鮮度の高い花きの低コスト生産・流通システムの構築を図るため、高鮮度で日持ちの良い花きの供給に有効なバケット低温流通の実証、バケット低温流通を前提にした生産性の高い栽培技術の導入等を実施した。

(予算額 農業生産総合対策事業200億4,110万円の内数)  
イ 花きの普及啓発に関する施策

花きの普及定着による潤いと安らぎのある豊かな国民生活の実現を図るため、周年的な花きの消費の促進、花と緑の機能や社会的役割に着目した普及技術の確立及び花と緑の園芸技術交流並びに地域実践活動の推進、花き産業の活性化の推進等を行う「花咲く美しい日本推進対策」を実施した。

(予算額 農業生産総合対策事業200億4,110万円の内数)  
ウ 國際園芸博覧会への出展参加

先進的な園芸技術の導入と花き文化・技術の国際交流を推進し、我が国の花き産業の振興と需要の拡大を図るため、「ハールレマミーア国際園芸博覧会」へ出展参加した。

(予算額 1億3,000万円)

エ 花き産業振興総合調査事業

花き関係の基礎データの整備、緊急的課題についての調査・分析を行うほか、希少植物の人工増殖技術等について調査した。

(予算額 840万円)

## 8 甘味資源作物の生産対策

甘味資源作物については、農業経営の安定と砂糖の自給率の向上に資するため、甘味資源特別措置法（昭和39年法律第41号）に基づき北海道をてん菜生産振興地域に、また、鹿児島県南西諸島及び沖縄県をさとうきび生産振興地域に指定し、それぞれ生産振興対策を実施している。

甘味資源作物の生産動向及び施策の概要は次のとおりである。

### (1) 甘味資源作物の生産動向

てん菜の生産は、昭和60年以降、北海道農業団体による作付指標面積の設定等により、需要の動向に即し

た計画生産が行われており、平成14年産の作付面積は、6万6,600ha（前年比101%）であった。

平成14年産については、10a当たり収量は6.2t（同107%）、生産量は410万t（同108%）。根中糖分は病害虫の発生が少なかったこと等により、17.8%と高糖分となった。

さとうきびの生産は、平成14年産の収穫面積は2万3,800ha（同104%）となった。

10a当たり収量は、台風、干ばつ等の影響により年による変動が大きい。平成14年産については、鹿児島県では5.2t（同77%）、沖縄県では5.8t（同91%）となり、両県平均では5.6t（同85%）となった。

### (2) てん菜生産振興対策

てん菜は、北海道畑作農業における基幹的な輪作作物であるとともに、地元のてん菜糖企業で製糖されるなど重要な位置を有しており、その生産振興に当たっては、需給に応じた計画的な生産を行うとともに、砂糖の内外価格差の縮小が強く求められる中で、生産性や品質の向上が必要となっている。

このため、平成14年度については、農業生産総合対策等において、協議会の開催等を通じた地域における産地体制の確立を行うとともに、ストックポイントの整備や高性能機械の導入、直播栽培等の新技術の確立・導入の推進等について助成を行った。

### (3) さとうきび生産振興対策

さとうきびは、鹿児島県南西諸島及び沖縄県の農業における基幹作物であるとともに、地元の甘じや糖企業で製糖されるなど重要な位置を有しており、その生産振興に当たっては、砂糖の内外価格差の縮小が強く求められる中で、生産性や品質の向上を図り、担い手を中心とする効率的かつ安定的なさとうきび産地を育成していくことが重要である。

このため、平成14年度については、農業生産総合対策等において、協議会の開催等を通じた地域における産地体制の確立を行うとともに、機械化一貫体系確立のためのハーベスター等の導入、生産性向上が可能となる新種苗増殖技術の確立・導入に向けた実証、高糖品種を中心とした優良種苗の普及のための原種ほ設置等に対する助成を行った。

また、さとうきび栽培における肥培管理等の実態を明らかにするとともに、糖度向上に向けた要因を明らかにし、今後のさとうきび品質向上に向けた施策の促進に資することを目的に、さとうきび品質向上調査を実施した。

## 9 特産農産物の生産振興対策

いも類、雑豆、落花生、工芸作物等の特産農産物は地域農業において極めて重要な地位を占めているが、その多くは加工原料用として需要が限定されること、また、海外產品との競合等により需要が伸び悩んでいるものが多いこと等から、需要の動向に沿った計画的生産を推進し、生産性及び品質の一層の向上を図ることが重要な課題となっている。

これら特産農産物の生産動向及び振興対策は次のとおりである。

### (1) 特産農産物の生産動向

#### ア いも類

平成14年産かんしょの作付面積は、前年産より1,800ha（4%）減少し、4万500haとなった。生産量については、関東の一部地域を除いておおむね天候に恵まれ、10a当たり収量は2,540kg（対平均収量比105%）となったものの、南九州等主産地において作付面積が減少したことなどから、103万t（対前年比3%減）となった。

また、平成14年産ばれいしょの作付面積は、前年産より900ha（1%）減少し、9万2,000haとなった。生産量については、主産地の北海道がおおむね天候に恵まれ、いもの肥大が良好であったことから、10a当たり収量が3,340kg（対平均収量比107%）となり、306万9,000t（対前年比4%増）となった。

なお、ばれいしょ生産量の主な内訳は、北海道産234万9,000t（10a当たり収量4,060kg／10a）、都府県産の春植66万3,000t（同2,140kg／10a）、同秋植は5万6,500t（同1,820kg／10a）となった。

#### イ 雜豆、落花生

雑豆は、小豆、いんげん、えんどう、そら豆、ささげ等の総称であって、大豆、落花生及び緑豆は除かれる。このうち14年産の作付面積は小豆4万2,000ha（前年比8%減）、いんげん1万4,700ha（同11%増）であった。

生産量については、小豆は主産地の北海道において発芽後の低温・日照不足等の影響により着さや数が減少したが登熟期に好天に恵まれ10a当たり収量が前年並となったことから6万5,900t（同7%減）、いんげんは登熟が好天に恵まれ、順調に進んだこと等から10a当たり収量が大幅に増加し、3万4,000t（同43%増）となった。

落花生は、作付面積が9,950ha（同3%減）とやや減少した。しかしながら天候に恵まれたことから10a当たり収量が241kg（同8%増）となり、生産

量は2万4,000t（同4%増）となった。

#### ウ 茶

平成14年の茶栽培面積は、前年に比べ400ha減の4万9,700haとなった。荒茶生産量は、1番茶については1月以降の気温が高めに推移し、全般的に天候が良好であったため出回りが早かったが、品質・価格維持のため摘採時期を早めたこともあり減少した。なお2番茶以降も、在庫が積み上がったことにより摘採量が低く推移したので、荒茶生産量は8万4,200t（前年比6.2%減）となった。

また、輸出は805t（同28.8%増）で、うち緑茶が762t（同27.2%増）であった。一方、輸入は5万1,487t（同14.3%減）で、うち紅茶が1万5,029t（同1.0%減）、緑茶が1万1,790t（同33.5%減）、その他の茶が2万4,668t（同9.1%増）であった。

#### エ その他の特産農産物

平成14年のその他の特産農産物の生産量は、そばは2万6,600t（同3%減）、いぐさは主産県（熊本県、福岡県）で2万700t（同3%減）、こんにゃく芋は主産県（群馬県、栃木県）で6万5,200t（同7%減）、ホップが556t（岩手県他・同14%減）であった。

### (2) 特産農産物振興対策

地域の諸条件及び消費者・実需者ニーズに対応した、生産性の高い効率的かつ安定的な産地の形成、いも類、雑豆、落花生、工芸作物等の生産性及び品質の向上等を図るため、農業生産総合対策事業において、担い手を中心とした生産から流通まで一貫した高度な産地体制の構築、消費者・実需者との連携体制の整備、特色ある產品の開発、低コスト化、高品質化の推進に必要な新技術・新品種の導入・実証等を推進した。

#### ア いも類、雑豆、落花生、茶等畑作物

それぞれの畑作物が抱える具体的な課題とその取組方法を地域として明確にし、持続的な生産システムの構築、消費者・実需者が望む品質への向上及び一層の低コスト化を図り、輸入品との競合、消費者・実需者ニーズの多様化、価格の低迷、農業者の高齢化等現在の畑作物をめぐる厳しい環境に対応できる生産・流通・加工体制の整備を推進した。

#### イ そば、いぐさ、こんにゃく芋等地域特産物

地域特産物について、安定的な生産・供給や輸入品との差別化を図るために、既存産地を中心に低コスト化等の高生産生産地の育成、中小産地を中心に付加価値の向上や特産ブランド産地の確立、さらに新技術、新品種及び新作物の導入等により産地の改善・形成を通じた地域特産産地の育成を

推進した。

また、いぐさについては輸入品に対抗しうる国内生産体制を確立するため、いぐさ・畳表産地強化特別対策事業を新たに実施した。

### (3) 特定畑作物等対策

特定畑作物等（雑豆、落花生、こんにゃく芋、かんしょ及びばれいしょ並びにこれらの加工品）について、消費動向の調査、新規用途の開発・普及等を推進した。

## 10 蚕糸業振興対策

### (1) 蚕糸業の動向

我が国の養蚕業は中山間・畑作地域の農業経営における重要な作目として、また、製糸業は養蚕業と絹業を結ぶ仲立ちとして、ともに地域経済に重要な役割を果たしてきている。

しかしながら、近年、養蚕農家数、繭の生産量は大幅に減少し、それに伴い生糸生産量も減少してきている。また、長期にわたる「きもの」離れに加え、景気の低迷の長期化等により需要が減退する中で、安価な絹製品の輸入の増加等により、生糸価格は低迷している。

#### ア 養蚕概要

養蚕従事者の高齢化、後継者不足による労働力事情の悪化、生糸価格の低迷等により、飼育を中止する農家や掃立規模を縮小する農家が増加したため、平成14年の主産地（群馬県他15県）収繭量は866.1t（前年比13%減）であり、蚕期別にみると春繭は322.6t（前年比14%減）、初秋繭は229.2t（前年比14%減）、晩秋繭は314.3t（前年比11%減）であった。

#### イ 生糸需給

平成13生糸年度（平成13年6月～平成14年5月）の生糸供給量は、国内生産量7,004俵（前年比15%減）、輸入量3万109俵（同18%減）の合計3万7,113俵（同16%減）となった。

一方、需要量（国内生糸引渡数量）が、3万7,494俵（同17%減）であったので、生糸の年度末在庫は2万5,793俵（同1%減）となった。

なお、生糸価格は、平均で2,752円/kg（同18%下落）であった。

また、平成14生糸年度（平成14年6月～平成15年5月）については、生糸供給量は国内生産5,953俵（同15%減）、輸入量3万510俵（同1%増）の合計3万6,463俵（同2%減）、需要量（国内生糸引渡数量）は3万5,462俵（同5%減）であり、生糸の年度末在庫は2万6,794俵（同4%増）と

なり、生糸価格は平均で2,725円/kg（同1%下落）であった。

### (2) 養蚕振興対策

絹需要の減退、輸入絹製品の増加など我が国蚕糸業が厳しい状況におかれている中で、養蚕産地の維持・発展を図るため、農業生産総合対策事業において、効率的な繭生産体制の構築による高生産性養蚕産地の育成、コーディネーターを核とした消費者・実需者との連携システムの構築や新製品の開発等によるブランド産地の育成、他作物との合理的な組み合わせによる複合経営の高度化の推進等を実施した。

### (3) 蚕糸業経営安定対策

#### ① 取引指導繭価の確保

「生糸の輸入に係る調整等に関する法律」（昭和26年法律第310号）により、

ア 生糸の実需者輸入割当枠の弾力的調整等による生糸需給の安定

イ 国費及び輸入糸調整金を活用した事業団交付金の交付事業の実施を通じて、養蚕農家の手取り繭代である取引指導繭価を確保し、蚕糸業の経営の安定化を図ることとしている。

平成14生糸年度の取引指導繭価等については、平成14年3月に以下のとおり設定した。

取引指導繭価 1,518円/生繭kg

基準繭価（製糸支払繭代） 100円/生繭kg

実需者輸入割当枠の年間割当数量の見込み 4万俵  
輸入糸調整金単価の水準 330円/生繭kg

下位指標価格 3,100円/生糸kg

上位指標価格 4,900円/生糸kg

この結果、年間平均の繭の取引価格は1,825円/kg（平成13年度1,679円/kg）となった。

#### ② 養蚕文化継承対策

和装文化等我が国伝統文化の継承・地域対策の観点から明確な目標を持って養蚕産地育成に取り組む地域における稚蚕共同飼育による養蚕作業の省力化・効率化対策等を、新たに実施した。

### (4) 繭・生糸の国境措置

#### (ア) 繭の輸入

平成7年4月からのWTO協定実施に伴い、繭については事前確認制から関税割当制度に移行し、実需者である製糸業者に対し繭の使用実績等を勘案し割当を行っている。関税割当枠は製糸業者の経営の安定に配慮しつつ、需給動向に応じて設定しており、平成14年度の関税割当枠は、1,995tと設定した。

なお、繭の二次税率は6年間で15%引き下げされることとなっており、基準額2,968円/kgに対し平成14

年度は2,523円／kgが適用された。

#### (イ) 生糸の輸入

生糸については、平成7年度に関税相当量を支払えば誰でも輸入できる仕組みとなつたが、絹業者の経営の安定を図るため、生糸の総需要量に対して国内生産量では不足する数量について関税相当量を大幅に引き下げる実需者割当制度を設けた。

平成14生糸年度は実需者輸入割当枠3万3,996俵、輸入糸調整金単価は年間を通じて330円／kgが適用された。

なお、生糸の二次税率については、6年間で15%引き下げられることとなっており、基準額8,209円／kgに対し平成14年度は6,978円が適用された。

#### (5) 農畜産業振興事業団の運営

##### (ア) 運営概況

農畜産業振興事業団蚕糸部門については、「行政改革プログラム」(平成8年12月閣議決定)に即して、平成9年度から大幅な合理化を行つており、平成14年度の蚕糸部門定員は、9年度に比べて15人減の6人となつた。

##### (イ) 事業実績

平成14事業年度の事業実績は次のとおりである。

###### a 生糸輸入調整業務

(a) 生糸の売渡し	107俵
(b) 輸入申告に係る買入れ、売戻し	
買入、売戻し数量	30,832俵
実需者輸入分	30,832俵
一般輸入分	—
b 蘭糸生産流通合理化等助成事業	
(a) 生糸等需要増進事業	9,527万円
(b) 生糸調整保管事業	65万円
(c) 蚕糸業経営安定対策事業	140,827万円
(d) 養蚕文化継承対策事業	18,002万円
(e) 蚕糸業振興対策事業	15,881万円

## 11 砂糖類対策

#### (1) 砂糖の需要及び価格の動向

##### ア 砂糖の需給

我が国の砂糖の需要量は、平成3年までは260万t台でほぼ横ばいで推移してきたが、平成4年以降加糖調製品の輸入の増加、消費者の低甘味嗜好等を背景として消費が減少の一途をたどつており、平成13砂糖年度(13年10月～14年9月)の需要量は228万tとなつた。

これに対する供給量は、てん菜糖、甘しあ糖を合わせた国内産糖が84万t、輸入甘しあ糖が140

万5千tとなっている。

国内産糖の産糖量については、てん菜糖は、生育期における高温・多雨により生育は停滞気味であつたが、その後好天に恵まれたことから、産糖量は663千t(対前年比9万4千t増)となつた。

また、甘しあ糖は、鹿児島県、沖縄県とも収穫面積が減少し、台風、干ばつ被害等が一部地域で懸念されていたものの、適度な降雨、日照に恵まれたため、比較的高単収だったことから、産糖量は169千t(対前年比1万7千t増)となつた。

##### イ 糖価の動向

国際糖価は、依然として世界の高い在庫率が解消されない状況から、低水準で推移している。13砂糖年度平均のニューヨーク相場(粗糖、現物)は、ポンド当たり7.58セントとなつた(前年度9.81セント)。

一方、国内糖価は、国際糖価の影響はあるものの、平成6年4月以降、四次にわたる粗糖関税の引下げ等により、近年は低下傾向で推移してきており、13砂糖年度における卸売価格はkg当たり121円(東京市中相場)となつた(前年度122円)。

#### (2) 糖価調整制度

近年、国際糖価が低位で安定している状況の下、消費者・ユーザーからの内外価格差の縮小に対する要請の高まり、砂糖需要の減少に伴う輸入粗糖(国内産糖の価格支持財源を負担)の減少等の課題に対応するため、平成11年に「新たな砂糖・甘味資源作物政策大綱」を策定し、これに即して、「砂糖の価格安定等に関する法律」及び「農畜産業振興事業団法」を一部改正し、平成12年10月から新制度を開始した。

新制度の概要は以下のとおりである。

- ① 国内糖価(砂糖卸売価格)の引下げによる砂糖需要の維持・増大を図る。
- ② 消費者・ユーザーに合理的な価格で安定的に砂糖を供給する。
- ③ 輸入糖等と国内産糖の適切な価格調整をおこなうとともに、市場原理の円滑な活用を図りつつ、てん菜・さとうきび生産者の経営安定および砂糖製造事業の健全な発展を図る。

これに従い、改正された主要事項は次のとおりである。

- i) 輸入糖の価格を適正な水準に安定させるための指標となる安定上下限価格を廃止する。
- ii) 国内産糖の価格支持について、事業団が買入れ・売り戻しを行う方式を、国内産糖製造事業者に対し砂糖年度毎に定められる交付金単価により産出される交付金を交付する方法に改める。
- iii) 最低生産者価格の算定方法については農業パリ

ティ指數を基準として算定する方法から甘味資源作物の生産費、その他の生産条件、砂糖の需給事情等を参酌して算定する方法に改める。

### (3) 砂糖の価格調整

#### ア 国内産糖合理化目標価格等

14砂糖年度に適用される国内産糖合理化目標価格等については、「砂糖の価格調整に関する法律」(昭和40年法律第109号。以下「糖価調整法」という。)第3条、第9条、第11条及び第15条の規定に基づき、次のとおり定められた。

国内産糖合理化目標価格t当たり15万1,300円

(14年9月20日農林水産省告示第1482号)

指定糖調整率 33.79%

(14年9月20日農林水産省告示第1483号)

異性化糖調整基準価格t当たり 17万2,725円

(14年9月20日農林水産省告示第1484号)

異性化糖調整率 11.34%

(14年9月20日農林水産省告示第1485号)

#### イ 最低生産者価格

平成15年には種されたてん菜の最低生産者価格については、糖価調整法第19条の規定に基づき、糖分が16.7度以上17.0度以下のものに対応する最低生産者価格が1t当たり1万6,840円と定められた(14年10月18日農林水産省告示第1650号)。また、15砂糖年度に収穫されるさとうきびの最低生産者価格は、糖価調整法第19条の規定に基づき、糖度が13.7度以上14.3度以下のものの価格として1t当たり2万310円とされた(14年10月18日農林水産省告示第1651号)。これらの最低生産者価格のほかに、農業経営基盤強化特別対策により、てん菜については1,273百万円、さとうきびについては264百万円が措置された。

#### ウ 国内産糖交付金単価

糖価調整法第21条第2項の規定に基づき、14砂糖年度に適用される国内産糖交付金単価は、次のとおり定められた。

##### てん菜糖

てん菜原料糖以外のもの t当たり 8万5,177円  
(前年度8万4,480円)

てん菜原料糖 t当たり 9万0,570円  
(前年度8万9,800円)

(14年10月18日農林水産省告示第1652号)

##### 甘しゃ糖

##### 鹿児島県さとうきび生産振興地域

t当たり20万7,903円  
(前年度20万4,797円)

#### 沖縄県さとうきび生産振興地域

沖縄本島において製造されるもの

(沖縄本島内において販売されるものを除く)

t当たり20万6,153円

(前年度20万3,197円)

沖縄本島以外の地域(南大東島及び北大東島を除く。)において製造されるもの

t当たり21万0,703円

(前年度20万7,747円)

南大東島及び北大東島において製造されるもの

t当たり21万3,953円

(前年度21万0,997円)

沖縄本島内において製造されるもののうち、沖縄本島内において販売されるもの

t当たり20万4,853円

(前年度20万1,897円)

(14年10月18日農林水産省告示第1653号)

### (4) いも、でん粉対策

#### ア でん粉の需給

13でん粉年度(13年10月~14年9月)におけるでん粉の需要量は、300万6千t(前年度303万8千t)となった。

また、供給については、国内産いもでん粉の生産がかんしょでん粉7万1千t(前年度6万4千t)、ばれいしょでん粉が22万7千t(前年度22万3千t)となり、コーンスター7253万1千t(前年度255万3千t)、輸入でん粉15万1千t(前年度15万7千t)、小麦でん粉2万7千t(前年度2万9千t)を加えたでん粉の総供給量は、300万7千t(前年度303万8千t)となった。

#### イ いも、でん粉対策

a 農産物価格安定法(昭和28年法律第225号)第5条第1項の規定に基づき、14年産の原料用かんしょ及びばれいしょの原料基準価格並びにこれらの作物を原料とするでん粉等の買入基準価格は、次のとおり定められた。

##### (a) かんしょ及びばれいしょの原料基準価格

(14年4月10日農林水産省告示第968号)

かんしょ t当たり 2万5,173円

(前年度 2万5,233円)

ばれいしょ t当たり 1万3,840円

(前年度 1万3,960円)

##### (b) 買入基準価格

(14年10月18日農林水産省告示第1654号)

かんしょ生切干 t当たり 9万8,049円

(前年度 9万8,448円)

- かんしょでん粉 t当たり 13万8,516円  
(前年度 13万8,611円)
- ばれいしょでん粉(精粉) t当たり 10万8,308円  
(前年度 10万8,350円)
- ばれいしょでん粉(末粉) t当たり 10万7,328円  
(前年度 10万7,370円)
- b また、かんしょの取引指導価格を3万1,310円／t（うち奨励金5,894円／t）と定めた。
- c 国内産いもでん粉については、コーンスターチ用とうもろこしの関税割当制度の運用による抱き合せにより、その需要の確保と価格の安定に努めた。
- ウ ぶどう糖の生産及び価格の動向  
13砂糖年度におけるぶどう糖の生産量は10万1千t（うち、規格ぶどう糖7万2千t）であり、価格は105.3円／kg（含水結晶ぶどう糖、東京市中相場）であった。
- エ 異性化糖の生産及び価格の動向  
13砂糖年度における異性化糖の生産量は76万1千t（標準異性化糖ドライベース）であり、価格は71.5円／kg（果糖55%もの、東京市中相場）であった。

## 第4節 農業生産資材総合対策

### 1 農業生産資材費低減対策

肥料、農薬及び農業機械の関係業界団体、農業団体及び都道府県が平成13年に改定した新たな「農業生産資材費低減のための行動計画」に即した具体的な取組の推進指導を行った。また、各関係団体や都道府県における、行動計画の取組状況についての自己点検・評価を推進し、その結果を受けた検討会の助言を踏まえ、効果的な取組の推進を図ったほか、都道府県、関係団体に対し、以下の対策に必要な経費の助成等を行った。

#### (1) 農業生産資材費低減総合推進対策事業

行動計画のより具体的な推進に加え、製造、流通段階（業界）と利用段階（農業者）との連携強化、利用段階における資材費低減諸対策の有機的連携等総合的な資材費低減対策を推進するため、都道府県において、資材費低減推進モデル地区を設置し、一貫パレチゼーション等の導入推進、汎用性肥料の活用による銘柄の集約化、農業機械銀行における担い手育成機能の強化、リース・レンタル方式の導入による農業機械の効率的利用の推進等メニュー事業の有機的連携による総合的な農業生産資材費低減対策を推進するとともに、全国段階におけるインターネットを活用した品質、流通、

利用技術等の資材情報の提供体制の整備・拡充を図った。

(予算額 9,426万円)

#### (2) 農業生産資材廃棄物処理適正化事業

農業生産資材廃棄物の低コストかつ適正な処理を推進するため、全国規模で適正処理に向けた普及啓発運動の推進、再生品の新規用途開発等を行うとともに、都道府県において処理適正化に向けた関係者の協力体制の確立、廃棄物の処理・減量化計画の策定、農協等を核とした回収・処理システムの構築等を推進した。

(予算額 5,436万円)

## 2 肥料対策

### (1) 肥料の需給・価格等

#### ア 化学肥料の需給概要

13肥料年度(平成13年7月～平成14年6月)の内需は、窒素、りん酸、加里の3成分合計で135万tとなり、前年度を7%下回った。なお、生産・輸入の数値については、りん酸で集計手法の変更があり前年度との連続性がなくなったため、直接的な比較はできない。

表9 化学肥料の需給量(13肥料年度)

	窒素肥料	りん酸肥料	加里肥料	三成分合計
生産	441 (495)	376 (216)	0 (15)	817 ( 725)
輸入	206 (191)	131 (347)	377 (310)	713 ( 849)
内需	484 (487)	511 (583)	359 (382)	1,354 (1,452)
輸出	175 (205)	3 ( 2)	2 ( 2)	180 ( 209)

(単位：成分千t、( )内は12肥料年度の数字)

#### イ 14肥料年度価格

14肥料年度の主要肥料の元売り段階の価格は、海外市況は高値基調にあるものの、我が国の厳しい農業情勢を反映し、主要肥料加重平均で対前年度比0.35%の引下げとなった。

表10 主要肥料の供給価格変動率の推移

(全農供給価格：主要肥料加重平均対前年増減率)

11肥料年度	12肥料年度	13肥料年度	14肥料年度
△2.24	△0.72	1.61	△0.35

(単位：%)

### (2) 肥料対策関連事業

#### ア 高度肥料利用技術確立推進事業

環境負荷軽減、肥料費低減等を実現するため、肥効調節型肥料、塩類集積回避型肥料等高度な機能性を有する肥料について、効果的・効率的な活用方策の確立

及び普及推進を図ることとし、都道府県における実証試験等を実施した。

(予算額 1,541万円)

イ 食品残さ等肥料化技術実証確立事業

農家等が求める良質な肥料が供給されるよう、食品循環資源等由来たい肥料の品質特性を踏まえた油脂分等の低減等の高品質化技術の実証等を行った。

(予算額 1,443万円)

(3) 肥料の品質保全

ア 普通肥料の公定規格等の改正等

平成14年度において、普通肥料の公定規格を1種類新規設定し、4種類一部改正を行った。

イ 肥料の登録

平成13年における肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条に基づく農林水産大臣登録数は1,427件、有効期間更新数は3,826件、平成13年末の有効登録数は17,052件であった。

ウ 指定配合肥料の届出

肥料取締法第16条の2に基づく平成13年における農林水産大臣への指定配合肥料の届出数は3,978件、平成13年末の有効届出数は38,064件であった。

エ 肥料の検査

肥料取締法第30条に基づく平成13年における国立検査成績は、分析検査標品1,073点中、正常でないものは45点であった。

オ 調査試験等

独立行政法人肥料検査所において、肥料取締法第9条に基づく仮登録肥料の肥効試験、公定規格の設定等に関する調査、重金属の迅速分析法の検討等を行った。

カ BSEの発生に伴う措置

平成13年9月、我が国において初めて牛海绵状脑症（BSE）が発生したことに伴い、牛への誤用・流用を防止し、BSEの発生の防止に万全を期す観点から、平成13年10月以降、肉骨粉等及び肉骨粉等を含む肥料について、輸入、製造及び工場からの出荷の一時停止を要請した。

その後、平成14年1月までの間に、豚、鶏等の肉骨粉等、牛由来を含む蒸製骨粉等について、BSE対策検討会の意見等を踏まえ、安全を担保する措置を講じた上で、肥料の製造及び工場からの出荷の一時停止を解除した。

平成14年度においても、引き続き、牛由来の肉骨粉等の肥料の輸入、製造及び工場からの出荷の一時停止の要請を継続した。

3 農業機械化対策

(1) 農業機械費低減対策

広域的な農作業受託の調整の円滑化による農業機械銀行の機能強化や農業機械のリース・レンタル方式の推進等による農業機械の利用の効率化を図るため、農作業受託の斡旋及び新規受託者等に対する研修を行うとともに、農作業受託調査、リース・レンタル農業機械のニーズ調査、作業受託計画の策定、リース・レンタル農業機械の貸与等を推進した。

・農業生産資材費低減総合推進対策事業（予算額9,426万円の内数）

担い手の規模拡大等に伴う労働力不足を補完する観点から、農作業の外部化による労働ピークの調整と機械利用の合理化を推進するため、耕種部門と畜産部門の多角的な農作業を行う総合コントラクター（農作業請負組織）の育成に必要なオペレーターの技能講習、地域の作業請負調整等を推進するとともに、農業機械・施設等の条件整備を推進した。

・耕畜連携・自然循環総合対策（予算額118億円の内数）

(2) 農作業安全対策

ア 農作業安全等総合推進事業

農作業事故を減少させるため、地域農業の機械化の推進及び安全利用の推進役となる農業機械士等に対する研修及び女性・高齢者に対する研修を強化するとともに、地域ぐるみで農作業安全管理体制を築く「地域ぐるみ農作業事故ゼロ運動」を推進した。

(予算額 5,404万円)

イ 農作業安全啓発委託事業

農作業事故を未然に防止し、農作業の安全を確保するため、中山間地域において、高齢者・女性農業者等を重点対象とした農作業意識等の実態調査及び対象者別の効果的な安全啓発資材・資料を作成し、これを広く農業者に啓発、普及することについて、（社）日本農業機械化協会に委託した。

(予算額 456万円)

(3) 検査・鑑定

ア 農機具の検査

農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第6条の規定に基づき、生物系特定産業技術研究推進機構（以下「生研機構」という。）において農機具型式検査を次のとおり実施した。

表11 農機具型式検査の合格型式数

農用トラクター（乗用型）	3型式
農用トラクター（乗用型）用安全 キャブ及び安全フレーム	27型式
計	30型式

## イ 農機具の鑑定

農作業事故の防止等に資するため、生研機構において、農機具製造業者の依頼に応じて①安全鑑定については、31機種221型式、②任意鑑定については、6機種24型式、③OECDテストについては、1機種1型式の鑑定を実施した。

## (4) 農業機械の開発・実用化の促進

## ア 生研機構における研究開発

(予算額 24億7,004万円)

## (ア) 基礎・基盤研究事業

果菜類収穫ロボットなど、将来必要とされる農業機械の開発に不可欠な高度なシーズ技術の開発等に関する研究を実施した。

表12 基礎・基盤研究事業において実施した研究課題

- (1) 地球温暖化抑制のための研究開発
- (2) 環境汚染防止のための研究開発
- (3) 新種苗生産システム実用化のための技術開発
- (4) インテリジェント化・ロボット化のための技術開発
- (5) 農作物の高品質化のための技術開発
- (6) 次世代の農業機械の開発に不可欠な高度なシーズ技術の開発
  - ア. 人・機械共生型機械システム
  - イ. センサ技術の融合による生育環境・作物情報検出技術
  - ウ. 農作業事故分析・シミュレート技術

## (イ) 21世紀型農業機械等緊急開発事業

農林水産大臣の定めた基本方針（平成10年7月29日農林水産省告示第1100号）に基づき、機械化一貫体系の確立、環境保全型農業の推進、中山間地域の農業の労働負担の軽減等に資する高性能農業機械の開発等を民間との共同研究等により実施した。

表13 平成14年度に21世紀型農業機械等緊急開発事業で実施した研究課題

## (1) 機械化一貫体系の確立等に資する機械

農作業の効率化や労働負担の軽減をはじめ、大規模経営に適した省力・低コスト機械化一貫体系の普及に資する高性能農業機械

## ア レタス収穫機

- イ 追従型野菜運搬車
- ウ 軟弱野菜調製装置
- エ 長ねぎ調製装置
- オ 結球葉菜調製選別装置
- カ 越冬はくさい頭部結束機
- キ 大粒種子整列は種装置
- ク セルトレイ苗挿し木装置
- ケ 農用車両用自律直進装置
- コ 高速代かき均平機
- サ 穀物自動乾燥調製装置
- シ スタックサイロ形成機
- ス 搾乳ユニット自動搬送装置

## (2) 環境保全型農業の推進に資する機械

環境負荷を軽減しつつ、生産性の向上を同時に可能とするプレシジョン・ファーミング（精密農業）等、環境と調和した持続的な生産に資する高性能農業機械

## ア 農用車両用作業ナビゲーター

- イ ほ場内簡易土壤分析装置
- ウ 土壤サンプリング装置
- エ 作物生育情報測定装置
- オ 穀物収穫情報測定装置
- カ 果樹用局所施肥機
- キ 高精度水田用除草機
- ク 高精度固液分離装置
- ケ 品質管理型たい肥自動混合・かくはん機
- コ 自然エネルギー活用型高品質たい肥化装置
- サ 畜舎換気用除じん・脱臭装置
- シ 畜舎排水脱色・リン除去装置

## (3) 中山間地域の農業の労働負担の軽減等に資する機械

傾斜地において安定走行や効率的な作業が可能な中山間地域の農業の労働負担の軽減等に資する高性能農業機械

## ア 傾斜地果樹用管理ビークル

- イ 傾斜地果樹用多目的モノレール
- ウ 中山間地域対応自脱型コンバイン
- エ 傾斜草地用多機能トラクター

## イ 高性能農業機械実用化促進事業

平成5年度から高性能農業機械実用化促進事業を実施している新農業機械実用化促進株式会社において、平成14年度は、農業機械等緊急開発事業及び21世紀型農業機械等緊急開発事業により開発された37機種の農業機械及び農業機械化適応農業資材の共通金型の賃貸等を行った。

## ウ 地域特産農作物用機械開発促進事業

地域農業の生産性向上を図るため、生研機構の技術

蓄積を活かした指導の下、都道府県が地元メーカーへの委託等により地域特産農作物に対応した新しい機械の開発を推進した。

(予算額 6,345万円)

#### (5) 農業機械化研修

平成14年度の農林水産省農業技術研修館における農業機械化研修受講者の実績は次のとおりである。

農林水産省・独立行政法人研修	377名
指導員養成研修	169名
特別研修	90名
計	636名

#### (6) 農業資材審議会農業機械化分科会

平成14年12月17日に農業機械化分科会が開催され、平成15年度における農機具の型式検査の種類(10機種)について、諮問・答申がなされた。

### 4 農 薬 対 策

#### (1) 農薬の生産出荷

14農薬年度（平成13年10月～平成14年9月）の農薬の生産額は、4,015億円（前年比1.2%増）出荷額は3,711億円（同2.4%減）となった。

#### (2) 農薬の輸出入

14農薬年度の農薬の輸出額は前年比1.1%減の801億円であった。主な仕向地の輸出額は、米国105億円、ブラジル93億円、フランス91億円であった。

一方、輸入額は前年比14.6%増の549億円となった。全輸入額に占める輸入先別の輸入額の割合については、ドイツが28.2%を占めて最も多く、次いでシンガポール27.2%、ベルギー 8.2%となった。

#### (3) 農薬の登録状況

14農薬年度において新たに登録された農薬は208件で、9月末における有効登録件数は5,059件となり、前年同期に比較して146件の減少となった。

14農薬年度に登録された新規化合物は11種類であった。

#### (4) 農薬取締り状況

14年度においては、農薬の製造業者及び農薬販売業者等に対し143件の立入検査等を行い、無登録農薬の販売や使用を取り締まるとともに、農薬の適切な品質の管理や取扱いの徹底を図った。

さらに、48件の集取農薬の検査を行い、農薬の製造、品質等に関し技術的指導を行った。

#### (5) 農薬の安全対策

農薬の安全性を確保するため、農薬の登録にあたり、環境省、厚生労働省と連携を図りながら農薬検査所において農薬メーカーから提出された試験成績について

厳正な検査・評価を実施した。

分析技術の高度化や最新の知見等に的確に対応していくため、農薬の慢性毒性や内分泌かく乱作用のメカニズムの解析技術等に関する調査研究を推進した。

農薬の使用者、流通業者等に対して、その適正な使用、流通等を徹底するとともに、行政・農業団体による監視、指導体制を強化するために、農薬の適正使用等の情報提供、無登録農薬の流通防止のための業者指導、流通、使用の監視、指導体制の整備を図った。

農薬による危害を防止するため、農林水産省、厚生労働省及び都道府県が共催により農薬危害防止運動を全国的に展開し、①農薬の安全使用や適正な保管管理の徹底についての啓発活動、②農薬事故に対する適切な処置体制を確保するための医療機関との連携強化及び事故の発生状況の把握等を実施した。

さらに、環境への負荷低減対策を一層強化するため、農薬関連の廃棄物を安全に再利用又は処理するため、再利用の容易な農薬容器の開発、使用残農薬及び種子消毒時に生じる農薬廃液の適切な処理技術等の開発を推進するとともに、農薬の使用に伴うこれら農薬の環境への流出状況の調査、水質のモニタリング及び流出メカニズムの解析等も合わせて実施した。

#### (6) 農薬取締法の改正

15年の第156回通常国会において、販売禁止農薬の回収規定の設定、食品衛生法に基づく残留農薬設定と農薬登録の整合性確保を措置した。また、同通常国会の審議で議員修正として非農耕地用除草剤の表示規制が盛り込まれたところである。

### 5 種 苗 対 策

#### (1) 新 品 種 の 保 護

##### ア 品種登録

農林水産植物の育成の振興を図るため、昭和53年12月に発足した種苗法に基づく品種登録制度は、近年のバイオテクノロジーの進展や国際的な状況の変化に対応し、育成者の権利の拡大等の措置を講ずるため、平成10年に種苗法の全部を改正し（種苗法（平成10年法律第83号））、平成10年12月24日から新しい品種登録制度により運用されている。

昭和53年の品種登録制度の制定以降、出願・登録される品種数は増加傾向にあり、平成14年3月末の出願累計は15,803件、登録累計は11,355件に達している。植物分野別の出願・登録状況は、表14の通りであるが、草花類、観賞樹がその約8割を占めている。

##### イ 種類別審査基準案の作成

植物品種保護制度の実施に当たり、出願品種の区

表14 出願・登録状況

区分	出願品種数			登録品種数			取下げ等品種数			15年3月末現在 審査中の品種数
	13年度末	14年度	計	13年度末	14年度	計	13年度末	14年度	計	
作物分野										
食用作物	800	42	842	618	63	681	35	0	35	126
工芸作物	132	8	140	110	11	121	5	0	5	14
桑	17	0	17	16	1	17	0	0	0	0
野菜	1,066	47	1,113	811	62	873	75	7	82	158
果樹	925	39	964	688	39	727	102	0	102	135
飼料作物	194	10	204	154	15	169	6	0	6	29
草花類	9,004	643	9,647	5,920	719	6,639	993	54	1,047	1,961
観賞樹	2,316	190	2,506	1,640	176	1,816	131	9	140	550
林木	29	1	30	26	1	27	1	0	1	2
海藻	4	0	4	4	0	4	0	0	0	0
きのこ類	314	22	336	249	32	281	12	0	12	43
計	14,801	1,002	15,803	10,236	1,119	11,355	1,358	70	1,428	3,018

- (注) 1. 旧法による出願を含む。  
 2. 登録後に取り消された品種は登録品種数に含まれている。  
 3. 取下げ等品種数には、却下、拒絶、放棄を含む。

別性等を判断する基準として農林水産植物の種類ごとの審査基準を作成する必要がある。

このため、平成14年度は、(社)日本種苗協会等に対し、食用作物1、果樹2、草花類4、観賞樹5の計12種類について、種苗特性分類調査を委託するとともに、(社)種苗管理センターにおいて、草花類15種類について、新規植物特性調査を実施した。

#### ウ 出願品種栽培試験の実施

出願品種の審査に当たって、栽培試験を行う必要があるものについては、(社)種苗管理センター等において試験を行うほか、出願品種の区別性、均一性、安定性の有無について調査を行うこととしている。平成14年度は(社)種苗管理センターにおいて、食用作物3品種3点、野菜33品種33点、草花・観賞樹397品種397点、特殊検定22品種51点の計433品種484点について栽培試験を実施したほか、(社)種苗管理センターが青森県ほか11県に栽培試験を委託し、食用作物2品種4点、草花27品種27点、果樹8品種11点、きのこ4品種4点の計41品種46点について実施した。

#### エ 審査基準国際統一委託事業

1998年のUPOV(植物新品種保護国際協定)新規約の発効による新たな同盟国の急激な増加、さらに、保護対象植物の拡大による新規植物の出願の増加等今後ますます審査業務が増大する傾向にある中で、審査期間の短縮が緊急に解決すべき課題になっている。

こうした中でUPOVにおいても、同盟国の技術審査の負担を軽減し審査の効率化・迅速化を図るために、審査基準の国際的統一に向けた一般審査指針の改訂が平成14年4月に行われた。

我が国は気候条件等が異なることから独自の審査基準を採用してきたが、新植物の出願の急激な増加やアジア地域の同盟国の増加に伴い、我が国の審査基準をUPOVテストガイドライン(TG)に統一し、試験方法及び審査機関の機能を改善することが緊急に必要となった。

このため、稻等我が国農業において重要で緊急度の高い40種類に絞って我が国の審査基準をUPOV TGに統一するとともに戦略的に必要となる基準をUPOV TGに盛り込むこととし、平成14年度においては、(社)農林水産先端技術産業振興センターに委託し、一般審査基準と、レタス、モモ、カーネーション、ほうせんか、ペラルゴニウム、スターチスの計6種類の種類別審査基準について、改定に向けた検討を行った。

(予算額 1,600万円)

#### オ 審査円滑化推進事業

審査の効率化、迅速化を図るため、出願品種及び既存品種の品種特性、品種名称情報を集積するとともにデータの共有を図る必要がある。

このため、データベースソフト及びパソコンを活用した審査体制を構築し、出願品種及び既存品種のデータの集積を行った。

(予算額 603万3千円)

#### カ 品種登録情報処理推進事業

近年、品種登録制度における出願・登録件数の増加に対応した、出願・登録関係書類の整理、保管、検索等の一層の効率化や、UPOV加盟国間におけるCD-ROMによる品種情報の交換への対応等、情報処理システムの整備を図ることが必要となつて

る。

このため、平成14年度は、13年度に引き続き、光ディスクにより書類を保存するとともに、品種登録ホームページの品種登録情報を充実した。

(予算額 1,225万6千円)

#### キ アジア地域植物品種保護制度総合支援事業

アジア地域における植物品種保護制度の導入を促進するため、当該諸国を対象とする制度の普及・啓蒙等を目的としたアジア地域技術会合および国別セミナーをUPOVが行うための拠出を行った。

(予算額 1,237万6千円)

#### (2) 種苗の生産流通対策等

##### ア 種苗検査等

###### (ア) 種苗業者の届出

種苗法に基づく指定種苗を取扱う種苗業者の届出件数は、平成14年度には53件（新規25件、変更20件、廃業8件）であった。

###### (イ) 指定種苗等の検査

種苗の生産及び流通の適正化を推進するため、種苗管理センターにおいて、平成14年度には以下のとおり種苗の表示に関する検査、集取試料の検査、依頼種子の検査を実施して、優良種苗の普及促進を図った。

- a 指定種苗について、種苗法に基づき表示検査19,497点、集取試料の検査3,616点、野菜種子の生産等基準に関する検査として品種純度検査100点、種子検査3,296点、病害検査161点
- b 種苗業者等からの依頼種子について、国際種子検査協会が定める国際種子検査規定に準拠し、種子検査と農産種子検査報告書の発行679件、国際種子検査報告書の発行247件
- c 輸出用種子について、EC向け輸出野菜種子の品種維持に係る公的管理に関する要領に基づき、集取種子の事後検定30点
- d 園芸用備蓄種子について、園芸種子需給安定措置要綱に基づき合格適否検査184点（4.2万箇）

##### イ 高機能種苗生産・流通システム確立促進事業

農業生産現場への健全・無病な種子の供給を図るため、物理的、化学的、生物的手法による種子伝染性病害罹病種子の実用的な無病化処理技術の開発を推進した。

(予算額 777万9千円)

###### (イ) 培養苗低コスト安定生産システム実用化技術開発促進事業

健全・無病な苗の安定供給を図るため、培養苗低

コスト安定生産システムの実用化技術開発を推進した。

(予算額 2,150万6千円)

##### ウ 遺伝情報を活用した効率的品種育成システムの開発事業

種苗産業の共同研究体制の下、園芸作物分野において効率的かつ早期に優良な品種育成・品質管理を行うため、形質転換操作やDNAマーカーの利用等に関する実用化技術システムの開発を推進した。

(予算額 2,670万円)

##### エ 優良な原原種・原種の生産及び配布

種苗管理センターにおいて、馬鈴しょ、茶樹及びさとうきびの生産の基本となる優良な種苗の供給のもととなる無病化された原原種・原種等の生産及び配布（平成14年度配布実績：馬鈴しょ1,377t、さとうきび222万本、茶樹4万本）を行った。

## 第5節 地力増進対策

### 1 土壤機能増進事業

土壤は、農作物を生産する機能のみならず、環境保全機能、物質循環機能を有していることから、農業が自然循環機能を発揮し、持続的に発展する上で極めて重要な役割を担っている。しかしながら、近年、化学肥料の過剰施用及び土づくりの減退による、土壤の持つ多面的な機能の低下が懸念されている。

このため、土壤機能の実態把握調査及びそれを踏まえた肥や化学肥料の適正使用に関する指針の策定、現場における土壤管理の指導等を支援するためのシステムの開発、土壤・土層改良等の土壤の機能を維持・増進するための対策を実施した。

### 2 土壤環境改善推進事業

我が国においては、カドミウムに代表される有害物質による土壤汚染により、安全な農作物の安定生産が困難な地域が依然存在しており、これらの地域においては、土壤汚染に起因して人の健康を損なう恐れがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されることを防止するための対策が必要となっている。

このため、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」（昭和45年法律第139号）に基づく「農用地土壤汚染対策計画」の策定に必要な基礎資料を得るための現地改善対策試験、汚染農用地を復元するための排土・客土、汚染農作物の発生防止のための有害物質の作物への吸収を抑制する対策等を実施する都道府県等に対し助成を行った。

### 3 農作物等有害物質総合調査委託事業

平成11年3月にダイオキシン対策関係閣僚会議において決定された「ダイオキシン対策推進基本指針」に基づいて、農林水産省は、農作物等におけるダイオキシン類の実態について、毎年度計画的かつ継続的に把握することとなっている。さらに、国際的には、食品中のカドミウム等の有害物質に関する国際基準の設定に向けての検討が進められており、我が国としても適切な基準が設定されるよう対応する必要がある。

このような状況を踏まえ、安全な農作物の安定的な生産・供給、適正な基準値設定等に資するため、ダイオキシン類及びカドミウム等の農作物等における含有実態について全国的な概況調査を実施した。

## 第6節 持続性の高い農業の推進

農業が本来有する自然循環機能を十分に發揮させ、その持続的な発展を図るため、土づくりを基本とした持続性の高い農業への総合的な転換促進、環境負荷低減に向けた施肥・防除等の推進、環境負荷低減に資する技術開発・普及を行った。

### 1 持続性の高い農業への総合的な転換促進

土づくりを基本として化学肥料・農薬の節減を図る生産方式の導入促進、温室効果ガス排出削減効果の定量化のほか、環境と調和した農業生産、流通及び消費の実態把握等により、持続性の高い農業への総合的な転換を促進した。

### 2 環境負荷低減に向けた施肥・防除等の推進

たい肥等に品質表示基準を創設、臭化メチルによる土壤病害虫防除の代替技術・薬剤の開発のほか、地域の実情に即した総合的な農薬安全使用推進対策等により、環境負荷の低減に向けた施肥・防除等を推進した。

### 3 環境負荷低減に資する技術開発・普及

排ガス低減、農薬飛散防止等の対策に係る機械・技術の開発、生物系農薬の実用化を促進する基盤技術の開発のほか、環境保全的かつ省力的な養液栽培技術の開発を行った。

また、作物・土壤の状態を高精度に把握する先進的な計測技術の開発、肥料・農薬の使用量を低減する革新的な技術開発等により、環境負荷低減に資する技術開発・普及を推進した。

## 第7節 植物防疫対策

### 1 病害虫防除

#### (1) 発生予察事業

稲、麦、いも類、果樹、茶、野菜等の病害虫を対象として全都道府県において発生予察事業が実施された。また、農林水産省でも全国の主要な病害虫の発生動向を取りまとめた病害虫発生予報を計9回発表した。

平成14年度の水稻の病害虫発生状況についてみると、病害では、5月上旬頃から九州山沿いの早期水稻地帯において、平年よりも早く葉いものの発生が見られ始め、その後、各地域でいもち病の感染に好適な気象条件となり、7月上旬頃には葉いものの発生量が増加し、山間部等の常発地域では進行性の病斑が平年よりも多く見られ始めた。しかし、いもち病の発生面積は昨年度以下となり、全般的に発生が低く抑えられた。いもち病に関する警報は0件（昨年度は1件）、注意報は13県から延べ17件（昨年度は12県から延べ16件）で、昨年度と比べると多いが、近年、いもち病に関する警報及び注意報の発表は全国的に少ない傾向にある。

害虫では、ウンカ類の初飛来は5月中旬に九州地方で確認され、6月に入り四国、近畿及び東海地方で確認された。その後、6月10日前後から6月下旬にかけて、西日本を中心に数次にわたり確認されたものの、飛来数は少なく、「平年並」以下の発生となった。警報及び注意報の発表は、昨年度同様に0件となった。一方、斑点米カメムシ類については、春先からの高温による増殖により早期から発生が目立ち、夏季には全国的に高温となったことから、本害虫の活動が活発化した。しかし、生産者の防除意識の高まりもあり、発生面積は平成11年から平成13年にかけてみられたほどの発生はみられなかった。斑点米カメムシ類に関する警報は1件（昨年度は7件）、注意報は29都道府県から延べ34件（昨年度は35県から延べ42件）発表された。

その他作物では、麦類の赤かび病が、防除適期に降雨が続いた東海地方以西の地域で発生が見られ、本病害による被害が平年より多く発生した。大豆においては、ハスモンヨトウが、夏季に高温・小雨傾向が続いた西日本を中心に発生量が高まり、8月以降注意報が10件発表された。

果樹の病害については、なし黒星病が4月下旬から5月上旬に曇りや雨の日が続いたことから、西日本の広い地域で発生がみられ、特に平年の約3倍の降水量を記録した九州の一部地域では発生が多くなり、2県

から注意報が発表された。害虫については、果樹カメシ類の発生時期が早く、4月上旬から東海以西の地域で発生が多くみられ、越冬成虫に対する注意報が19県で発表された。また、当年世代成虫に対しては、7月以降10月までに警報4件、14府県から16件の注意報

が発表された。

野菜及び花きでは、大豆同様、夏季の高温によりハスモンヨトウの野菜及び花きに対する注意報が10件発表された。

病害虫の発生、防除状況は表15のとおりである。

表15 病害虫発生状況及び防除状況（平成14年10月1日現在）

病害虫名	発生面積 (千ha)	延防除面積 (千ha)	概評
<b>(イネ)</b>			
葉いもち	469	1,531	平年並以下。青森の一部及び南九州の一部でやや多。
穂いもち	305	1,798	平年並以下。青森の一部及び南九州の一部でやや多。
もみ枯細菌病	37	81	発生少。
ニカメイガ	182	559	平年並。
セジロウンカ	583	1,109	平年並以下。
トビイロウンカ	43	729	平年並以下。
斑点米カメムシ類	483	1,658	平年比やや多。前年比やや少。
コブノメイガ	190	411	平年並以下。
イネミズゾウムシ	735	877	平年並以下。
<b>(ムギ類)</b>			
赤かび病	80	373	北陸、東海、中国、四国及び九州の一部でやや多。
雪腐病類	27	78	発生少。
<b>(ダイズ)</b>			
吸実性カメムシ類	27	76	全国的にやや多～平年並。
ハスモンヨトウ	41	80	関東以西でやや多。
<b>(カシキツ類)</b>			
黒点病	53	248	平年並以下。
かいよう病	13	54	南九州及び沖縄でやや多。
<b>(リンゴ)</b>			
モニリア病	1	65	平年並。
斑点落葉病	21	349	平年並。
腐らん病	9	63	北日本でやや多。
<b>(ナシ)</b>			
黒斑病	2	53	平年並以下。
黒星病	3	133	関東及び九州の一部でやや多。
<b>(モモ)</b>			
灰星病	1	45	平年並。
<b>(ブドウ)</b>			
べと病	5	71	平年並以下。
<b>(果樹共通)</b>			
カメムシ類	29	140	東海以西でやや多。
<b>(野菜共通)</b>			
疫病	2	43	スイカ疫病やや多。
灰色かび病	5	60	平年並。
アブラムシ類	31	215	平年並。
ハダニ類	13	59	平年並。
ハスモンヨトウ	8	35	平年並。

### (2) 植物防疫組織

都道府県における植物防疫の専門機関である病害虫防除所については、事業の多様化、技術の高度化等に対応するため、昭和60年度以降、1県1所を目途とした統合整備を推進し、植物防疫体制の強化を図るとともに、発生予察、防除指導、侵入警戒調査、農薬の安全使用等の指導を行った。また、都道府県の生産地に病害虫防除員を設置し、病害虫の発生状況調査等を行った。

病害虫防除所職員の設置、病害虫防除員の設置、病害虫防除所の運営等植物防疫事業の基礎的経費について、都道府県に植物防疫事業交付金を交付した。

### (3) 農林水産航空事業

平成14年度における農業関係の空中散布面積は、水稻防除64万9千ha、果樹防除313ha、畑作物防除8千ha、畜産関係4千ha、ミバエ類等防除281万8千ha、計347万9千haであった。

このうち、水稻防除の実面積は33万8千haで、関係農家数は約40万1千戸であった。

林業関係では、松くい虫防除8万1千haと野ぞ駆除9万1千haが主であり、計17万2千haであった。

無人ヘリコプターの防除面積は、水稻防除を中心として45万2千haであった。

### (4) 鳥獣害による農作物被害

平成13年度における鳥獣による農作物被害面積及び被害金額は、鳥類ではカラス、スズメ、ハト等により9万ha、96億4千7百万円に及び、イネ、果樹等の作物を中心に大きな被害を与えた。また、獣類では中山間地域を中心に、被害面積が7万2千ha、被害金額が120億7千万円に及び、特にシカによる飼料作物、畑作物等への被害が多く、次いで、イノシシ、サルによるイネ、果樹等への被害が多かった。

## 2 植物検疫

### (1) 輸入検疫

平成14年においては、栽植用苗・球根10億個、種子2万6千t、切り花17億本、生果実170万t、野菜96万t、穀類・豆類3,244万t、木材1,269万m<sup>3</sup>、その他雑品等855万tについて、輸入検疫を実施した。

### (2) 輸出検疫

平成14年においては、栽植用苗・球根約1,677万個、種子約2,135t、切り花約30万本、生果実11,967t、野菜約8,646t、穀類・豆類約29万t、木材約15,000m<sup>3</sup>、その他雑品約16,000tについて、輸出検疫を実施した。

### (3) 国内検疫

平成14年度においては、種馬鈴しょの春作、秋作用

春作及び秋作について、北海道ほか9県において原種ほ及び採種ほを対象に種馬鈴しょ検疫を実施した。

また、果樹苗木の移動に伴う病害虫のまん延防止及び健全果樹苗木の確保のため、植物防疫所において、かんきつ類、りんご等の母樹について、果樹母樹のウイルス病等検査を実施した。

このほか、奄美、沖縄、小笠原からのアリモドキゾウムシ等の寄主植物の移動取締を実施した。

### (4) 緊急防除

植物防疫法（昭和25年法律第151号）における緊急防除の規定に基づき、鹿児島県熊毛郡屋久町（屋久島）において発生したイモゾウムシを対象に防除区域を指定し、撲滅に向けて徹底した防除を実施した結果、一部地域で根絶が確認された。

## 第8節 BSEへの対応について

### 1 安全な牛肉の供給体制の確立

平成13年9月の我が国におけるBSEの発生に対処するため、安全な牛肉以外は市場に出回らない体制を整備した。

#### (1) 全頭検査体制の確立

平成13年10月18日より、食肉処理される全ての牛について、スクリーニング検査を行い、検査で陽性とされた牛については確認検査、専門家による確定診断を行い、これらによりBSE陰性とされなかつた牛の肉等については全て焼却処分とし、市場に出回らない体制を確立した。

#### (2) 特定危険部位(SRM)の焼却

平成13年10月18日より、BSEり患の有無にかかわらず、食肉処理される全ての牛について特定部位（頭部（舌及び頬肉を除く）、せき髄、回腸遠位部）の除去・焼却を法的に義務づけた（平成14年10月には「脳、眼」を「頭部」に代えて特定部位とする経過措置が終了）。

## 2 BSE関連対策の実施

畜産副産物等の適切な処理の推進、農家・食肉販売業者等の経営安定等のための各般の対策を実施した。

#### (1) 農場段階等での検査体制を強化するとともに、

牛の個体識別システムの適切な実施に努め、BSE防疫体制の強化を図った。

#### (2) 食肉センター等においてBSE検査体制に対応

した処理を可能とするため、可食内臓等の区分管理、SRMの焼却処理のための施設整備を推進し、

- 区分管理施設、焼却炉等の整備を実施した。
- (3) 農家・食肉販売業者等への緊急融資のほか、肉用牛肥育経営の大幅な収益性の悪化を機動的に補てんするための事業や、牛肉の調整保管等を実施した。
- (4) 畜種別に原料を区別処理するレンダリング施設の整備による安全な肉骨粉の供給体制の整備等によって、畜産副産物の有効活用及び適切な処理を推進した。
- (5) BSEに関する正しい知識の普及、牛肉及び牛乳・乳製品についての安全性のPR等を実施した。

### 3 牛肉トレーサビリティシステムの推進

「食卓から農場まで」の過程をしっかりとつなぐことにより、消費者に対する情報提供や、万一、牛肉に事故等が発生した際の原因究明を容易にする仕組みであり、牛肉に対する消費者の信頼の回復を図るため牛肉のトレーサビリティシステムを推進した。

- (1) 我が国で飼養される全ての牛（約450万頭）に耳標を装着して個体情報を記録・管理する「家畜個体識別システム」を確立するとともに、10月1日から、個体識別情報のインターネットによる提供を開始した。
- (2) 「家畜個体識別システム」により記録・管理された牛の個体情報を、牛肉の小売段階まで適正に伝達させるため、消費者、流通業者、学識経験者からなる「検討委員会」を立ち上げ、その意見を踏まえて、と畜・卸・小売の流通段階の各段階からモデル店を選定し、小売パックやパネルで個体識別番号の表示を行う実証展示事業を実施した。
- (3) 牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において牛の個体情報が正確に伝達される制度を構築するための牛肉トレーサビリティ法案（牛の個体識別のための管理及び伝達に関する特別措置法案）を第156回国会に提出した。

## 第9節 畜産物の価格関連対策

### 1 食料・農業・農村政策審議会生産分科会 畜産物価格等部会

#### (1) 畜産物価格等部会の設置

平成13年3月に開催された第1回食料・農業・農村政策審議会生産分科会において、畜産物価格等部会（以下「価格等部会」という。）が設置された。

#### (2) 価格等部会の所掌事項

価格等部会は、以下の事項を所掌することとされている。

- ① 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、畜産の生産振興に関する施策に係るもの（基本的な事項に係る企画を除く。）の調査審議。
- ② 飼料需給安定法、畜産物の価格安定等に関する法律、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法及び肉用子牛生産安定等特別措置法の規定により審議会の権限に属するとされた事項の処理。

#### (3) 価格等部会委員の構成

平成14年度の価格等部会の委員、臨時委員及び専門委員は以下の通りである。

(委員)

生源寺 真一 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

増田 淳子 プロデューサー

(臨時委員)

足立 己幸 女子栄養大学教授

石川 郁子 食と生活ジャーナリスト

犬伏 由利子 消費科学連合会副会長

今 克枝 酪農自営業

遠藤 幸男 肉用牛自営業

大野 晃 (社)日本乳業協会会長

大野 建三 全国農業協同組合連合会常務理事

川島 政喜 協同組合日本飼料工業会会长

岸 康彦 (財)日本農業研究所研究員

木村 春雄 (社)全国肉用牛協会理事

黒田 節子 マーケティングコンサルタント

土井 邦雄 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

内藤 廣信 (社)中央畜産会常務理事

中村 祐三 全国農業協同組合中央会常務理事

松木 篤美 主婦連合会常任委員

山口 義弘 北海道農業協同組合中央会副会長

吉田 小夜子 畜産生産者

吉野 直行 慶應義塾大学経済学部教授

(専門委員)

伊藤 研一 (社)日本食肉加工協会理事長

江藤 源哉 (社)全国農協乳業協会副会長

小林 信一 日本大学助教授

菅野 茂 東京大学名誉教授

寺内 正光 (社)日本食肉市場卸売協会会长

福岡 伊三夫 全国食肉事業協同組合連合会会长

福原 利一 (社)全国和牛登録協会会长

矢野 史子 近畿大学教授

山 角 誠 飼料輸出入協議会理事長  
山 田 豊 全国農業会議所事務局長  
吉 濱 彰 啓 全国開拓農業協同組合連合会専務  
理事

(五十音順、敬称略)

(4) 第1回価格等部会

平成15年2月24日に開催された第1回価格等部会においては、部会長の選任等を行い、生源寺委員が部会長に選ばれ、増田委員が部会長代理に指名された。このほか、最近における畜産の一般情勢について意見交換が行われた。

(5) 第2回価格等部会

平成15年3月13日に開催された第2回価格等部会において、「平成15年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を定めるに当たり留意すべき事項」(諮問別記1)、「平成15年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項」(諮問別記2)、「平成15年度の肉用子牛の保証基準価格を定めるに当たり留意すべき事項及び合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項」(諮問別記3)について審議が行われた。

審議の後、それぞれ諮問事項に対する答申(別記4)がなされ、これに基づき慎重に検討を行った結果、15年度の加工原料乳の補給金単価等、指定食肉の安定価格、肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格が決定され、3月31日に告示された(別記5)。

(別記1)

14生畜第7952号  
平成15年3月13日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿  
農林水産大臣 大島 理森  
諮 問

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)第11条第1項の規定に基づき平成15年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量を定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき平成15年度の加工原料乳の補給金単価を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別記2)

14生畜第7954号  
平成15年3月13日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿  
農林水産大臣 大島 理森  
諮 問

畜産物の価格安定等に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項の規定に基づき平成15年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別記3)

14生畜第7953号  
平成15年3月13日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿  
農林水産大臣 大島 理森  
諮 問

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第5条第1項の規定に基づき平成15年度の保証基準価格を定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第7項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別記4)

14食農審第64号  
平成15年3月13日

農林水産大臣 大島 理森 殿  
食料・農業・農村政策審議会  
会長 八木 宏典  
答 申

平成15年3月13日付け14生畜第7952号で諮問があつた平成15年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を定めるに当たり留意すべき事項、平成15年3月13日付け14生畜第7954号で諮問があつた平成15年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項並びに平成15年3月13日付け14生畜第7953号で諮問があつた平成15年度の肉用子牛の保証基準価格を定めるに当たり留意すべき事項及び肉用子牛の合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

記

1 加工原料乳に係る限度数量及び補給金単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、やむを得ない。

2 豚肉の安定価格については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で安定価格を決めることは、やむを得ない。

牛肉の安定価格については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で安定価格を決めることは、やむを得ない。

3 肉用子牛の保証基準価格については、その生産条件、需給事情及びその他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で決めることは、やむを得ない。合理化目標価格については平成15年度につき試算に示された考え方で決めることは、やむを得ない。

(別紙)

### 建 議

#### I 酪農・食肉共通

- 1 頻発した食の安全・安心を脅かす事件を教訓に、生産者と消費者の情報交流を強化し、自然循環に配慮しつつ、安全な畜産物の供給と流通に努めること。
- 2 生産段階における自主的防疫措置の推進や生産・加工・流通の各段階における衛生・品質管理対策の徹底、表示等による畜産物の情報伝達の適正さを確保すること。
- 3 意欲のある担い手の確保・育成を図るとともに、酪農ヘルパーの利用拡大や肉用牛ヘルパーの普及定着等を図ること。
- 4 地域の実態等に応じた家畜排せつ物の処理・再資源化、施設の計画的整備、耕種分野と連携したい肥の利用・流通の促進を図ること。
- 5 自給飼料基盤に立脚した畜産経営の推進を図るため、「飼料増産推進計画」の下、生産性の向上、放牧の推進等のための施策を適切に行うことにより自給飼料の増産を図ること。さらに、飼料安全対策の充実・強化を図ること。
- 6 牛海绵状脳症（BSE）について、清浄化の達成に向け、死亡牛のBSE検査による浸潤状況のより正確な把握や感染原因の究明に努めるとともに、科学的な知見に基づき、BSE疑似患畜の範囲の見直しを検討すること。
- 7 肉骨粉の処分に係る費用など、食の安全・安心のための措置に要する経費の受益者負担の在り方について検討すること。

8 関連対策については、政策目的、達成度を踏まえ、適切に見直すとともに、その実施に当たっては、透明性の確立、適切な執行に努めること。

#### II 酪農・乳業関係

- 1 脱脂粉乳の過剰在庫等の需給状況を踏まえ、生乳・乳製品の需給の安定を図るため、需給情報の的確な提供、脱脂粉乳の新規用途の開拓、脱脂濃縮乳、チーズ等の消費拡大に努めるとともに、指定生乳生産者団体の機能強化を図ること。
- 2 牛乳・乳製品は、多様な栄養素を含み、他の食品との組合せも可能な身近で日常的に使いやすい食品であることから、その優れた特性の普及等を通じて、消費の拡大に努めること。
- 3 国際化の進展を踏まえ、乳業の経営基盤と国際競争力を強化するため、乳業工場の再編合理化の推進に努めること。

#### III 食肉関係

- 1 肉用牛生産基盤の整備や養豚経営の経営安定のための対策の継続実施により、地域における多様な取組等への支援を通じて、生産コストの低減を図ること。
- 2 海外との交流機会の増大にかんがみ、国内防疫措置及び輸入検疫措置をより強化し、効果的かつ効率的な家畜防疫体制を構築すること。また、国、地方自治体、生産者等の関係者が連携して豚コレラ等の防疫を推進し、家畜衛生の維持・向上を図ること。
- 3 牛肉の生産から流通・消費の各段階において個体識別番号等を正確に伝達するためのトレーサビリティ制度について、流通実態を踏まえ、十分な普及・啓発を図りつつ、円滑な導入を図ること。

(別記5)

#### 農林水産省告示第571号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第11条第1項及び第2項の規定に基づき、平成15年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を次のように定めたので、同条第7項の規定に基づき告示する。

平成15年3月31日

農林水産大臣 大島 理森  
一 生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高

限度として農林水産大臣が定める数量	2,100千t	1頭につき、	175,000円
二 加工原料乳の補給金単価			
単位	補給金単価		
1キログラム	10.74円		
農林水産省告示第568号			
畜産物の価格安定等に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項の規定に基づき平成15年度の指定食肉の安定価格を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき告示する。			
平成15年3月31日			
農林水産大臣 大島 理森			
1 畜産物の価格安定等に関する法律施行規則（昭和36年農林省令第58号。以下「規則」という。）第3条第1項第1号の豚半丸枝肉1キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。			
(1) 皮はぎ法により整形したもの			
安定基準価格	365円		
安定上位価格	480円		
(2) 湯はぎ法により整形したもの			
安定基準価格	340円		
安定上位価格	445円		
2 規則第3条第2項第1号の牛半丸枝肉1キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。			
安定基準価格	780円		
安定上位価格	1,010円		
農林水産省告示第569号			
肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第1項の規定に基づき平成15年度の肉用子牛の保証基準価格を次のように定めたので、同条第8項の規定に基づき告示する。			
平成15年3月31日			
農林水産大臣 大島 理森			
肉用子牛の保証基準価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。			
品種	保証基準価格		
黒毛和種	1頭につき、	304,000円	
褐毛和種	1頭につき、	280,000円	
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種			
1頭につき、	200,000円		
乳用種の品種	1頭につき、	131,000円	
肉専用種と乳用種の交雑の品種			
農林水産省告示第570号			
肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第2項の規定に基づき肉用子牛の合理化目標価格を次のように定めたので、同条第8項の規定に基づき告示する。			
平成15年3月31日			
農林水産大臣 大島 理森			
1 肉用子牛の合理化目標価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。			
品種	合理化目標価格		
黒毛和種	1頭につき、	267,000円	
褐毛和種	1頭につき、	246,000円	
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種			
1頭につき、	141,000円		
乳用種の品種	1頭につき、	80,000円	
肉専用種と乳用種の交雑の品種			
1頭につき、	135,000円		
2 1の合理化目標価格についての肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和63年政令第347号）附則第4項の農林水産大臣が定める期間は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までとする。			

## 2 農畜産業振興事業団の業務の運営状況

### (1) 畜産物の価格安定業務

#### ア 指定乳製品等

14年度においては、国際約束に基づくカレントア クセス分としてバター8,810t（入札重量ベース）の輸入業務を委託し、前年度繰越分3,484t（受渡重量ベース）を5月に、14年度分のうち2,826t（受渡重量ベース）を1月に売渡した。売買同時入札方式によりホエイ及び調製ホエイは、4,488t（受渡重量ベース）の売買を実施した。

また、事業団以外の者の指定乳製品等の輸入に係る買入れ・売戻し数量は671tとなった。

#### イ 指定食肉

指定食肉の14年度における卸売価格は、牛肉については、前年9月以降のBSEの発生により引き続 定基準価格を下回って推移した。その後、7月以降回復し、おおむね安定上位価格を上回って推移した。

また、豚肉については、おおむね安定価格帯内で推移した。

#### ウ 鶏卵

14年度の鶏卵の卸売価格は、前年度を上回って推

移した。調整保管は実施していない。補てん状況については、4月から8月、1月及び3月に(社)全国鶏卵価格安定基金及び(社)全日本卵価格安定基金による価格差補てんが行われた。

#### (2) 債務保証業務

14年度の期首保証残高は、運転資金に係る保証3億2,000万円(5件)であった。期中における新規保証額は3,000万円(1件)、償還額及び保証債務不履行発生額は3億2,000万円であったので、年度末保証残高は、運転資金に係る保証3,000万円となった。

#### (3) 助成業務

##### ア 学校給食用牛乳供給事業

14年度の学校給食用牛乳供給事業については、学校給食用牛乳の供給の合理化、衛生水準の向上、酪農・乳業に関する普及啓発等の取組に対して15億9,278万円の助成を行った。

##### イ 指定助成対象事業

14年度の価格関連対策等に係る指定助成対象事業については、畜産環境対策事業、加工・流通・消費拡大対策事業、経営対策事業等60事業に対し、補助事業として2,215億2,600万円の助成を行った。うち、BSE関連対策に係る指定助成対象事業については、15事業に対して1,227億6,180万円の助成を行った。

#### (4) 加工原料乳生産者補給金交付業務

14年度の加工原料乳生産者補給交付金については、加工原料乳の限度数量220万tに対し、204万7,536tを対象に225億2,290万円(単価11円00銭/kg)を交付した。

#### (5) 加工原料乳生産者経営安定対策事業の実施

平成13年度から実施された新たな乳製品・加工原料乳に係る制度においては、加工原料乳の価格は市場実勢を反映して形成されることとなる一方、生乳の生産は乳製品の需給及び価格の変動に機敏に対応できないことから、急激な生乳需給の緩和等により、加工原料乳の価格に大幅な変動が生じるおそれがある。

このため、新たな加工原料乳生産者補給金制度を補完するため、加工原料乳の価格が低下した時に補てん金を交付するための原資となる基金の積み立てを行う事業を実施したところである。

平成14年度については、27億2,390万円を交付した。

#### (6) 肉用子牛生産者補給金等交付業務

14年度の生産者補給金は、「褐毛和種」については4,416頭を対象に5,287万円、「その他肉用専用種」6,571頭を対象に3億2,731万円、「乳用種」28万2,206頭を対象に170億7,392万円、「交雑種」8万4,469頭を対象に12億1,908万円、合計186億7,318万円を交付した。

#### (7) 主要な畜産物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供に関する業務

畜産物の適切な価格形成、我が国畜産の体質強化等に資するため、海外、国内の主要な畜産物の生産及び需給等に関する情報を収集・整理し、月報「畜産の情報」等により畜産関係者に提供した。また、インターネットを通じて情報提供を行うとともに、畜産物の市況等について通信衛星を利用して映像情報を提供した。この経費の総額は4億6,178万円であった。

## 第10節 酪農対策

### 1 牛乳乳製品の需給

13年度の牛乳乳製品の需給については、生乳生産は飼養戸数の減少等により、12年度を1.2%下回り831万tとなった。飲用牛乳等向け処理量は、牛乳の需要の増加が一巡したこと等から、12年度を2.0%下回った。乳製品向け処理量は、12年度を0.2%上回った。脱脂粉乳については、加工乳等の原料としての需要が減少したことから、在庫は増加した。バターについては、ハイファット・クリームチーズの輸入の減少等により需要が増加したことから、在庫は減少した。

14年度については、生乳生産は、北海道での搾乳牛頭数の増加、暑熱対策など増産対策の効果等により、13年度を0.8%上回り838万tとなった。飲用牛乳等向け処理量は、表示の見直し等を背景に牛乳の需要が回復したこと等から、13年度を3.1%上回った。乳製品向け処理量は、13年度を2.5%下回った。脱脂粉乳については、加工乳等の原料としての需要が低調であることから、在庫は増加した。バターについては、小口業務用を中心に需要が比較的堅調であること等から、在庫は減少した。

### 2 牛乳乳製品の流通調査

#### (1) 牛乳乳製品生産費調査

乳業に係る諸施策の推進に資するため、飲用牛乳及び主要乳製品(バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳)を製造している主要な工場を対象として、製品別の処理及び加工に要した経費等(原材料費、製造関係経費、一般管理費、販売費及び支払利子)について、上期・下期の2回調査を行った。

#### (2) 牛乳乳製品工場調査

乳業に係る諸施策の推進に資するため、飲用牛乳及び乳製品の製造を行っている全工場を対象として、工場の規模、設備の状況、稼働状況及び製品生産状況に

について調査を行った。

### (3) 集送乳経費調査

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく加工原料乳の補給金単価の算定基礎とともに、我が国の生乳取引の実態を把握するため、指定生乳生産者団体及びその傘下の団体で集送乳事業を行っている生産者団体並びに生乳の集送乳事業を行っている工場で牛乳乳製品生産費調査の対象となっていない工場を対象として、生乳の集乳に要した輸送費及び集送所経費を、また、団体については、生乳販売手数料も併せて、8月及び2月の年2回の調査を行った。

### (4) 牛乳小売実態調査

飲用牛乳等の小売機構とその実態を把握し、小売段階における流通合理化、小売価格の適正化及び消費拡大の推進に資するため、全国の牛乳小売店600店舗余を対象として、種類別・販売先別販売数量、販売店の従業員の労力状況、経営状況等を調査した。

### (5) 牛乳乳製品価格調査

酪農行政に必要な生産から消費に至る流通段階別の価格を把握するため、全国主要都市に所在する乳製品の製造業者、卸売業者等を対象として、その仕入れ及び販売価格を調査した。

### (6) 乳製品在庫調査

酪農行政に必要な乳製品の需給事情を把握するため、乳製品の製造業者等を対象として、乳製品の種類別在庫量を調査した。

## 3 生乳取引・流通改善対策

生乳流通の広域化に対応した集送乳の一層の合理化、的確な生乳需給調整・計画生産等の円滑な推進、乳質基準・規制等の運用改善と普及定着及び生乳取引方法の改善等を図るため、生乳乳製品流通対策事業として、都道府県、指定生乳生産者団体及び中央酪農会議等に対して指導及び助成を行った。

### ア 地方公共団体等

#### (ア) 生乳需給調整推進

都道府県は、指定生乳生産者団体の生乳需要の安定、生乳取引の改善等を図るため、会議の開催、調整指導、調査等を実施した。

また、都道府県の下で指定生乳生産者団体は、生乳受託販売、生乳計画生産、集送乳の合理化及び生乳取引の改善等の円滑な推進を図るための会議の開催、調整指導、調査等を行った。

#### (イ) 広域乳質検査体制整備

都道府県等が行う乳質基準等の改善の取組並びに広域指定生乳生産者団体の下での広域乳質検査

体制の整備に対し助成した。

### イ 民間団体事業

中央酪農会議は広域指定生乳生産者団体の生乳需要の安定、集送乳の合理化等を図るため、生乳の受託販売・計画生産の効果的な実施のための指導及び牛乳、牛乳乳製品の需給調整対策及び価格交渉のための基本情報の収集・公表等による透明性の高い生乳取引の推進を行った。

## 4 乳業及び流通の合理化対策の概要

### ア 乳業再編総合対策推進

乳業の再編・合理化を推進するため、協議会を開催し、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に即した乳業再編全国計画の策定・指導等を行った。また、地域ブロック・都道府県における乳業の再編・合理化を推進するため、協議会において、乳業再編ブロック計画及び都道府県再編計画の策定・指導等を行うとともに、セミナーの開催の開催等を行った。

### イ 乳業再編整備等対策事業

#### (ア) 乳業施設再編合理化対策

乳業の再編・合理化を促進するとともに、牛乳・乳製品の安全性の確保を図るため、乳業の集約化による効率的かつ衛生的な乳業施設の整備を行った。

#### (イ) 広域需給調整施設整備事業

生乳の広域流通に対応した需給の円滑な調整に資するため、需給調整拠点施設等の整備を行った。

## 5 乳製品に係る関税相当量の削減等

ガット・ウルグアイ・ラウンド (UR) 農業合意においては、農産物の国内支持、市場アクセス及び輸出競争の3分野について保護削減のルールを作り、平成7年度から平成12年度までの6年間の実施期間において実施することとされた。

乳製品に関しては、これまで、

(1) すべての輸入制限措置を関税相当量に置き換えた上で、これを含め関税等を実施期間の平成12年度までに最低の削減率である15%の削減を実施するとともに、

(2) 現行の輸入アクセス機会を維持し、このうち農畜産業振興事業団による輸入分は生乳換算で13万7千tを毎年輸入してきたところであり、実施期間終了後の平成14年度も、平成12年度の関税相当量及びアクセス水準を維持している。なお、関税相当量の水準が相当高いこともあり、当面は国内への影響は少ないものと考えられる。

## 6 新たな酪農・乳業対策大綱

我が国の酪農は、食生活の多様化等による需要の増大を背景として順調な発展を遂げ、我が国農業の基幹的部門に成長し、国民生活に欠かせない牛乳・乳製品の安定供給という基本的な使命に加え、地域社会の活力維持、国土や自然環境の保全等多様かつ重要な役割を果たしてきた。

一方、我が国の社会経済が大きな変革期に直面している中で、農政についても、社会情勢の変化や国際からの進展に対応し、抜本的に見直すことが求められており、平成11年7月には、21世紀に向けた食料・農業・農村政策の基本指針となる食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）が施行されたところであり、また、平成12年3月には、基本法に掲げられた理念や施策の基本方向を具体化した「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定された。

このような中で、畜産行政に関する、農政改革の一環として、酪農・乳業に係る各般の施策を見直し、需給の安定を図りつつ、市場実勢を反映した乳製品・加工原料乳の適正な価格形成を実現することを通じ、川下のニーズに応じた生産・供給が行われるようにするとともに、意欲ある担い手の経営安定に十全を期すなど、総合的な施策体系を構築することとした「新たな酪農・乳業対策大綱」を平成11年3月に策定した。

これを受け、牛乳・乳製品の価格政策については、市場実勢を反映した乳製品・加工原料乳の適正な価格形成の実現及び酪農経営の安定の確保を図るため、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）を改正し、安定指標価格、基準取引価格等の廃止と加工原料乳生産者補給金の算定方法の見直しを内容とする新たな制度を導入した。また、新たな制度の導入に伴い、加工原料乳価格の低下が酪農経営に及ぼす影響を緩和するため、価格下落時にその低下額の一定割合を、生産者の拠出と国の助成により造成する資金から補てんする仕組みを創設した。

また、価格政策の見直しのほか、「主要な改革の方向」として位置付けた、経営体・担い手対策、生乳流通対策及び乳業再編・合理化対策については、関係者による検討を踏まえ、所要の予算措置を講じた。

さらに、「改革を推進するための条件整備」として位置付けた畜産環境対策、自給飼料の増産、家畜改良の推進・飼養管理技術の高度化、牛乳・乳製品の流通・消費対策、生産資材費低減対策については、所要の法整備、予算措置を講じた。

引き続き、本大綱及び基本計画等に沿った施策の着

実な推進を図ることとしている。

## 第11節 食肉鶏卵対策

### 1 食肉等の需給及び価格の推移

#### (1) 牛 肉

14年度の牛肉の国内生産は、BSE発生（13年9月）後の出荷自粛の反動等から、12月まで前年同期を上回って推移したことから、前年度をかなり上回る36万4千t（部分肉ベース）となった。

輸入については、13年度は、BSE発生以降、牛肉需要が減退したことから、減少傾向で推移した。14年度は、期首在庫水準が高かったこと、国産品に比べ輸入品の需要回復が遅れていたことから、前年度をかなり下回る53万4千t（部分肉ベース）となった。

牛肉の卸売価格（省令価格（去勢牛の「B-2」「B-3」規格））は、13年度は、BSE発生以降、牛肉需要が減退したことから、前年度を大幅に下回ったものの14年度は、需要の回復により、前年度を大幅に上回った。

小売価格（東京）については、14年度は国産牛肉の「ロース」は前年度をやや上回り、「肩肉」は前年度をやや上回った。また、輸入牛肉「ロース」は前年度をやや下回った。

#### (2) 豚 肉

14年度の豚肉の国内生産は、前年度をわずかに上回り87万1千t（部分肉ベース）となった。

14年度の輸入量は、牛肉の代替需要等から、前年度をかなり上回る74万8千t（部分肉ベース）となった。

卸売価格は、13年度は、BSE発生以降の牛肉の代替需要もあり、前年度を大幅に上回った。14年度は、年度前半は堅調に推移したものの、9月下旬以降は、出荷頭数の増加等に伴い弱含みとなったことから、年度全体では前年度をかなり下回った。

小売価格については、国産豚肉「ロース」、「肩肉」とともに前年度をわずかに上回った。

#### (3) 鶏 肉

鶏肉の国内生産は63年度以降、減少傾向で推移しており、14年度は前年度並みの123万t（骨付きベース）となった。

卸売価格は、もも肉は9月までは前年度をかなり上回る水準で推移した後、ほぼ横ばいであったが、むね肉は前年度を大幅に下回る水準で推移した。

#### (4) 鶏 卵

鶏卵の国内生産は、10年度は生産縮小等によりわずかに減少したが、11年度以降はほぼ前年度並みに推移

表16 食肉・鶏卵の需給の推移

区分	生産量	輸出量	輸入量	生産量	輸出量	輸入量	生産量	輸出量	輸入量	生産量	輸出量	輸入量	(枝肉ベース、単位: t, %)				
													牛 肉	豚 肉	馬 肉	羊 肉	鶏 肉
9年度	528,723	144	13	941,380	754,137	19,889	1,469,959	2,042,372	27,868	243.8	124.8	31.0	282	1,233,969	3,059,201	2,573,211	985
										(27)	(38)	(1)	0	3,019	3,176		
													66,080	567,513	2,348,999	104,065	
													66,362	1,798,463	5,405,024	2,676,291	
													42.0	150.1	147.1	131.1	
													(1)	(33)	(100)		
10年度	530,612	419	36	973,987	803,132	21,062	1,504,180	2,094,658	28,769	249.4	128.0	32.1	281	1,211,772	3,041,934	2,536,035	96
										(27)	(38)	(1)	0	3,493	3,948		
													55,974	590,601	2,444,756	103,654	
													56,255	1,798,880	5,482,742	2,639,593	
													35.6	150.2	148.8	129.3	
													(1)	(33)	(100)		
11年度	544,580	1,099	83	975,137	952,995	18,588	1,518,618	2,229,176	25,921	251.8	136.2	28.9	272	1,211,273	3,039,722	2,539,437	325
										(27)	(39)	(0)	0	4,103	5,285		
													50,008	650,272	2,467,000	119,066	
													50,280	1,857,442	5,681,437	2,658,178	
													31.8	155.1	154.2	130.2	
													(1)	(33)	(100)		
12年度	521,116	99	282	1,054,879	951,696	15,260	1,575,896	2,207,356	22,332	261.3	134.9	24.9	265	1,195,352	2,979,747	2,535,444	211
										(28)	(39)	(0)	0	3,153	3,534		
													44,794	685,593	2,752,222	120,727	
													45,059	1,877,792	5,728,435	2,655,960	
													28.5	156.8	155.5	130.1	
													(1)	(33)	(100)		
13年度	470,033	587	537	867,914	1,033,809	14,611	1,337,360	2,264,761	20,690	221.8	138.4	23.1	270	1,216,416	2,924,287	2,519,088	210
										(24)	(41)	(0)	0	2,834	3,958		
													44,480	701,790	2,662,604	114,484	
													44,750	1,915,372	5,582,933	2,633,362	
													28.3	159.9	151.5	129.0	
													(1)	(34)	(100)		
14年度 (概数)	519,524	65	124	762,874	1,100,664	9,457	1,282,333	2,345,085	16,631	212.6	143.3	18.5	190	1,229,089	3,000,522	2,525,489	130
										(23)	(42)	(0)	0	2,646	2,835		
													43,262	661,962	2,578,219	119,617	
													43,452	1,888,405	5,575,906	2,642,976	
													27.5	157.7	151.3	129.5	
													(1)	(34)	(100)		

(注) 1 生産量(枝肉)は農林水産省統計情報部「食肉流通統計」「鶏卵食鳥流通統計」

2 輸出入量は財務省關稅局「日本貿易月報」を枝肉換算

3 平成6年度より輸入量には加工製品等を含む。

4 計は、(生産量+輸出量+輸入量)である。

5 羊肉は山羊肉を含む。鶏肉の輸出入量は家きん肉である。

6 指数は55年度を100として計算。同欄の( )は同年の品目合計を100とした構成比である。

7 平成14年度は概数值

しており、14年度は252万5千tであった。

卸売価格は、12年5月以降、生産量がわずかに増加傾向で推移したこと、需要が低迷したこと等から低水準で推移してきたが、14年度価格(全農東京Mサイズ)は、172円/kg(対前年比104.9%)と前年度を上回って推移した。

## 2 食肉等の流通対策

### (1) 国産食肉産地体制整備

我が国の食肉処理体制の強化を図るため、産地ごとに、当該地域の肉用牛等の振興方策を踏まえ、その食肉としての処理加工・販売に関する総合的な産地体制の整備構造を作成するとともに、最新鋭の高度に衛生的な設備を導入して低コストで大量処理を行う先進的な食肉センター及び食鳥処理施設の整備と、これに対応した効率的な集荷体制を整備した。

14年度は、基幹施設の新設1か所、BSE対応施設の増設9か所、食鳥処理施設の増設3か所を補助した。

### (2) 家畜市場近代化整備

肉畜の生産状況及び交通事情等の変化に対応して、零細な家畜市場を計画的に再編・移転整備し、市場取

引量の増加、取引方法の合理化等家畜の公正円滑な取引及び適正な価格形成を確保し、肉畜流通の近代化及び合理化を行った。

### (3) 鶏卵等衛生処理流通施設整備事業

近年、食品の安全性に対する国民の関心が高まる中で、鶏卵についても消費者ニーズに対応し衛生的な生産・供給体制の確立を図ることが重要な課題となっている。

このため、鶏卵等の衛生的流通・処理のために必要な施設等の整備を行った。

表17 食肉加工品生産量の推移

	(単位: 千t)		
	ハム	ベーコン	ソーセージ
9年度	152(98)	79(101)	301(99)
10年度	152(100)	77(98)	295(98)
11年度	153(101)	77(100)	294(100)
12年度	149(97.4)	78(100.3)	292(99.4)
13年度	146(98)	76(98)	297(102)
14年度	138(95)	73(96)	288(97)

資料: 生産局「食肉加工品生産量調査報告」

(注) ( )内は前年度比(%)である

表18 食肉・鶏卵の価格の推移

	牛 肉		豚 肉		鶏 肉		鶏 卵		(単位:円)	
	卸売価格	小売価格	卸売価格	小売価格	卸売価格	小売価格	卸売価格	小売価格	卸売価格	小売価格
7	999 (99)	391 (100)	475 (105)	161 (101)	221 (99)	107 (98)	197 (117)	296 (107)		
8	1,132 (113)	395 (101)	486 (102)	160 (99)	230 (104)	109 (102)	204 (104)	305 (103)		
9	1,158 (102)	413 (105)	483 (99)	166 (104)	231 (100)	114 (105)	191 (94)	306 (100)		
10	1,047 (90)	403 (98)	455 (94)	161 (97)	234 (101)	116 (102)	170 (89)	283 (93)		
11	1,044 (100)	397 (99)	444 (98)	157 (98)	237 (101)	116 (100)	200 (118)	315 (111)		
12	1,126 (108)	394 (99)	440 (99)	156 (99)	238 (100)	116 (100)	185 (93)	310 (99)		
13	727 (65)	422 (107)	498 (113)	159 (102)	239 (100)	120 (103)	164 (89)	300 (97)		
14	928 (128)	433 (103)	469 (94)	161 (101)	241 (101)	125 (104)	172 (105)	—	—	
15(4~直近)	1,017 (112)	454 (107)	428 (85)	159 (98)	240 (101)	124 (100)	147 (85)	185	—	
4	640 (54)	424 (102)	520 (121)	157 (102)	239 (114)	124 (107)	163 (103)	308 (104)		
5	711 (62)	420 (98)	587 (121)	158 (101)	239 (120)	125 (108)	157 (111)	304 (109)		
6	593 (56)	424 (105)	577 (107)	160 (100)	238 (125)	123 (106)	150 (107)	295 (109)		
7	896 (82)	413 (97)	536 (95)	163 (101)	238 (121)	123 (106)	140 (102)	180	—	
8	981 (84)	420 (99)	517 (100)	168 (105)	238 (117)	126 (108)	149 (108)	188	—	
9	1,007 (98)	432 (103)	480 (109)	164 (105)	238 (111)	124 (105)	197 (113)	211	—	
10	1,108 (151)	428 (103)	374 (80)	162 (100)	238 (97)	124 (105)	196 (113)	217	—	
11	1,216 (177)	431 (98)	416 (84)	160 (99)	239 (91)	124 (103)	201 (111)	209	—	
12	982 (234)	423 (101)	401 (72)	162 (103)	246 (95)	124 (99)	213 (102)	218	—	
15.1	965 (222)	448 (106)	387 (82)	164 (105)	248 (100)	126 (99)	141 (91)	181	—	
2	1,047 (291)	461 (108)	416 (80)	159 (99)	246 (100)	128 (102)	179 (96)	197	—	
3	989 (276)	470 (111)	435 (87)	159 (100)	245 (99)	126 (100)	176 (100)	200	—	
4	1,001 (156)	471 (111)	422 (81)	161 (103)	243 (102)	126 (102)	161 (99)	193	—	
5	926 (130)	460 (110)	442 (75)	156 (99)	240 (100)	124 (99)	144 (92)	182	—	
6	958 (162)	453 (107)	520 (90)	157 (98)	239 (100)	125 (102)	131 (87)	175	—	
7	1,016 (113)	452 (109)	505 (94)	158 (97)	239 (100)	124 (101)	120 (86)	169 (94)		
8	997 (102)	448 (107)	385 (75)	161 (96)	239 (100)	123 (98)	127 (85)	169 (90)		
9	1,011 (100)	458 (106)	394 (82)	158 (96)	239 (100)	122 (98)	157 (80)	189 (90)		
10	1,054 (95)	438 (102)	380 (102)	161 (99)	239 (100)	122 (98)	158 (81)	199 (92)		
11	1,030 (85)	443 (103)	359 (86)	160 (100)	239 (100)	126 (102)	166 (83)	196 (94)		
12	1,156 (118)	461 (109)	455 (113)	159 (98)	242 (98)	125 (101)	156 (73)	194 (89)		

資料:卸売価格は農林水産省統計情報部「食肉流通統計」「鶏卵・プロイラー流通統計」、但し鶏肉は「日本経済新聞」。  
小売価格は総務省「小売物価統計報告書」。

注1:( )内は対前年比(%)。

2. 卸売価格は東京における1kg当たりの価格であり、15年12月は速報値。

3. 鶏卵の卸売価格は消費税を含まない。

4. 小売価格は東京都区部の100g当たりの価格であり、基本銘柄は、牛肉及び豚肉は肩肉、鶏肉はもも肉、鶏卵はLサイズ10個。但し、鶏卵は平成14年7月にMサイズ1kgからLサイズ10個へ基本銘柄の改正があり、14年平均及び14年7月～15年6月の価格は前年と連続しないため前年比は算出していない。

### 3 食肉、鶏卵等の価格安定対策

#### (1) 肉用子牛生産者補給金制度

平成3年度からの牛肉の輸入自由化に対処して、肉用牛経営の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）に基づいて、肉用子牛価格が異常低落した場合に生産者補給金を交付する「肉用子牛生産者補給金制度」を2年度より実施するとともに、輸入牛肉等の関税収入を財源とした助成措置を講じている。

#### (2) 鶏卵価格安定対策事業

鶏卵の価格安定については、従来から社団法人全国鶏卵価格安定基金及び社団法人全日本卵価格安定基金が鶏卵生産者と生産者団体の積立てにより、鶏卵価格の異常低落時における価格差補てんを行ってきており、50年度以降は、補てん財源の一部を助成している。

## 第12節 畜産経営対策

### I 畜産振興対策事業

#### (1) 畜産経営活性化事業

##### ア 条件整備

新規就農希望者のための研修施設の整備、離農跡地及び後継者不在経営の施設等の条件整備、地域の核となる協業法人経営体の育成や地域内一貫生産体制の確立等のための共同利用施設の整備並びに畜産物の高付加価値化を図るための施設等の整備を行った。

##### イ 事業推進

###### (ア) 地方公共団体事業

- a 新規就農者を養成する研修施設の運営の安定化、研修プログラムの策定、研修受入れ先の認定、新規就農資格者の認定、経営継承マップの作成
- b 多様な継承方式に沿った資産継承の仲介、施設の買入れ、経営移譲者に対する賃借料一括前払いの促進及び新規就農者が確保されるまでの保全管理
- c 地域の核となる協業法人経営体の育成のための検討、設立、経営安定化のための指導等
- d 酪農及び耕種地域における肉専用種繁殖基盤拡大の推進
- e 畜産物の高付加価値化を図るための計画策定を行った。

###### (イ) 地域畜産総合支援体制整備事業

##### ア 条件整備

酪農ヘルパー、肉用牛ヘルパー等の支援組織（以下「支

援組織」という。)の再編・統合のため必要となる施設機械の整備、生産技術の高度化のための実技研修に必要な施設機械の整備並びに、教育ファームの実施に必要となる設備等の設置を行った。

#### イ 事業推進

##### a 畜産総合支援組織の設立推進

支援組織の再編・統合のため必要となる調整・検討等を行う協議会等の開催、新たな対象作業・対象畜種に対応するための技術習得を行った。

##### b 経営技術の高度化推進

経営感覚に優れた生産性の高い畜産経営体を育成するため、畜産経営体自らによる経営改善の取組への支援、地域における相談・指導窓口の設置、各分野の専門家からなるコンサルタント団の設置、経営体のレベル等に応じた畜産経営技術支援指導の実施、インターネットによる畜産情報提供、指導用資料の作成等を行った。

##### c 教育ファーム実施体制確立対策

地域の状況に合わせ、希望者側に立った体験内容の検討、受入側に対する指導・安全・衛生研修及び、教育ファームの有効活用を図るための普及活動を行った。

##### d 畜産情報ネットワーク (LIN) 推進事業

畜産に関する情報を総合的に提供するため、機器の整備やプログラムソフトの開発を図ると共に、研修会を開催し、提供体制の効率化及び内容の充実性を図った。

##### e 生産・経営技術の普及

低コスト生産技術、経営合理化技術を実践する経営を調査し、これらの技術の交流を図るため、優良事例発表会、事例集・技術指導資料の配付を行った。

##### f 畜舎建築に係る関連基準の検討

建築コストを低減するため、経営や地域の実態に即した畜舎等の関連基準の検討、建築部材の構造・強度等に係る調査・試験、畜舎設計に係る指導資料の作成等を行った。

##### g 畜産経営の総合的な改善を図るための指導等

基礎的な経営・財務管理指導、土地・施設等を円滑に経営継承をさせるための経営・財務等に係る特別相談活動及び経営を中止する畜産経営を継承した新規就農者等が早期の経営安定を図るための経営・技術指導等を行った。

## 2 資源循環型農業推進総合対策

### (うち畜産関係)

#### (1) 資源循環型農業推進総合対策事業

##### ア 条件整備

(ア) 家畜排せつ物の適切な処理及び耕種経営との連携による合理的な家畜排せつ物処理利用を推進するための家畜排せつ物処理利用施設機械等の整備を行った。14年度は94地区で実施した。

(イ) 木材くず等を粉碎し敷料及び水分調整材に利用するための施設・装置の整備を行った。14年度は、1地区で実施した。

##### イ 事業推進

(ア) 家畜排せつ物処理利用施設の整備状況等の調査の実施、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号。以下「家畜排せつ物法」という。)に基づく整備目標及び整備計画の策定、苦情発生経営体における環境規制項目等の検査・技術指導等を行った。14年度は、47県で実施した。

(イ) 市町村等が畜産環境保全確立推進協議会を開催し、畜産経営に対する畜産環境保全に関する講習会の開催、相談及び指導活動等を行った。14年度は176市町村で実施した。

(ウ) 家畜排せつ物処理技術実用化調査委員会を開催し、成分調整等たい肥化処理技術、浄化処理技術、脱臭処理技術等の実証調査及び飼料作物等への適切なたい肥の施用基準の策定等に係る実証調査等を行った。14年度は、11県で実施した。

## 3 畜産生産技術高度化対策

#### (1) 畜産生産技術高度化機械リース事業

「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」等に即して、ゆとりある生産性の高い酪農及び肉用牛経営等を実現するため、新たに飼養管理等生産技術の高度化を図るために必要な、コンピュータ制御等の高度な生産技術関連機械のリース方式による導入に対し支援(リース料の一部助成)を開始した。

14年度は33件に対する支援を行った。

## 4 畜産経営関係主要資金の融通

#### (1) 農業近代化資金

昭和36年に制定された農業近代化資金は、平成12年度においては、畜産関係で201億円(利子補給承認ベース)が融資された。

これは農業近代化資金融資額の22.1%を占めており、11年度の融資額195億円に比べて6億円増加した。

この内訳をみると、畜舎等の施設に対する融資額は21億8,200万円増加して81億3,800万円に、農機具等に対する融資額は4億4,000万円減少して18億9,200万円に、家畜の購入についての融資額は8億3,100万円減少して95億800万円に、家畜の育成についての融資額は3億800万円減少して5億3,200万円であった。

表19 農業近代化資金融資実績

区分	(単位: 百万円)		
	10年度	11年度	12年度
畜産関係施設等	7,986	5,956	8,138
農機具等	1,986	2,332	1,892
家畜購入	12,901	10,339	9,508
(うち肥育素畜等)	10,199	8,027	8,089
家畜育成	589	840	532
(うち肥育牛)	442	816	491
中小農家規模拡大	0	82	13
小計	23,461	19,548	20,087
農業近代化資金総額	154,826	117,383	90,992

表20 農業近代化資金による家畜購入等の内訳

区分	(単位: 百万円)		
	10年度	11年度	12年度
家畜導入資金			
乳牛	2,113	1,545	1,093
豚	40	109	126
乳牛以外の牛	535	658	200
馬、めん羊、山羊	14	0	0
計	2,702	2,311	1,419
特認資金(肥育素畜等)			
肥育牛	9,933	7,869	7,906
肥育豚	56	7	0
鶏	210	152	183
計	10,199	8,027	8,089
家畜育成資金			
乳牛	42	0	14
繁殖豚	68	20	0
繁殖用肉牛	37	3	27
肥育牛	442	816	491
計	589	840	532

## (2) 畜産経営環境調和推進資金

11年度に家畜排せつ物法が制定され、家畜排せつ物の処理・利用のための施設・機械等の整備に必要な資金を融通する畜産経営環境調和推進資金が創設された。

14年度の融資実績は16件、10億3,200万円であり、その内訳は、処理高度化施設1億5,200万円、共同利用施設8億8,000万円であった。

### (3) 農業経営基盤強化資金

#### (スーパーL資金)

6年度に創設された本資金は経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営展開を図るために必要な資金の融通を行った。

14年度の畜産関係融資実績は、1,156件376億円で、前年度に比べると22億円増加した。

また、畜産関係融資は融資額全体の59.3%を占め、その内訳は、酪農24.4%、肉用牛6.6%、養豚13.0%、養鶏12.1%であった。

### (4) 農業改良資金

59年度に畜産振興資金供給事業として発足した畜産振興資金は、60年度に、農業改良資金のうち合理的な農業の生産方式を図るための資金(生産方式改善資金)に組み入れられ、その後、61、元、4、7、13年度には、資金内容の拡充が図られた。

しかしながら、14年度には、分かりやすく、使いやすい資金制度とするための各種制度資金の抜本的見直しにより、国が指定する特定の農業技術を導入するための資金から、担い手の創意工夫により高リスク農業にチャレンジするための資金に変更され、それに伴い、畜産振興資金等の作目別資金は廃止された。また、都道府県からの直接貸付けに加え、民間金融機関からの貸付けを追加するとともに、民間金融機関からの貸付けについては、農業信用基金協会による債務保証の対象とするなどの措置が講じられた。

## 第13節 畜産技術対策

### 1 家畜改良増殖対策事業

#### (1) 乳用牛改良増殖推進

##### ア 乳用牛群検定普及定着化

乳用雌牛の的確な選抜淘汰や飼養管理の改善を通じ、泌乳能力の向上、乳質の改善、選択的肉利用を促進し、酪農経営の改善に大きな役割を果たしてきた乳用牛群検定について、さらに生産性の向上によるコストの低減等を図るために、普及率の一層の拡大と牛群検定データを利用した指導体制の強化等を推進した。

14年度末現在、46都道府県で、合計11,223戸の農家の547,114頭の牛が能力検定に参加しており、検定頭数でみた普及率は48.8%であった。

##### イ 乳用種雄牛後代検定推進

乳用種雄牛後代検定事業は、昭和59年度から牛群検定農家を活用したフィールド方式により全国統一で実施してきたが、改良速度をさらに向上するためには、候補種雄牛の質的向上を図り、成績上位の検定済種雄牛を少数精銳で利用する必要があることから、より高能力が期待できる候補種雄牛185頭を2期に分けて調整交配するとともに、検定済種雄牛については、総合指数上位40位の利用を推進した。また、改良体制の強化を図るためにインターブルの行う種雄牛の国際評価への参加に向けた取組を実施した。

なお、国内で供用されている種雄牛は、ほぼすべてが本事業による検定済種雄牛となっている。

#### ウ 大規模酪農能力検定システム普及推進

フリーストール・ミルキングパーラー方式等の大規模経営に適した泌乳能力検定システムの普及・啓発を推進し、大規模経営における生産性向上を図るために、泌乳能力検定システムをモデル的に整備するとともに、大規模経営に適した泌乳能力検定システムに関する国内外の情報収集、技術的検討、能力情報の活用に必要な情報処理システム開発等を実施した。

#### (2) 肉用牛改良増殖推進

##### ア 肉用牛広域後代検定推進事業

肉用牛の育種改良体制の強化を図るために、優良な育種資源の広域的な利用と全国規模での評価体制の確立により、優良な種雄牛の作出を図る事業を24道県で実施した。また、候補種雄牛生産等のための優良な繁殖雌牛群の整備を図る事業を40道県で実施した。

##### イ 沖縄肉用種雄牛供給事業

離島が多く人工授精の普及が困難である沖縄県の肉用牛の改良増殖を図るために、沖縄県外から優秀な種雄牛を購入し、農協等に貸付ける事業を実施した。

#### (3) 豚改良増殖推進

豚の育種改良を促進するため、肉質、発育性及び齊一性の高い系統の造成、組み合わせ検定及び系統維持群の能力・血統管理を実施するとともに、優良な純粋種豚の確保供給を行う改良組合における能力検定、優良種豚の貸付け、遺伝的能力評価を推進するための技術的検討会の開催等を全国22県で実施した。

#### (4) 馬改良推進

農用馬の改良増殖を促進するため、馬産技術の向上のための研修会を開催するとともに、繁殖農家の組織化による改良組合の育成、改良用基礎雌馬の選定、計画交配、改良用基礎雌馬から生産された産子についての産子調査及び優良種雌馬の購入・貸付けを行う事業

を、5道県において実施した。

#### (5) 鶏改良推進

##### ア 高品質鶏改良推進

高品質鶏作出のための銘柄鶏・在来鶏等の改良、高品質鶏系統の特性調査、優良な組合せを選定するための組合せ検定、普及段階にある高品質鶏の農家段階における性能調査試験を24道府県において実施した。

##### イ 改良効率化促進

凍結精液利用技術の実用化、形質に係るデータと品質の関連分析による品質の数値化等の育種改良関連新技術の実用化の促進を2県において実施した。

##### ウ 増殖普及システム強化

作出された高品質鶏の増殖普及を図るために、飼養者に対する巡回指導、飼養管理に関する研修会の開催等を4県において実施した。

#### (6) 家畜導入

畜産経営の安定と資源の維持・拡大等を図るために、市町村、農業協同組合等が繁殖牛（肉用牛、乳用牛）を計画的に導入するために導入家畜の購入資金に係る金利相当額等を助成する基金を造成する事業を実施した。

##### ア 肉用牛群整備

肉用牛の産肉性等経済能力向上及び齊一化の促進並びに肉用牛資源の維持・拡大を図るために、農業協同組合、農業協同組合連合会及び公社が事業実施主体となって、肉用繁殖雌牛の牛群を整備・増殖する意欲を有する者に一定期間（育成牛5年、成牛3年）貸し付けて適正に飼養管理させた後、その者に譲渡する事業を実施した。

##### イ 高品質生乳生産牛群整備

酪農経営の合理化及び高品質生乳の安定的生産等を図るために、牛群検定事業により能力の判明した乳用牛群から生産された優良な乳用雌牛を、酪農家に一定期間（3年間）貸し付けた後、その者に譲渡する事業を実施した。

#### (7) 種畜検査

家畜改良増殖法第4条に基づき全国的に実施される種雄畜の定期検査は、乳用牛、肉用牛、馬及び人工授精に供用する豚について行われた。

## 2 畜産新技術実用化対策事業

#### (1) 自動搾乳システム実用化

搾乳ロボットについて、実際の乳牛を用いた試験を重ねること等によりその実用化を推進し、酪農経営における労働時間の短縮と生産性の向上を図るため、実

用化試験に必要な施設（搾乳ロボット及び関連施設）化のための技術的検討、効果的に利用するための技術の体系化、マニュアルの作成等を実施した。

#### (2) 大規模酪農繁殖ほ育システム定着化推進

大規模経営におけるほ育労働の省力化を図るためのほ育ロボットの普及・定着化及び大規模経営に適した繁殖管理技術の定着化を図るため、次の事業を実施した。

##### ア 自動ほ育システム定着化

ほ乳ロボットを活用した新たなほ育・育成技術について技術的検討を行うのに必要な施設を整備し、地域の状況にあった利用法等の普及推進のための技術的検討及び事例調査を行い、マニュアル作成等を行った。

##### イ 大規模酪農繁殖管理技術普及

地域の獣医師、家畜人工授精師等からなる指導チームによる農家指導、繁殖関連新技術の普及推進、事例調査、技術的検討マニュアル作成等を行った。

#### (3) リキッドフィーディング実用化

リキッドフィーディングによる飼料給与技術を実用化し、普及を図るため、技術的検討、国内の実態調査等を行った。

#### (4) 家畜個体識別情報活用促進

ア 耳標装着・移動報告の励行や飼料給与台帳への記帳等を指導し、農家自らが給与飼料の内容を流通業者や消費者等の求めに応じて発行できる体制を整備した。

イ 牛を対象とする飼料の抽出検査等を行い、給与飼料の管理が適正に行われていることを確認した。

ウ 農家で給与した飼料の原材料名等に関する流通業者や消費者等からの照会に応じるため、給与した飼料の製品名から飼料に含まれる原材料名等を検索できる「製造飼料データベース」を構築した。

エ 農協等の既存システムを一つの個体識別番号と共有させて移行するシステムを作成し、個体情報の有効活用を図るモデル実証を行うとともに、流通・消費段階から農家の個体識別情報にアクセス出来るよう個体識別データベースの改善等を行った。

#### (5) 受精卵移植普及定着化

受精卵移植技術の高位平準化及び一層の普及・定着化を図るため、技術者養成のための研修・巡回指導等を14県で実施するとともに、受精卵移植技術の簡易化、安定化を図るために、各都道府県畜産試験場が連携して共同試験を行う事業を27府県で実施した。また、優良な種雌豚の効率的利用及び慢性疾病の清浄化等の有効な手段となる、豚の受精卵移植に必要な器具機材などの整備、実用化試験を実施した。さらに、家畜受精

卵を活用した雌雄産み分け及び核移植技術等の利用を促進するために必要な施設（クリーンルーム等）、機器（PCR装置、細胞融合装置等）の整備を4県の畜産試験場等で行い、酪農及び肉用牛経営の収益性の向上に結びつくと期待される家畜受精卵を用いた雌雄産み分け技術及び核移植技術について、技術者を養成するための技術講習会の開催、技術向上のための技術検討会、産子についての調査等を24県で行うとともに、受胎率向上を図る取組等を全国10県の畜産試験場で実施した。

#### (6) DNA育種基盤確立

バイオテクノロジーの進展の中で、DNA解析技術の利用による育種・改良技術の飛躍的向上が期待されている。

このため、疾病記録、血統記録等基礎情報を整備・分析するとともに、疾病記録、検定成績等の明らかな家畜のDNA（血液等）の確保・分析を進め、DNA育種の基盤を整備した。

##### ア 家畜の疾病記録及び血統記録解析

血統的に疾病に強い家畜を選び出すため、疾病記録及び血統記録を収集・整理し、疾病と血統の相関関係を分析するとともに、DNAを確保し、これまでに判明しているDNA型について疾病との関連性の分析を7道県で実施した。

##### イ 検定家畜等のDNA確保・解析

DNA型を利用した肉質等の遺伝的改良を進めため、検定家畜等のDNAを確保するとともに、これまでに判明しているDNA型について経済形質との関連性の分析を17県で実施した。

##### ウ マーカーの効果検証

イで特定されたDNAマーカーの汎用性及び相互作用効果の検証を7道県で実施した。

#### (7) 稲発酵粗飼料活用肥育技術確立

稲発酵粗飼料の利用拡大を図るため、肉用牛肥育における給与時期や給与量の検討、肉質・増体等への調査を行い、体系的な技術として確立するための共同試験を4県で実施し、事業推進のための推進会議の開催、技術の普及のための技術マニュアルの作成を行った。

### 3 中央畜産技術研修

国及び都道府県等の畜産技術者を対象とした中央畜産技術研修会を独立行政法人家畜改良センター中央畜産研修施設（福島県西白河郡西郷村）において実施した。

本研修は、都道府県、市町村、地方農政局、畜産関係団体及び独立行政法人家畜改良センター等の畜産関係職員を対象として畜産に関する高度な知識を付与し、

技術水準を高めるとともに、技術能力の増大と業務の効率化を促進することを目的としている。具体的には、技術職員の再訓練のための特別研修や畜産に関する高度な学理、新技術を修得させるための研修等を実施した。

また、都道府県の職員においては、各都道府県段階において実施する畜産技術研修会の主要な講師として本研修を反映した研修を行うことにより、新しい技術が速やかに全国各地に浸透するようにしている。

14年度は、新任畜産技術職員、畜産行政、管理者、畜産統計処理（I）（II）、国際化対応、情報処理、草地・自給飼料、畜産会計、畜産経営診断、畜産施設・機械、肉用牛、畜産環境保全（I）（II）、飼料、畜産経済、酪農、畜産新技術、養鶏、養豚、畜産物の安全性、時事問題（I）（II）（III）の各部門（24講座）について短期研修（各2～12日間延べ108日）を実施し、合計849名が受講した。

## 第14節 飼料対策

### 1 自給飼料対策

#### 草地開発整備対策

##### (1) 草地開発整備関係調査

###### ア 草地整備等技術指針作成調査

草地の開発・整備に関する技術的課題の解決及び事業コストの縮減に資する技術の評価導入等に取り組み、その成果を「草地開発整備事業計画設計基準」等に反映させるための調査を実施した。

（予算額 6,370万円）

###### イ 草地整備等基礎調査

草地開発整備事業等を巡る情勢の変化に伴う新たな課題について対応策を見いだし、事業制度への迅速な反映等を図るための調査、検討等を行うこととし、これに必要な調査を実施した。

（予算額 5,330万円）

###### ウ 土地資源活用飼料基盤拡大基本調査

飼料生産基盤の面的拡大のため、飼料供給源となる土地資源について、活用の実態を調査し、利用上の権利調整等の問題について解決策を検討するとともに、飼料基盤としての利用を図るための基本構想及び整備手法を策定するための調査検討を5地区で実施した。

（予算額 7,500万円）

###### エ 畜産環境基本調査

混住化地域や環境規制地域において、畜産経営が周辺の環境に及ぼす影響等を調査し、家畜排せつ物の土地還元利用による土地生産力の増強と畜産経営

の合理化を図るための方策を見いだし、周辺地域と調和のとれた畜産経営の健全な発展を図るための調査を8地区で実施した。（予算額 1億2,000万円）

###### オ 草地基盤再編整備基本調査

土地利用の集積・団地化を通じた草地等飼料生産基盤の拡大と再編整備を推進するため、基本構想の策定等を行う調査を5地区で実施した。

（予算額 7,500万円）

###### カ 中山間地域活性化畜産基盤整備調査

畜産振興を核とした中山間地域の活性化を図るため、畜産と他分野との連携・協調による畜産基盤の整備と生活環境の改善を一体的に推進する構想を策定し、畜産基盤の多面的な機能の活用の可能性、手法、対策等についての調査を2地区で実施した。

（予算額 4,000万円）

###### キ 草地開発基本調査（補助調査）

草地開発等の適地を選定するため、草地の造成改良可能面積が10ha（沖縄5ha）以上存在すると認められる地域において、都道府県が草地の開発、利用の方式を明らかにする草地利用方式調査及び土壤の理化学的諸性質、植生等を明らかにする土壤調査を1地区（国庫補助金500万円（補助率50%以内））で実施した。

###### ク 団体営草地開発整備調査（補助調査）

沖縄県において、団体営草地開発整備事業を実施しようとする者の申請に基づき県が開発利用方式を検討して、事業及び資金計画等の策定を行う調査を1地区（国庫補助金200万円（補助率50%以内））で実施した。

###### ケ 公共牧場開発整備基礎調査（補助調査）

公共牧場の建設が周辺環境におよぼす影響等の事前調査（設置基礎調査）及び既存牧場の有効利用を図るための対策調査（再編整備調査）を実施し、適切な開発方式と牧場間の機能分担方式等による再編整備についての検討を2地区（国庫補助金1,000万円（補助率50%以内））で実施した。

###### コ 草地整備改良事業調査（補助調査）

飼料基盤等の土地利用集積の促進、大型機械による効率的な作業が可能な基盤の整備等による粗飼料の低コスト生産を推進するため、飼料基盤の整備に係る基礎調査、農地流動化に関する農家の意向調査及び事業構想の策定等を5地区（国庫補助金2,500万円（補助率50%以内））で実施した。

###### サ 畜産経営環境整備基礎調査（補助調査）

将来にわたり畜産主産地としての発展が期待される地域において、畜産経営環境整備事業の指針と

するため、畜産経営の概況、家畜排せつ物の処理状況等を、特に家畜排せつ物の土壤還元による環境汚染の防止と土地生産力の維持増強を推進する観点からの調査を3地区（国庫補助金1,500万円（補助率50%以内））で実施した。

## （2）草地畜産基盤整備事業

草地畜産基盤の開発整備を総合的に推進するため、次の事業を112地区で実施した。（国庫補助金67億400万円）

### ア 道営草地整備改良事業

北海道において、草地管理利用機械の大型化に対応して草地畜産経営の合理化及び生産性の向上を図るため、既存の草地の整備改良と、これに関連する草地の造成改良及びこれら草地に附帯する施設の整備を一体的に実施した。

#### （ア）事業の規模

事業完了後の受益面積が500ha（中山間地域にあっては250ha）以上（このうち、飼料生産基盤として一体的に利用される輪作畑については、その面積の1/3を受益面積として算定することができる（ただし、受益面積の20%以内））

#### （イ）補助率50%

### イ 都道府県営公共牧場整備事業

公共牧場の利用の高度化を図るため、集約草地への転換等牧場の整備を総合的に実施した。

#### （ア）事業の規模

- a 既存草地面積が100ha（60ha）以上、ただし北海道にあっては250ha（150ha）以上、中山間地域（北海道除く）にあっては50ha（30ha）以上
- b 造成改良又は整備改良される草地面積30ha（20ha）以上、ただし北海道にあっては100ha（60ha）、中山間地域（北海道除く）にあっては15ha（10ha）以上
- c 完成年度から起算して5年以上経過していること
- d 都府県の場合は、複数の市町村を対象として公共牧場の整備利用計画が樹立されていること

#### （イ）補助率

- 内地 50%、1/3
- 北海道 52%、50%、1/3

### ウ 担い手育成草地整備改良事業及び担い手育成草地流動化促進事業

担い手農家への土地基盤の集積、大型機械の効率的な作業が可能な飼料基盤等を整備する事業を実施するとともに、当該事業の農家負担分について無利息資金の貸付け、及びほ場の連担化や長期の利用権

等設定の促進等を行った。

#### （ア）担い手育成草地整備改良事業

##### a 事業の規模

次のすべての要件を満たすこと

- （a）活性化計画の策定等により地域の基盤集積への取組等が明らかであること
- （b）担い手農家への土地利用の集積（作業委託を含む）の増加率が家畜飼養頭数の増加率を上回ることが確実であること。ただし、その土地利用集積の増加率が20%以上となること。
- （c）事業完了後の受益面積が30ha（北海道200ha）以上であること

##### b 補助率 50%

#### （イ）担い手育成草地流動化促進事業のうち担い手育成草地集積事業

- （a）貸付額 対象事業費の10%相当以内
- （b）償還期間 25年（うち据置10年）以内
- （c）貸付利率 無利子

#### （ウ）担い手育成草地流動化促進事業のうち高生産性草地流動化事業

##### a 事業の規模

（a）対象事業を実施する区域を含む地区であって、草地面積が45ha（北海道300ha）以上であること

（b）地区面積に対し対象事業を実施する区域の面積が過半を占めていること

##### b 補助率 50%

### エ 草地林地一括利用総合整備事業

中山間地域等において、林地や草地等農用地を谷を単位とした土地利用体系に再編整備し、畜産的活用の促進等効率的な営農体系の構築を行った。

#### （ア）事業の規模

・対象地域要件：次の全てを満たすこと

- ① 中山間地域関係5法（山振法、過疎法、半島法、離島法、特定農産山村法）指定地域であること
- ② 酪肉近代化計画策定市町村であること
- ③ 家畜飼養頭数（豚換算）1,000頭以上
- ④ 次のいずれかを満たすこと

（a）林野率が75%以上

（b）畑の面積のうち勾配15度以上の面積が1/2以上

（c）田の面積のうち勾配1/20以上の面積が1/2以上

（d）積算気温が著しく低く、かつ大家畜頭数が都道府県平均以上で、かつ林野率50%以上等

・実施地区要件：次のすべてを満たすこと

- ① 林地と草地等農用地が混在し、これらの土地の一体的再編整備により畜産的利用の促進が見込まれること
- ② 草地、林地等の受益面積が30ha（林野率が高い地域等あつては15ha）以上、気候的条件の厳しい地域にあつては60ha以上
- ③ 受益面積のうち既耕地等の整備面積が1/2以上
- (イ) 補助率 55%、50%

#### オ 団体営草地開発整備事業

畜産経営の合理化を図るため、地方公共団体等が草地の造成改良、草地及び飼料畑の整備改良、草地保全整備、野草資源及び放牧林地の有効利用を図るための施設整備等を一体的に実施した。

##### (ア) 事業の規模

次のいずれかを満たすこと

- a 草地又は飼料畑の造成改良面積がおおむね10ha（小規模特定地5ha）以上
- b 草地又は飼料畑の飼料基盤としての整備改良面積がおおむね10ha（小規模特定地5ha）以上
- c 野草地受益面積がおおむね20ha以上又は放牧林地受益積がおおむね100ha（肉用牛地区50ha以上）
- d 草地、飼料畑又は野草地の保全整備受益面積が草地及び飼料畑にあつてはおおむね10ha（小規模特定地5ha）以上、野草地にあつては20ha以上
- e 造成改良又は整備改良される草地（飼料畑及び野草地を含む）の面積がおおむね10ha以上若しくは放牧用道路又は放牧用用水施設に係る受益面積がおおむね20ha以上（公共牧場に限る）
- f 事業の内容が国営草地開発又は都道府県営草地開発計画に基づくものであること

##### (イ) 補助率

- 内 地 50%、45%、40%、1/3
- 北海道 55%、50%、45%、1/3
- 離島・沖縄・奄美 50%、45%、1/3

#### カ 農業公社牧場設置事業

畜産適地において、高能率な畜産経営の展開を図るため、農業公社が用地を確保して高能率の牧場を建設整備し、これを熱意ある農家等に対し譲渡又は貸付けを行つた。

##### (ア) 事業の規模

- a 次のいずれかを満たすこと
  - (a) 草地造成改良面積が10ha（小規模特定地

5ha）以上

- (b) 造成改良及び整備改良面積の合計が15ha（小規模特定地7.5ha）以上

- b 事業参加者数5人以上（特に必要と認める場合にあつては3人以上）

##### (イ) 補助率

- 内 地 50%、45%、40%、1/3

- 北海道 50%、45%、1/3

- 離島・沖縄・奄美 50%、1/3

#### (3) 畜産基盤再編総合整備事業

飼料基盤に立脚した効率的な経営体を重点的に育成するとともに、これを核とした畜産主産地の再編整備を図るため、担い手への草地の集積等を図りつつ、草地整備改良等の基本施設整備、農業用施設整備等を73地区（国庫補助金92億4,800万円）で総合的に実施した。

##### ア 事業の規模

- (ア)の要件を満たし、かつ、(イ)から(エ)のいずれかの要件を満たすこと

- (ア) 事業参加者が10人（中山間地域5人）以上、かつ、畜産飼養頭数（豚換算）2,000頭（中山間地域1,000頭）以上の地区であつて、農業経営基盤強化促進基本構想に定める農業経営の指標に合致する経営体等が地区の畜産生産の1/2以上を占めること

- (イ) 草地の造成改良及び整備改良の合計面積が30ha以上、うち離跡地等の集積又は経営移転に係る土地の合計面積が15ha以上あること

- (ウ) 畜産生産を主体とした活性化構想が樹立されている中山間地域であつて、草地の造成改良及び整備改良の合計面積が15ha以上で、地域活性化に資する施設の設置を伴うこと

- (エ) 草地の造成改良及び整備改良の合計面積が30ha（中山間地域15ha）以上、うち放牧に係る土地の面積が15ha（中山間地域7.5ha）以上あること

- (オ) 草地の造成改良及び整備改良の合計面積が20ha（中山間地域10ha）以上、うち水田から草地等への転換に係る土地の面積が10ha（中山間地域5ha）以上であること

##### イ 補助率

- 内地、北海道 50%

- 沖縄、奄美 2/3、50%

#### (4) 畜産環境総合整備事業

将来にわたり畜産主産地としての発展が期待される地域において、総合的な畜産経営の環境整備を行い、家畜排せつ物等の地域資源のリサイクルシステムを構

築することにより、畜産経営に起因する環境汚染の防止と畜産経営の合理化に資するとともに、当該地域に賦存する草地等緑資源の多面的機能を活用し、地域住民等の保健保養の増進、都市住民との交流拠点の整備等を図り、もって地域畜産の持続的発展と生活環境の改善及び地域社会の活性化を図ることを推進するため、資源リサイクル畜産環境整備事業77地区（国庫補助金95億7,700万円）及び草地畜産活性化環境整備事業9地区（5億8,700万円）を実施した。

#### ア 畜産環境総合整備事業

##### （ア）資源リサイクル畜産環境整備事業

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（平成11年法律第112号。以下「家畜排せつ物法」という。）に即した家畜排せつ物処理施設の整備、たい肥の還元用草地及び周辺環境の整備等の一層の促進による畜産環境問題の解決に加え、家畜排せつ物と生ゴミ、食品加工残さ等地域に賦存する有機性資源のたい肥化、飼料化、エネルギー利用等による地域資源循環利用を推進し、畜産を核とした資源リサイクルシステムの構築に資する総合的な対策を実施した。

###### （a）事業規模

- a 将来にわたり畜産主産地としての発展が見込まれる地域であって、畜産経営の発展と地域住民の生活環境の保全を図るため、環境汚染防止対策及び生活環境改善対策を緊急に実施する必要があること。
- b 事業の実施計画が、「家畜排せつ物法」第8条の規定に基づき都道府県が定める家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画に即したものであること。
- c 事業参加資格者の家畜飼養頭羽数が肥育豚換算頭数でおおむね2,000頭（生産局長が別に定める環境負荷脆弱地域の場合又は、事業主体が市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、市町村に係る事業指定法人の場合にあっては、おおむね1,000頭）以上であること。
- d 事業参加資格者のうち養畜の業務を営む者（農業生産法人又はこれに準ずる法人にあっては、その構成員。以下同じ。）が原則として10人（生産局長が別に定める環境負荷脆弱地域の場合又は、事業主体が市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、市町村に係る事業指定法人の場合にあっては、5人（農業生産法人又はこれに準ずる法人で共同経営の実態を有するものにあっては1法人））以上

であること。

e この事業により実施する基盤整備費及び施設整備費に係る受益面積が生産局長が別に定める環境負荷脆弱地域において事業を実施する場合を除き、おおむね30ha（ただし、事業主体が市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、市町村に係る事業指定法人の場合又は事業参加者のうち養畜の業務を営む者の過半数が経営を移転している場合にあっては、おおむね10ha）以上であること。

f この事業において整備される施設の管理が適正に行われるものと見込まれること。

###### （b）補助率

- |        |                 |
|--------|-----------------|
| 内地、北海道 | 1／3、45%、50%、55% |
| 沖縄     | 1／3、50%、60%、75% |

##### （イ）草地畜産活性化環境整備事業

生産の現場として利用されている草地等について、その緑のオープン・スペースとしての草地景観等草地の有する多面的機能を活用し、都市住民や地域住民の憩いの場、教育の場として提供するとともに、地域の自然・環境の保全や景観にも配慮した草地整備等を推進するための対策を実施した。

###### （a）事業の規模

- a 将来にわたり畜産主産地としての発展が見込まれる地域であること。
- b 草地景域活用活性化施設等施設用地の造成整備又は草地景域活用活性化施設の整備を行うとともに、環境保全に配慮した整備計画となっていること。
- c 基盤整備費に係る受益面積がおおむね30ha（ただし、事業主体が市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、市町村に係る事業指定法人の場合にあっては、おおむね10ha）以上であること。
- d 事業実施地区における事業完了後の草地面積が北海道以外にあっては、おおむね100ha（事業主体が市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、市町村に係る事業指定法人の場合にあっては、おおむね30ha）以上、北海道にあっては、おおむね300ha（事業主体が市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、市町に係る事業指定法人の場合にあっては、おおむね50ha）以上が見込まれる地域であること。
- e 事業実施地区における家畜飼養頭羽数が、肥育豚換算頭数でおおむね2,000頭（事業主

体が市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、市町村に係る事業指定法人の場合にあっては、おおむね1,000頭) 以上であること。

f この事業において整備される施設の管理が適正に行われるものと見込まれること。

(b) 補助率

内地、北海道 1／3、40%、45%、50%

## 2 飼料作物生産振興対策

「飼料増産推進計画」の達成に向け、関係者一体となった飼料増産運動を展開しつつ、自給飼料増産のための総合的な条件整備及び飼料増産に向けた意欲的な取組への支援を行い、飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上に資するため、畜産振興総合対策において、次の事業を実施した。

### (1) 自給飼料増産総合対策

#### (ア) 条件整備推進型

「飼料増産推進計画」達成のため、

- ① 都道府県及び市町村段階における飼料増産戦略会議の開催、現地指導等の実施
- ② 水田裏、畑等の農地利用集積等を通じた飼料作物の作付拡大
- ③ 飼料生産の組織化、外部化の推進、TMR（完全混合飼料）の生産・供給システム等の確立
- ④ 実践的なモデル経営の育成、農林地の一体的利用等を通じた日本型放牧の普及・定着
- ⑤ 飼料生産利用に係る新技術等の確立・普及、青刈りとうもろこし等の国内育成品種の普及
- ⑥ 高能力飼料作物品種の育成・普及、輸入とうもろこし種子の検査体制の整備
- ⑦ 公共牧場の業務分担等を通じた再編、管理運営の改善に関する指導

等の推進並びにこれらの飼料増産に向けた取組に必要な作付条件、機械施設の整備を実施（国庫補助金1,455百万円）した。

（なお、機械施設の整備については、認定農業者等における初期投資等の負担を軽減するためのリース事業を含む。）

#### (イ) 未利用地活用放牧促進型

中山間地域を中心とした飼料作物の作付拡大を加速するため、高速刈払機（ブッシュチョッパー）等を用いて、認定農業者等が自発的に取り組む林地、野草地及び耕作放棄地等未利用地の放牧を主体とした畜産的土地活用の実施に必要な条件整備等を実施（国庫補助金1,455百万円）した。

#### (ウ) 技術実証促進型

地域の実情に応じた自主的かつ多様な飼料増産への取組を支援するため、飼料増産に意欲的に取り組む先導的な営農集団等が、市町村等の委託を受けて行う、単収の向上、土地利用の高度化等の技術・営農実証を実施（国庫補助金1,191百万円）した。

## 3 耕畜連携による飼料作物生産振興対策

耕畜連携により水田における稻発酵粗飼料や飼料作物の生産拡大、稻わら等の利用拡大を推進するため、耕畜連携・資源循環総合対策事業において、次の事業を実施した。

### (1) 耕種作物活用型飼料増産対策

- ① 都道府県及び市町村段階における推進計画の策定及び事業の進行管理や行動計画の策定
  - ② 生産給与マニュアルの策定、飼料成分の分析及び雑草防除技術等に関する調査
  - ③ 耕種農家と畜産農家の利用供給契約締結の円滑化のための推進員の設置
  - ④ 都道府県における稻発酵粗飼料に適した品種種子の増殖
  - ⑤ 実証ほの設置及びほ場残さ等のモデル利用体系の実践
- 等の推進並びに水田における飼料増産に向けた取組に必要な作付条件、機械施設の整備を実施（国庫補助金400百万円）した。
- （なお、機械施設の整備については、認定農業者等における初期投資等の負担を軽減するためのリース事業を含む。）

## 4 流通飼料対策

### 飼料の需給及び価格の安定

#### (1) 14年度の飼料需給の動向

##### ア 飼料の総合需給

14年度の飼料の総合需給規模は、可消化養分総量(TDN)で前年度をわずかに上回る2,553 t (0.6%増)と見込まれる。その内訳は、粗飼料が554万t、濃厚飼料が1,999万tである。

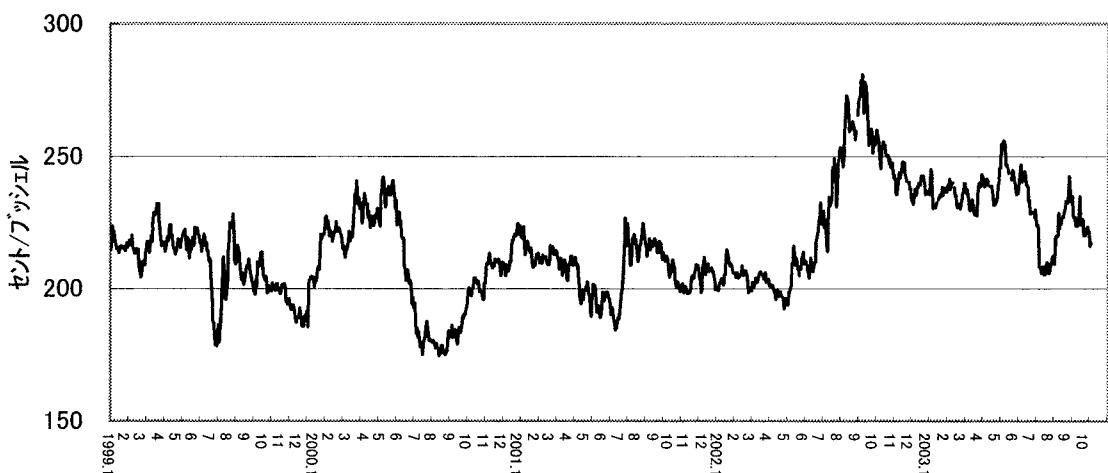
濃厚飼料のうち輸入によるものは1,808万t、国内産濃厚飼料は191万tと見込まれる。

##### イ 飼料穀物の国際需給

2002／03年度の世界の粗粒穀物の生産量は、中国、ブラジル等で増加が見込まれるもの、米国、インド等で減少が見込まれることから、世界全体では前年を下回る8億6,100万t（対前年比4.6%減）の見通しである。

また、消費量は、米国、EU等で減少となることから、

表21 シカゴとうもろこし相場の推移（期近物）



8億9,350万t（対前年比1.4%減）の見通しである。

期末在庫量は、消費量が生産量を上回ることから、1億4,230万t（対前年比18.6%減）の見通しである。

#### ウ 飼料穀物の国際価格

飼料穀物の国際価格の指標となるとうもろこしのシカゴ相場は、2000年末には220セント／buを超える水準で推移していたが、2001年に入り、米国農務省の需給報告で需要が下方修正されたこと等から軟調に推移し、6月末には185セント／bu程度まで下落した。しかしながら、米国の生産地における受粉期の高温、乾燥懸念を受けて7月上旬には一気に230セント／bu程度まで上昇した。その後は、作柄の回復により落ち着きを取り戻し、一進一退を繰り返しながらおおむね軟調に推移した。

2002年に入り、3月末の米国農務省による作付意向調査でとうもろこしの作付面積が増加するとの結果が出たこと等から、引き続き軟調に推移していたが、5月以降、米国主産地における降雨等による作付遅れや、7月に入ってからの干ばつ等による作柄状況悪化により上昇に転じ、9月には、一時、280セント／buを超える水準まで上昇した。その後、米国農務省の需給報告により生産量が上方修正されたこと等により下落し、10月には250セント／buを割り込み、240セント／bu前後で推移した。

2003年に入り、米国産の輸出が低調なことや、南米産の増産が見込まれるとの米国農務省の需給報告を受け、235セント／bu前後とやや下降したが、5月上旬には米国の主産地の作付の遅れが懸念され、256セント／buまで上昇した。その後、作付の進展及び南米産の収穫の進展等から240セント／bu前後で推移していたが、米国の生産地の天候が良好であったことから、205セント／buまで下落した。

しかしながら、米国中西部における気温上昇や乾燥した天候により240セント／bu程度まで上昇したものの、その後の米国農務省の需給報告が上方修正されたことから、220セント／bu前後で推移した。

#### エ 配合飼料の需給及び価格の動向

近年、家畜の飼養頭数は、横這いないしは減少傾向で推移している。同様に配合・混合飼料の生産量も、昭和63年度をピークに横這いないしは減少傾向で推移している。14年度は前年度をわずかに上回る2,441万tとなり、この内訳をみると、配合飼料は前年度比1.5%増の2,372万tとなり、一方混合飼料は前年度比5.8%減の69万tとなり、14年度の配合飼料価格については、飼料穀物価格の上昇の円安の影響等から、上昇基調で推移した。

表22 主要飼料原料の輸入価格（単位：円／t）

品名	12年度	13年度	14年度
とうもろこし	12,886	14,483	15,117
こうりやん	12,372	14,408	15,166
大豆油かす	25,869	29,573	28,832
魚粉	57,271	70,972	78,339

資料：通関統計

表23 配・混合飼料の用途別生産量（単位：千t）

用途	12年度	13年度	14年度
採卵鶏用	6,988	7,002	7,069
プロイラー用	3,428	3,470	3,591
養豚用	6,170	6,048	6,137
乳牛用	3,365	3,357	3,408
肉牛用	3,889	4,066	4,058
その他	160	156	151
計	24,001	24,099	24,414

### (2) 飼料穀物備蓄対策

我が国は配合飼料主原料の大麦を海外からの輸入に依存しており、海外主要生産国の凶作等による供給力の急減、港湾ストライキ等による需給のひっ迫により畜産経営に重大な影響が及ぶおそれがある。こうした事態に対処し、配合飼料の安定的供給を図るため一定量の飼料穀物の備蓄を行う必要がある。

このため、飼料穀物備蓄対策の推進に努め、社団法人配合飼料供給安定機構が飼料穀物（とうもろこし・こうりやん80万t）の備蓄を行うのに要する費用を助成するほか、備蓄用サイロの建設資金について利子補給を行っている。（予算額56億5,407万円）

また、とうもろこし・こうりやんの代替となる大麦等の備蓄については、国自らが実施しており、14年度については、大麦15万t、ミニマム・アクセス米25万tの合計40万tの備蓄を計画し、14年度末の実績は、大麦10万t、ミニマム・アクセス米25万tの合計35万tであった。

### (3) 配合飼料価格安定対策

配合飼料価格の上昇は、飼料費が畜産物生産費の大きな部分を占めていることもあるので、畜産経営に大きな影響を及ぼすことから、配合飼料価格が値上がりした場合に補てんを行う通常補てん制度と異常補てん制度を設け、畜産経営に対する影響の緩和を図っている。

通常補てん制度は、民間が自主的に積み立てた基金により、原則として、当該四半期の配合飼料価格が直前1年間の平均配合飼料価格を超える場合、その超える部分を限度にその価格差を補てんする制度であり、異常補てん制度は、通常補てん制度では対処しえない大幅な値上がりがあった場合に、国と民間が2分の1ずつ積み立てた基金によりその価格差を補てんする制度である。

14年度においては、円安や海外の需給の影響により配合飼料価格が上昇傾向で推移したため、全四半期において通常補てんが行われたが、配合飼料価格の大幅な値上がりはなく、異常補てんは行われなかった。

### (4) 飼料需給安定法の運用

#### ア 14年度飼料需給計画

飼料需給安定法に基づき政府が行う14年度における輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しは、表24の飼料需給計画によることとした。この計画は、14年度における飼料総需要量及び供給量の推算に基づき、国が取り扱っている麦類を対象として、飼料の需給の安定に必要な数量を予定したものである。

なお、この飼料需給計画は、農林水産大臣が需給安定法に基づき、毎年3月に飼料需給計画を策定し、

飼料問題懇談会で検討のうえ、計画策定を行うものである。

表24 14年度飼料需給計画

(単位: 千t)				
品目	期首持越	買入数量	売渡数量	期末持越
小麦	116	454	570	0
大麦	306	1,441	1,500	247
(うち備蓄)	(151)	(0)	(0)	(151)
計	422	1,895	2,070	247

#### イ 14年度の輸入飼料の需給実績

政府が飼料需給安定法に基づいて14年度に実施した輸入飼料の需給実績は、表25のとおりである。

表25 14年度飼料需給実績

(単位: 千t)				
品目	期首持越	買入数量	売渡数量	期末持越
小麦	90	175	265	0
大麦	294	1,204	1,271	227
(うち備蓄)	(155)	(0)	(55)	(100)
計	384	1,379	1,536	227

### (5) その他の

平成10年5月の「新たな麦政策大綱」の決定に基づき、飼料用麦の輸入について、国家貿易の枠内において、輸入方法の弾力化や多様化等を図り、個別の需要にきめ細かく対応した品質・価格での供給を可能とするため、11年度から飼料用輸入麦の同時契約(SBS)方式を導入しており、14年度においては、飼料用小麦51千t、飼料用大麦834千tが契約された。今後、実施状況等を見極めつつ、対象数量を設定することとしている。

## 5 飼料の安全性の確保及び品質の改善

### (1) 飼料の安全性の確保

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。)に基づき、農林水産大臣は、有害畜産物が生産され又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため、農業資材審議会の意見を聴き、飼料又は飼料添加物の基準・規格を設定している。

14年度は、飼料用動物性油脂及び飼料添加物5品目の基準・規格の設定等を行うとともに、遺伝子組換え利用飼料等の安全性確認の手続きを定めた。

また、同法に基づき特定添加物(抗生物質)の検定を肥飼料検査所で行った(14年度検定367件合格)。

### (2) 飼料の品質の改善

飼料の栄養成分に関する品質の改善を図るため、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて飼料の公定規格を定めることができるとされている。

飼料の公定規格による14年度の検定は県及び4指定検定機関において、配合飼料69銘柄、二種混合飼料1銘柄、フィッシュソリュブル吸着飼料2銘柄及び魚粉6銘柄に関して実施された。

### (3) 飼料及び飼料添加物の検査

飼料安全法に基づき、安全性の確保及び品質の改善を図る見地から、国及び都道府県の飼料検査機関が飼料及び飼料添加物の検査を実施した。

14年度における検査状況は、表26のとおりである。

表26 14年度飼料等検査状況

	国	県	合計
立入検査回数	667	1,370	2,037
収去件数	1,618	1,685	3,303
飼 料	1,450	1,684	3,134
飼料添加物	168	1	169
収去品の試験結果			
正常件数	1,589	1,675	3,264
飼 料	1,421	1,674	3,095
飼料添加物	168	1	169
違反件数	29	10	39
飼 料	29	10	39
飼料添加物	0	0	0

### (4) 組換え体利用飼料の安全性の確保

「組換え体利用飼料の安全性評価指針」(平成8年4月19日付け農林水産事務次官依命通達)に基づき、14年度は、組換え体利用飼料の開発業者等から申請のあった除草剤耐性・害虫抵抗性とうもろこし1件について、農業資材審議会の答申を経て、農林水産大臣が当該指針に適合していることの確認を行った。また、平成15年4月1日から遺伝子組換え体利用飼料の安全性確認が飼料安全法に基づき法的に義務化することに伴い、38品種の遺伝子組換え体利用飼料について農業資材審議会の答申を経て、農林水産大臣が安全性確認を行った(なたね15品種、とうもろこし11品種、大豆4品種、わた6品種、てんさい2品種)。

## 第15節 家畜衛生対策

### 1 家畜防疫

#### (1) 家畜伝染病予防事業の実施

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)の規定に基づき、平成13年9月6日、「家畜防疫を総合的に

推進するための指針」を農林水産大臣名で公表し、家畜の伝染性疾病の発生予防のための各種検査、注射、消毒、薬浴及び家畜伝染病の発生時におけるまん延防止措置を計画的に実施した。

平成14年においては、牛海綿状脳症(BSE)の発生が2頭あった。BSEに関する調査検討委員会の報告を受け、14年6月に牛海綿状脳症対策特別措置法が成立し、BSE患者が確認された場合において講すべき措置等を含めた基本計画の策定、死亡牛の届出、検査死亡牛の検査体制の整備の措置を講じた。

また、昨年に引き続き、ヨーネ病、ニューカッスル病、家きんサルモネラ感染症等の発生があった。

牛海綿状脳症については、平成13年9月我が国初のBSEが確認されて以来、平成14年までに合計5頭の発生があった。平成14年には、5月に北海道、8月に神奈川県で1頭ずつ計2頭の発生があり、同居牛等について、疑似患畜の特定等の防疫措置がとられた。

ヨーネ病(牛)は主要な発生(摘発)地域である北海道において、全戸検査が一巡し、発生農場の同居牛検査及びハイリスク牛の自主とう汰も進展したことから、減少傾向にあるが、都府県では発生が増加しており、全体の発生頭数としては増加に転じている。

なお、山羊は3戸4頭の発生となっている。

ブルセラ病及び結核病については、両疾病ともここ数年散発的な発生(摘発)となっており、ブルセラ病は、平成14年11月に1戸1頭(平成13年の1戸1頭)の発生があった。結核病は、平成14年8月に1戸1頭(平成13年の1戸1頭)の発生があった。

ニューカッスル病については、平成14年は5県6戸24,656羽の発生があった。このうち、5戸24,653羽は一般養鶏場での発生、残る1戸3羽は烏骨鶏での発生であった。

家きんサルモネラ感染症については、2県5戸51羽の発生があり、これらは、全て疫学的に関連のある農場での発生であった。

オーエスキーア病については、関東及び南九州の5県で5戸65頭の発生があった。オーエスキーア病の発生戸数及び頭数は昭和63年をピーク(59戸9,491頭)とし、大きく減少したものの、発生県数は平成2年のピーク(11県)以降、大きな変化はなく、浸潤地域の拡大はみられないが、一部地域における常在化の傾向がある。

14年度には、家畜の伝染性疾病の発生予防及び家畜伝染病のまん延防止に要した家畜伝染病予防費として、予備費使用分を含め12億万円を支出した。

#### (2) 自衛防疫事業の推移

畜産農家における家畜疾病の発生予防等を効果的に

表27 14年家畜伝染病発生状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	(頭、羽、群数)		計	
													頭	羽	群	
口蹄疫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流行性脳炎(豚)	0	0	0	0	2	0	0	0	1	1	2	0	0	0	6	
炭疽	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ブルセラ病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	
結核病	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
ヨーネ病(牛)	74	58	59	43	45	56	104	32	81	94	60	74	780			
ヨーネ病(めん羊)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ヨーネ病(山羊)	0	0	2	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	4	
伝達性海綿状脳症(牛)	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	
伝達性海綿状脳症(めん羊)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ニューカッスル病(鶏)	0	32	0	128	21,681	0	0	0	2,815	0	0	0	0	0	24,656	
ニューカッスル病(うずら)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
家kinsalモネラ感染症	0	1	46	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	
腐蛆病	5	0	0	9	10	0	13	88	236	342	0	0	0	0	703	

推進することを目的として、(社) 家畜畜産物衛生指導協会がニューカッスル病約1億5,165万羽、豚伝染性胃腸炎約13万頭、豚流行性下痢約21万頭、イバラキ病約18万頭、牛流行熱約19万頭、牛伝染性鼻気管炎約81万頭、アイノウイルス感染症約31万頭及びチュウザン病約53万頭の各疾病の予防注射を実施した。

このほか、動物用医療品の適正使用について農家を指導した。

また、オーエスキーボの清浄化を図るため、出荷予定豚の抗体検査やワクチン接種を実施した。

豚コレラについては平成12年10月以降原則としてワクチンの接種を中止しており、接種中止戸数の割合は平成14年度末において93.2%となった。

## 2 輸出入検疫

牛、豚、馬等の主要動物の輸入頭数については、牛の輸入が最も多かったが、肥育用素牛が大幅に減少したため、対前年比75%となった。豚は、繁殖用の輸入が大幅に増加し、対前年比155%であった。馬については牛に次いで輸入頭数が多く、対前年比94%であった。めん山羊については、対前年比17%であった。鶏初生ひなの輸入羽数は大幅に増加し、卵用鶏は対前年比124%、肉用鶏は対前年比96%であった。犬は対前年比102%とやや増加した。猫は対前年比95%とやや減少し、きつね、あらいぐま、スカンクは増加し、対前年比115%であった。サルの輸入は対前年比79%と大幅に減少した。

主要動物の輸出は馬のみであり、繁殖用、乗用及び競走用とも増加し、対前年比173%であった。鶏初生ひなの輸出については、11,328羽の実績があった。犬の輸出は、大幅に増加し対前年比146%、猫は対前年比92%と減少した。

畜産物の輸入数量は、牛肉、豚肉、家kinsal肉が大半

を占めており、豚肉及び家kinsal肉が増加したものの、牛肉が対前年比75%と減少したことから、肉類は対前年比96%と減少した。骨類の輸入については、平成13年10月から動物性加工たん白の輸入一時停止措置をとっているため、骨類及び蹄角粉の輸入が激減し、対前年比42%と半減した。ミール類の輸入についても、同じ理由により肉骨粉及び羽毛粉は実績がなく、血粉も対前年比10%と減少したことから、ミール類全体で対前年比0.4%となった。穀物のわら、飼料用の乾草の輸入については、中国産稻わらが昨年4月に輸入検疫証明書の発給停止とされたことから、対前年比31%と減少した。その他、検査対象としている飼料用・肥料用のその他の動物性加工たん白は対前年比118%増加した。畜産物の輸入検疫数量全体ではほぼ前年並みとなった。

畜産物の輸出数量は、皮類が対前年比112%と増加し、肉類についても対前年比130%と増加した。一方、骨類については対前年比3%、臓器類については対前年比78%、毛類については対前年比64%と激減した。畜産物輸出検疫数量全体では対前年比121%と大幅に増加した。

表28 平成14年の輸出入検疫数量（速報値）

(単位=動物:頭羽、畜産物:t)		
	輸 出	輸 入
牛	-	14,547
豚	-	291
その他偶蹄類	1	5
馬	221	4,676
兎	156	3,933
鶏		-
初生ひな	11,328	1,183,838
犬	5,008	12,283
猫	1,566	2,288
あらいぐま	-	-
きつね	-	55
スカンク	-	30
サル		5,442
指定外動物	125,211	273,168
骨類	17	56,606
肉類	8,838	2,306,969
臓器類	883	53,904
卵類	917	14,636
皮類	67,242	68,047
毛類	353	10,013
ミール類	1,808	458
動物性加工たん白		869,336
わら等		64,161

### 3 獣 医 事

#### (1) 獣医療体制整備の推進

獣医療需要の多様化、高度化等に対応し的確な獣医療の確保を図るため、獣医療法（平成4年法律第46号）に基づく獣医療計画制度により、国が定めた基本方針に即して都道府県が獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を定め、国と都道府県が一体となって獣医療提供体制の整備を推進している。

#### (2) 獣医師法第16条の2に基づく臨床研修

獣医師法（昭和24年法律第186号）第16条の2に基づき、診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後も、大学の獣医学に関する学部若しくは学科の付属施設である飼育動物の診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設において臨床研修に努めることとされている。

#### (3) 第54回獣医師国家試験

第54回獣医師国家試験は、平成15年3月5日及び6日の2日間、全国3試験地で行われ、受験者1,210名中964名（79.7%）が合格し、獣医師免許申請資格を得た。

#### (4) 獣 医 事 審 議 会

獣医師法第24条の規定により設置された獣医事審議

会について、獣医事審議会、試験部会及び免許部会が開催され、①第54回獣医師国家試験の実施、②獣医師国家試験等の受験資格の認定、③獣医師法第8条第2項第3号における交通事犯の取扱い、④獣医事審議会運営規程の改正等について審議が行われた。

### 4 保 健 衛 生

14年度末における家畜保健衛生所数は全国179か所で、職員数は獣医師職員2,099名、事務系・その他職員326名となっている。

#### (1) 家畜保健衛生所の施設整備

家畜の飼養形態の多頭化、集団化等の中で、家畜伝染病に対する危機管理の観点から疾病の監視体制を強化する事前対応型の防疫体制の構築が必要となっており、このために迅速かつ的確な検査・診断体制の整備が重要となっている。このため家畜検査の迅速化、高度な疫学診断等に対応するための施設機器を地域の家畜衛生事情に即して家畜保健衛生所に整備し、地域の家畜防疫体制、監視体制の強化の促進を図った。

#### ア 迅速診断対応機器

検査用の材料を迅速かつ多量に処理することを可能とし、検査の効率化、検査時間の短縮等を図るため、酵素抗体測定装置、豚コレラ迅速診断機器等の設置を行った。平成14年度は、33県において酵素抗体測定装置、微量成分分析機器等が設置された。

#### イ 高度診断対応機器

多様化、高度化する検査・診断を迅速かつ的確に行うとともに、疫学的な診断を可能とする遺伝子情報解析診断機器、病理診断画像処理機器等の設置を行った。平成14年度は、19県において遺伝子抽出装置、PCR検査機器等が設置された。

#### ウ バイオセキュリティ関連機器

病原体の野外への汚染防止を図るため、セイフティキャビネット・滅菌機器の整備を行った。平成14年度は、15県において安全キャビネット、高圧蒸気滅菌器等が設置された。

#### エ 緊急性病性鑑定対応機器

万が一、海外悪性伝染病が日本で発生した場合において、初動防疫を迅速かつ的確に行い、病原体の拡散を最小限に抑止するための機器の整備を行った。平成14年度は、4県において、画像通信機器等が整備された。

#### オ BSE関連病性鑑定機器・施設

牛海綿状脳症対策特別措置法の施行に伴い、原則、15年4月1日からの24か月齢以上の死亡牛のBSE全頭検査体制を構築するため、31県において採材施

設、死亡牛の一時冷蔵保管施設又は検査陽性牛等の焼却施設が設置された。

#### (2) 家畜衛生に関する各種指導等

家畜の種類及び地域の実情に応じた総合的な家畜衛生に関する各種指導を畜産農家等を対象として行うことにより畜産の進展に即応した家畜衛生技術の浸透及び定着を図るとともに、地域の実情に応じた家畜衛生対策の実施に資するため、次の家畜衛生対策事業を家畜保健衛生所が中心となって行ってきた。

##### ア 「監視・危機管理体制整備対策」

家畜衛生関連情報整備対策で家畜衛生に係る情報の収集及び提供を効率的、円滑に推進するための体制を整備するため、①地域、ブロック及び全国におけるシステム普及検討会の開催、②モニター農家、モニター獣医師を通じた家畜衛生の情報及び動物用医薬品の副作用に関する情報の収集・分析等、③都道府県における防疫マップの整備を実施した。診断予防技術向上対策で伝染性疾病の新たな診断方法、予防技術の確立のための調査・検討を行った。また、この他まん延防止円滑化対策として調整会議の開催及びブロック防疫演習の開催を実施し、地域の実情に応じた防疫体制の確立を図った。動物用医薬品危機管理対策として医薬品の品質確保、薬剤残留、薬剤耐性菌等に関する情報を収集することにより、医薬品の使用に起因する危害発生を防止するとともに、医薬品の有効性、安全性に反映させるために医薬品の検査、使用実態調査を実施した。

自衛防疫・自主管理強化対策として①豚コレラ撲滅対策、②家畜の移動にともなうヨーネ病等家畜疾病の侵入防止を図る家畜導入情報収集整備対策、③沖縄県におけるオウシマダニの侵入防止のために監視体制の強化を図る沖縄牧野ダニ侵入防止対策、④推進協議会の開催や印刷物等による各種家畜衛生情報の広報による自衛防疫の推進を実施した。

##### イ 「生産性向上対策」

畜産経営における生産性の向上のため慢性疾病及び牛のほ育期における疾病を予防するための生産ガイドライン（疾病防除マニュアル等）作成のための調査及び検査を行った。

##### ウ 「畜産物安全性確保対策」

生産現場における畜産物の安全性確保のため①地域一体となったHACCP方式に基づく畜産物の生産衛生管理体制の構築を図るための生産衛生管理体制整備、②衛生的な鶏卵の生産体制を推進するためのサルモネラ総合対策指針の検討のために調査・検査を行う鶏卵衛生管理体制整備、③生産現場及び教

育現場において動物由来の感染症について定期的なモニタリング調査を行い発生状況等を検討する動物由来感染症監視体制整備をそれぞれ行った。

#### (3) 第43回全国家畜保健衛生業績発表会

第43回全国家畜保健衛生業績発表会は、4月25日、26日千代田区公会堂において開催され、全国各ブロック代表48名により家畜保健衛生所の日常業務に関連した業務の運営、調査、研究等が発表され、農林水産大臣賞2題、生産局長賞22題が選出され、賞状が授与された。

## 5 動 物 薬 事

#### (1) 動物用医薬品等製造（輸入販売）業許可及び承認状況（平成14年1月1日から12月31日）

ア 薬事法（昭和35年法律第145号）第12条第1項の規定に基づく製造業の許可件数は、医薬品5件、医薬部外品2件及び医療用具36件であり、また、同法第22条第1項の規定に基づく輸入販売業の許可件数は、医薬品8件、医薬部外品2件及び医療用具12件であった。

イ 同法第14条第1項の規定に基づき承認された品目数は、製造については医薬品46品目、医薬部外品51品目及び医療用具18品目であり、また、輸入については医薬品27品目、医薬部外品3品目及び医療用具12品目であった。

#### (2) 動物用医薬品の再評価

薬事法第14条の5（同法第23条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、承認、許可を受け市販されている動物用医薬品を有効性、安全性等の観点から最新の学問水準に照らして見直す再評価制度を実施している。

この見直し手続は、承認されている動物用医薬品の全品目について、通常5年ごとのスクリーニング作業を行い、問題となる情報が得られた成分を再評価を受けるべき医薬品として指定し、再評価を行うこととしている。平成14年度に見直しの対象となる82成分について、平成14年3月に関係者に通知し、スクリーニング作業を実施した。

#### (3) 動物用医薬品の使用の規制

動物用医薬品のうち、適正に使用されなければ畜産物等に残留し、人の健康を損うおそれのある医薬品については、動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和55年農林水産省令第42号）により適正な使用を確保しているところである。

薬事法第83条の2第1項に基づき、使用規制の対象医薬品の追加、使用対象動物の追加等を行うとともに、

食品衛生法に基づく動物医薬品等の残留基準の設定に対応した使用基準の改正を行ってきている。

#### (4) 国家検定等の検査

##### ・国家検定

薬事法第43条第1項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した平成14年度の国家検定状況
生物学的製剤 (受付件数867件)
合格 858件
不合格 2件
検定中止 7件

##### ・収去検査

薬事法第69条第3項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した平成14年度の製造業者等への立入検査による収去品の検査

	収去件数	不合格件数
一般薬	72件	2件
抗生物質製剤	9件	0件
生物学的製剤 (体外診断薬)	9件	1件

##### ・依頼検査

動物医薬品検査所依頼試験検査規定に基づき平成14年度に動物医薬品検査所が実施した検査

動物用抗生物質製剤検査命令実施要領に基づく依頼検査

受付件数	204件
不合格件数	0件
動物用血液型判定用抗体検査命令実施要領に基づく依頼検査	
受付件数	2件
不合格件数	0件

#### (5) 全国動物薬事監視事務打ち合わせ会議

全国動物薬事監視事務打ち合わせ会議は、動物用医薬品等に関する薬事監視の円滑化を図るため都道府県の薬事監視員を対象に実施している。14年度は14年12月17日に開催し、薬事法の改正等の説明、薬事監視指導上の諸事項について協議検討を行った。

#### (6) 規制緩和の実施状況

動物用医薬品等は畜産経営における重要な生産資材であり、その価格低減の推進等を図る観点から、「規制緩和推進計画」において決定された動物用医薬品に係る許可関係26項目、承認19項目及び検定検査3項目の計48項目について平成9年度までに全ての措置（動物用医療用具製造業等の許可の有効期間の延長等）を終了した。さらに平成11年度からは動物用医薬品に対する規制は、国民生活の安全確保及び財産の保護に係る安全規制であることに留意しつつ、承認不要品目の

拡大、検査の合理化、動物用ワクチン等の輸入数量制限の廃止について規制の見直しを順次行って来たところである。

## 6 技 術 普 及

家畜衛生講習会規程に基づく家畜衛生講習会及び研修会は、家畜の多頭飼育の進展等に伴う家畜衛生事情の変化に対応し、家畜衛生技術の向上を図るために実施している。受講者は地域の家畜衛生関係技術者に対して伝達講習を行って習得技術を速やかに普及するとともに、種々の事業等を通じて畜産関係技術者及び畜産農家に対し家畜衛生に関する知識及び技術の普及浸透を図っている。14年度は、家畜衛生講習会については動物衛生研究所の本・支所・七戸研究施設・海外病研究部、千葉県農業共済連で11回開催され、延べ272名が受講した。また、家畜衛生研修会については、病性鑑定研修会の他、国内におけるBSEの発生を踏まえ、前年度のBSEエライザ検査技術研修会に続き、14年度はBSEウエスタンプロット検査技術研修会を動物衛生研究所本所で開催した。各講習会及び研修会の種類、回数及び受講人数は表29のとおりである。

表29 14年度家畜衛生講習会及び研修会

種 類	回 数	受 講 人 員		計
		県職員	その他の員	
家畜衛生講習会	11	261	272	272
基本講習会	1	47	2	49
総合講習会	1	42	1	43
特殊講習会	9	172	8	180
鶏 疾 病	1	32	1	33
豚 疾 病	1	28	4	32
牛 疾 病	1	37	2	39
繁殖障害	1	19	0	19
病性鑑定	4	28	0	28
獣医医学	1	28	1	29
家畜衛生研修会	5	224	2	226
病性鑑定	4	178	2	180
BSEウエスタンプロット				
検査技術	1	46	0	46
計	16	485	13	498

## 7 広 報 関 係

家畜衛生に関する広報活動の一環として、家畜衛生週報を発行し、内外の家畜衛生事業に関する情報を全国の家畜衛生機関に迅速に提供して的確な家畜衛生行政の推進に努めるとともに、家畜衛生統計及び家畜伝染病発生月報を印刷配布した。

## 8 國際関係

### (1) 國際会議

第70回国際獣疫事務局（OIE）総会が、平成14年5月にパリの本部で開催され、北村副大臣、衛生課長衛生課国際衛生対策室長、独立行政法人農業生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所研究員、独立行政法人水産総合研究センター研究員ら動物検疫所検疫官が出席した。平成15年10月にタイで開催された牛海綿状脳症リスク分析に関するワークショップ、平成14年9月にアメリカで開かれたワクチンシンポジウム、スイスで開かれたWHO／SPS委員会にそれぞれ出席した。（2003年10月末日現在）

### (2) 國際事務

各国の家畜衛生状況等をOIE速報及び月報、各国からの報告書により把握し、家畜衛生週報に適宜掲載するとともに、我が国の家畜伝染病発生月報を各国に送付した。また、動・畜産物の輸出入に当たり、各国と家畜衛生条件を取り決めた。

### (3) その他の

甲虫によるみつばちへの被害等の調査のため平成15年5月に豪州へ、口蹄疫についての家畜衛生事情調査のため平成15年6月に英国へ、口蹄疫不活化予防液の製造・検定の立会調査のため平成15年6月から7月にかけて英国及びオランダへそれぞれ専門家を派遣した。

## 第16節 中央競馬及び地方競馬

### 1 中央競馬

14年度（1～12月）の中央競馬は、札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、中京、京都、阪神及び小倉の10競馬場において、合計36回、288日開催された。

売得金は3兆1,335億円、入場人員は871万人となり、前年比では売得金で3.8%、入場人員で10.2%それぞれ減少した。

場外発売は、北海道4か所（札幌、釧路、静内、室蘭）、関東17か所（銀座、後楽園、新宿、渋谷、錦糸町、浅草、新橋、汐留、横浜、伊勢佐木、銀座通り、石和、立川、田無、新白河、横手、田舎館）、関西11か所（梅田、難波、道頓堀、京都、神戸、名古屋、広島、米子、高松、八幡、佐世保）の計32か所の場外発売所のほか電話投票所及び非開催競馬場を使用して行われており、総売得金額の93.0%に相当する2兆9,130億円を発売した。

この結果、売得金総額の10%に相当する3,133億円を第1国庫納付金として納付するとともに、14年度決算により生じた利益剰余金の50%に相当する176億円を第2国庫納付金として納付した。

中央競馬の馬主、調教師、騎手及び競走馬は、日本中央競馬会が行う登録または免許を受けなければな

表30 中央競馬開催状況

年次	開催回数	開催日数	入場人員	国庫納付金			
				勝馬投票券	売得金額	第1	第2
年	回	日	千人	百万円	百万円	百万円	特別 百万円
8	36	288	13,796	3,986,228	398,623	76,340	—
9	36	288	12,682	4,000,662	400,066	67,374	—
10	36	288	11,856	3,801,218	380,122	47,083	—
11	36	285	11,030	3,657,242	365,724	37,176	—
12	36	288	11,409	3,434,758	343,476	15,332	—
13	36	288	9,701	3,258,697	325,870	14,933	—
14	36	288	8,712	3,133,485	313,349	17,615	—

表31 地方競馬開催状況

年次	開催競馬場数	主催者数	開催回数	開催日数	入場人員	勝馬投票券	
						勝馬投票券	売得金額
年	年	回	回	日	千人	百万円	百万円
8	27	25	421	2,435	12,284	694,925	4,761
9	29	25	418	2,413	12,238	707,043	5,834
10	30	25	420	2,418	11,553	657,769	4,682
11	30	25	420	2,389	10,931	623,090	3,550
12	29	24	410	2,274	9,311	556,062	2,540
13	29	23	389	2,089	8,576	522,186	3,580
14	26	21	361	1,909	7,854	490,368	1,635

らないが、15年4月1日現在では、馬主2,435名（うち法人334、組合20）、調教師228名、騎手173名、登録馬7,344頭となっており、またきゅう務員等2,738名となっている。

## 2 地方競馬

14年度（4～3月）の地方競馬は、全国の26競馬場において21主催者（道県3、指定5市、一部事務組合13）が開催し、開催回数361回（うち特別競馬分として3回を含む。）、開催日数1,909日、入場人員785万人、売得金額4,904億円となり、前年比では入場人員は8.4%、売得金は6.1%それぞれ減少した。

また、平成14年度における地方公共団体の一般会計等への繰入額合計は前年比54.3%減の16億円となり、道県及び指定市町村の一般会計に繰り入れられ、学校施設、一般土木、社会福祉等の経費に充当されている。

地方競馬の馬主、調教師、調教師補佐、騎手及び競走馬は、地方競馬全国協会が行う登録又は免許を受けなければならないが、15年3月31日現在では、馬主7,000名（うち法人420、組合7）、調教師792名、調教師補佐43名、騎手518名、登録馬22,500頭となっており、また、15年4月1日現在の認定きゅう務員は4,014名となっている。

地方競馬全国協会の業務として行っている畜産振興補助事業の14年度実績は、件数367件、金額は約24億円となっている。

表32 地方競馬収益金（一般会計等繰入金）の使途

（単位：百万円）

繰入金 (内訳)	1,635
学校施設	577
一般土木	508
農林水産振興	—
公共施設	110
都市計画等	—
警察・消防	—
社会福祉	59
医療普及	—
スポーツ振興	—
その他	381